

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成16年6月29日
【事業年度】	第2期（自平成15年4月1日至平成16年3月31日）
【会社名】	株式会社みずほコーポレート銀行
【英訳名】	Mizuho Corporate Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 齋藤 宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 田中 良樹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
【電話番号】	東京（3214）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	主計部次長 田中 良樹
【縦覧に供する場所】	証券取引法の規定による備置場所はありません。

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

(1)前連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度
		(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
連結経常収益	百万円	1,569,239	1,585,413
連結経常利益(は連結経常損失)	百万円	1,480,232	574,022
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	1,639,601	317,327
連結純資産額	百万円	1,349,841	2,063,012
連結総資産額	百万円	68,868,592	69,291,176
1株当たり純資産額	円	69.68	32.91
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	286.73	44.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	35.98
連結自己資本比率(国際統一基準)	%	10.42	13.02
連結自己資本利益率	%	761.00	255.41
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	818,510	1,293,616
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,957,312	1,877,165
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	418,330	494,576
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	1,953,873	1,865,102
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	10,891 [1,205]	9,651 [1,095]

(注)1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

なお、平成14年度は連結当期純損失が計上されているため、「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は記載しておりません。

3. 「連結自己資本比率」は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国際統一基準を採用しております。

4. 「連結株価収益率」については、当行は上場していないため記載しておりません。

## (2) 当行の前事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第1期	第2期		
決算年月		平成15年3月	平成16年3月		
経常収益	百万円	1,486,770	1,362,859		
経常利益 ( は経常損失)	百万円	1,492,635	541,580		
当期純利益 ( は当期純損失)	百万円	1,633,441	340,188		
資本金	百万円	1,070,965	1,070,965		
発行済株式総数	千株	普通株式	6,831,124	普通株式	6,831,124
		第二回第四種優先株式	64,500	第二回第四種優先株式	64,500
		第三回第三種優先株式	53,750	第三回第三種優先株式	53,750
		第四回第三種優先株式	53,750	第四回第三種優先株式	53,750
		第五回第五種優先株式	18,810	第五回第五種優先株式	18,810
		第六回第六種優先株式	57,000	第六回第六種優先株式	57,000
		第七回第七種優先株式	57,000	第七回第七種優先株式	57,000
		第八回第八種優先株式	85,500	第八回第八種優先株式	85,500
		第九回第九種優先株式	121,800	第九回第九種優先株式	121,800
		第十回第十種優先株式	121,800	第十回第十種優先株式	121,800
		第十一回第十三種優先株式	721,930	第十一回第十三種優先株式	721,930
純資産額	百万円	1,404,499	2,132,150		
総資産額	百万円	59,593,402	59,921,696		
預金残高	百万円	14,723,194	16,569,649		
債券残高	百万円	7,878,927	6,743,929		
貸出金残高	百万円	27,632,516	23,703,886		
有価証券残高	百万円	14,716,782	18,482,622		
1株当たり純資産額	円	61.68	43.04		
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式	-	普通株式	-
		第二回第四種優先株式	(-)	第二回第四種優先株式	42.00
		第三回第三種優先株式	(-)	第三回第三種優先株式	11.00
		第四回第三種優先株式	(-)	第四回第三種優先株式	8.00
		第五回第五種優先株式	(-)	第五回第五種優先株式	22.50
		第六回第六種優先株式	(-)	第六回第六種優先株式	8.20
		第七回第七種優先株式	(-)	第七回第七種優先株式	14.00
		第八回第八種優先株式	(-)	第八回第八種優先株式	47.60
		第九回第九種優先株式	(-)	第九回第九種優先株式	17.50
		第十回第十種優先株式	(-)	第十回第十種優先株式	5.38
		第十一回第十三種優先株式	(-)	第十一回第十三種優先株式	(-)
1株当たり当期純利益 ( は1株当たり当期純損失)	円	285.66	48.00		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円	-	38.63		
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	9.99	14.25		
自己資本利益率	%	507.08	569.93		
株価収益率	倍	-	-		
配当性向	%	-	-		
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	7,713 [1,142]	6,966 [1,026]		

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 第1期(平成15年3月)から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」(以下「1株当たり情報」という)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 第1期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

4. 株価収益率については、当行は上場していないため記載しておりません。

## 2【沿革】

明治13年 1月	合本安田銀行として創業
明治26年 7月	合資会社安田銀行に改組
明治33年10月	合名会社安田銀行に改組
明治45年 1月	株式会社安田銀行に改組
大正12年 7月	合同の母体として株式会社保善銀行を設立
大正12年11月	株式会社保善銀行に株式会社安田銀行以下11行が合併、同時に商号を株式会社安田銀行に変更
昭和18年 4月	株式会社日本昼夜銀行を合併
昭和19年 8月	株式会社昭和銀行を合併、株式会社第三銀行の営業を譲受け
昭和23年10月	商号を株式会社富士銀行と改称
昭和24年 5月	東京・大阪両証券取引所に株式を上場 (その後昭和24年 8月京都、昭和25年 4月札幌両証券取引所に株式を上場)
平成 6年10月	富士証券株式会社を設立
平成 8年 6月	富士信託銀行株式会社を設立
平成11年 3月	安田信託銀行株式会社の第三者割当増資を引き受け子会社化
平成11年 4月	富士信託銀行株式会社および第一勧業信託銀行株式会社を合併、商号を第一勧業富士信託銀行株式会社に変更
平成12年 9月	株式会社第一勧業銀行および株式会社日本興業銀行とともに、株式移転により、当行の完全親会社である株式会社みずほホールディングスを設立し、当行は株式上場を廃止
平成12年10月	第一勧業富士信託銀行株式会社および興銀信託株式会社を合併、商号をみずほ信託銀行株式会社に變更
平成12年10月	富士証券株式会社、第一勧業証券株式会社および興銀証券株式会社を合併、商号をみずほ証券株式会社に變更
平成14年 1月	株式会社第一勧業銀行、株式会社日本興業銀行との間で、当行、株式会社第一勧業銀行および株式会社日本興業銀行を株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編するための会社分割および合併契約締結 株式会社みずほホールディングスとの間で、みずほ証券株式会社およびみずほ信託銀行株式会社に関する管理営業を分割するための会社分割契約締結 (臨時株主総会承認日 平成14年 2月 8日、会社分割および合併期日 平成14年 4月 1日)
平成14年 4月	株式会社第一勧業銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割および合併を行い、株式会社みずほ銀行および株式会社みずほコーポレート銀行が発足
平成15年 1月	株式会社みずほホールディングスの出資により、株式会社みずほフィナンシャルグループを設立 株式会社みずほホールディングスの臨時株主総会において、会社分割により、みずほ信託銀行株式会社を同社の直接の子会社とすることについて可決承認
平成15年 3月	株式会社みずほホールディングスとの株式交換により、みずほ証券株式会社を当行の直接の子会社に再編
平成15年 5月	再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離することを目的に、当行の直接子会社として株式会社みずほコーポレートおよび株式会社みずほグローバルを設立

### 3【事業の内容】

「みずほフィナンシャルグループ」（以下、当グループ）は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、連結子会社118社及び持分法適用関連会社28社等で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務、資産運用管理業務などの金融サービスを提供しております。

当グループは、平成15年度上期より「みずほの『企業再生プロジェクト』」をスタートし、企業再生の早期実現と信用創造機能の一段の強化を行う体制を整備いたしました。具体的には、当行、株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社各々の直接子会社として、再生専門会社4社（株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル、株式会社みずほプロジェクト、株式会社みずほアセット）を設立し、各銀行から再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を各再生専門子会社に分離いたしました。また、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社として、企業再生に係るノウハウ等を結集して企業再生スキームを各再生専門子会社に提供する株式会社みずほアドバイザーを設立いたしました。

当行は、大企業（上場企業等）・金融法人およびそのグループ会社、公団・事業団ならびに海外の日系・非日系企業を主要なお客さまとし、コーポレートファイナンスを主体とする銀行であり、銀行業務を中心に、証券業務その他金融サービスに係る事業を行っております。

当連結会計年度末における当行の組織を事業系統図によって示すと以下のとおりであります。



(注) 1. 平成16年4月1日付で以下の組織変更を実施いたしました。

IT・システム・事務グループの改編

- ・IT・システム・事務グループをIT・システムグループ、事務グループに分割し、IT・システム統括部をIT・システムグループに、事務統括部、事務推進部、本店営業事務部、内幸町営業事務部、大手町営業事務部および大阪営業事務部を事務グループに設置。

調査部の管理部への統合

- ・調査部を廃止し、同部の機能を管理部に集約。

国際業務管理部の名称変更

- ・国際業務管理部の名称を国際管理部に変更。

2. 平成16年4月12日付でコンプライアンス統括部内に管理室を設置いたしました。

3. 平成16年5月10日付で、外為営業第一部内の本店外為事務室、内幸町外為事務室、大手町外為事務室を改編し、送金事務室、輸出入事務室、総務・予約預金事務室を設置いたしました。

4. 平成16年6月7日付で以下の組織変更を実施いたしました。

営業部の改編

- ・本店営業第三部、第五部および第十部を廃止し、営業第三部～第六部および第十八部を設置。

企業推進部の改編

- ・企業推進部を廃止し、企業推進第一部および第二部を設置。これに伴い、企業推進部グループ企業室を廃止し、企業推進第二部内に企業推進室を設置。

5. 平成16年6月14日付で統合リスク管理部の名称を総合リスク管理部に変更いたしました。

6. 平成16年6月21日付で、本店営業第一部、第二部、第四部、第六部～第九部、第十一部、第十二部、内幸町営業第一部～第七部および大手町営業第一部～第七部を廃止し、営業第一部、第二部、第七部～第十七部を設置いたしました。

当行及び当行の主な連結子会社等を事業セグメント別に区分いたしますと、下記のとおりとなります。

銀行業：(株)みずほコーポレート銀行、(株)みずほコーポレート、(株)みずほグローバル、オランダみずほコーポレート銀行、カナダみずほコーポレート銀行、米国みずほコーポレート銀行、ドイツみずほコーポレート銀行、インドネシヤみずほコーポレート銀行、みずほキャピタル・マーケット・コーポレーション、MHCBAアメリカ・ホールディングズ  
証券業：みずほ証券(株)、新光証券(株)、みずほインターナショナル、スイスみずほ銀行、米国みずほ証券  
その他：興銀リース(株)、芙蓉総合リース(株)、(株)みずほアドバイザリー、確定拠出年金サービス(株)

#### 4【関係会社の状況】

(親会社)

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 被所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965 百万円	金融持株会社	100.0 (100.0) [ - ]	3 (3)	-	-	当行に建物の一部を賃貸	-
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区	1,000,000 百万円	銀行持株会社	100.0 ( - ) [ - ]	2 (2)	-	金銭貸借関係	当行に建物の一部を賃貸	-

(連結子会社)

銀行業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
阪神清和土地株式会社	東京都豊島区	100 百万円	不動産管理・ 賃貸業務	100.0 (100.0) [ - ]	2	-	預金取引関係	当行に建物の一部を賃貸	-
ケージー土地建物株式会社	東京都豊島区	100 百万円	不動産管理・ 賃貸業務	100.0 (100.0) [ - ]	2	-	預金取引関係	当行に建物の一部を賃貸	-
アイビーファイナンス株式会社	東京都中央区	10 百万円	金融業務	100.0 ( - ) [ - ]	1	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
株式会社ビジネス・チャレンジド	東京都町田市	10 百万円	銀行事務代行 業務	100.0 ( - ) [ - ]	4	-	事務委託関係 預金取引関係	-	-
株式会社みずほコーポレート	東京都中央区	187,755 百万円	貸金業務	100.0 ( - ) [ - ]	6 (5)	-	事務受託関係 預金取引関係	当行より建物を賃借	-
株式会社みずほグローバル	東京都中央区	101,730 百万円	貸金業務	100.0 ( - ) [ - ]	6 (5)	-	事務受託関係 預金取引関係	当行より建物を賃借	-
Mizuho Corporate Bank (Germany) Aktiengesellschaft	ドイツ連邦共和国 ヘッセン州 フランクフルト・アム・マイン市	46,016 千ユーロ	銀行業務 証券業務	83.3 ( - ) [ - ]	5 (1)	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	-	-
Mizuho Finance (Curacao) N.V.	オランダ領 アンティル諸島 キュラソー島	200 千米ドル	金融業務	100.0 ( - ) [ - ]	2	-	保証関係	-	-
Mizuho Corporate Brasil Ltda.	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	17,790 千ブラジリアル	銀行サンパウロ駐在員事務所補助業務	99.9 ( - ) [ - ]	2	-	-	-	-
Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.	オランダ王国 アムステルダム市	111,794 千ユーロ	銀行業務 証券業務	100.0 ( - ) [ - ]	4	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	-	-
Mizuho Corporate Bank of California	米国 カリフォルニア州 ロスアンゼルス市	34,000 千米ドル	銀行業務	100.0 ( - ) [ - ]	4	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	-	-

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
Mizuho Corporate Bank (USA)	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	98,474 千米ドル	銀行業務	100.0 ( - ) [ - ]	4	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	-	-
IBJTC Business Credit Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	100 千米ドル	金融業務	100.0 (100.0) [ - ]	2	-	-	-	-
MHCB (USA) Leasing & Finance Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	10 千米ドル	リース業務	100.0 (100.0) [ - ]	4	-	-	-	-
Mizuho Corporate Asia (HK) Limited	中華人民共和國 香港特別行政区	51,200 千米ドル	インベストメント バンキング 業務 証券業務	100.0 ( - ) [ - ]	6	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	当行より建物の 一部を賃借	-
Mizuho Corporate Australia Ltd.	オーストラリア ニューサウスウ ェールズ州 シドニー市	56,480 千豪ドル	銀行業務	100.0 ( - ) [ - ]	3	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	当行より建物の 一部を賃借	-
PT. Bank Mizuho Indonesia	インドネシア共 和国 ジャカルタ市	396,250,000 千インドネ シアルピア	銀行業務	98.9 ( - ) [ - ]	7	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	-	-
Mizuho Finance (Cayman) Limited	英国領 ケイマン諸島	10 千米ドル	金融業務	100.0 ( - ) [ - ]	2	-	保証関係	-	-
MHCB America Holdings, Inc.	米国 ニュージャージ ー州 ティーネック市	1 千米ドル	持株会社	100.0 ( - ) [ - ]	4	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
MHCB America Leasing Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1 千米ドル	リース業務	100.0 (100.0) [ - ]	4	-	-	-	-
Mizuho Capital Markets Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	3 千米ドル	デリバティブ ズ業務	100.0 (83.4) [ - ]	5 (1)	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	-	-
Mizuho Capital Markets (UK) Limited	英国 ロンドン市	11,795 千米ドル	デリバティブ ズ業務	100.0 (82.6) [ - ]	4	-	預金取引関係	当行より建物の 一部を賃借	-
Mizuho Capital Markets (HK) Limited	中華人民共和國 香港特別行政区	5,000 千米ドル	デリバティブ ズ業務	100.0 (100.0) [ - ]	5	-	預金取引関係	当行より建物の 一部を賃借	-
Crystal Fund	英国領 ケイマン諸島	1 千米ドル	資産運用業務	100.0 (100.0) [ - ]	3	-	預金取引関係	-	-
Spring Capital Corporation	英国領 ケイマン諸島	82,000 千米ドル	金融業務	100.0 (100.0) [ - ]	4	-	預金取引関係	-	-
Spring Capital Holdings, Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	82,000 千米ドル	持株会社	100.0 (100.0) [ - ]	3	-	預金取引関係	-	-
Mizuho Preferred Capital Holdings Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	500 米ドル	持株会社	100.0 ( - ) [ - ]	2	-	-	-	-
Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	125,000 千米ドル	金融業務	100.0 (100.0) [ - ]	4	-	-	-	-

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
Mizuho JGB Investment Holdings Inc.	米国 デラウェア州 ウィルミントン 市	20 米ドル	持株会社	100.0 ( - ) [ - ]	3	-	-	-	-
Mizuho JGB Investment L.L.C.	米国 デラウェア州 ウィルミントン 市	200,000 千米ドル	金融業務	100.0 ( 100.0 ) [ - ]	4	-	-	-	-
Mizuho Corporate Bank (Canada)	カナダ オンタリオ州 トロント市	165,215 千カナダダ ル	銀行業務	100.0 ( - ) [ - ]	3	-	コルレス関係 金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited	英国領 ケイマン諸島	2,600 百万円	金融業務	100.0 ( - ) [ - ]	-	-	-	-	-
Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited	英国領 ケイマン諸島	2,300 百万円	金融業務	100.0 ( - ) [ - ]	-	-	-	-	-
Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited	英国領 ケイマン諸島	10,000 百万円	金融業務	100.0 ( - ) [ - ]	-	-	-	-	-

### 証券業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
みずほ証券株式会社	東京都千代田区	150,200 百万円	証券業務	100.0 ( - ) [ - ]	-	-	金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	-	-
Mizuho International plc	英国 ロンドン市	257,636 千英ポンド	証券業務 銀行業務	100.0 ( 100.0 ) [ - ]	-	-	金銭貸借関係 預金取引関係 保証関係	-	-
Mizuho Securities USA Inc.	米国 ニュージャージ ー州 ホーボーケン市	231 千米ドル	証券業務	100.0 ( 100.0 ) [ - ]	1 ( 1 )	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
Mizuho Bank (Switzerland) Ltd.	スイス連邦 チューリッヒ市	159,400 千スイスフ ラン	証券業務 銀行業務 信託業務	100.0 ( 100.0 ) [ - ]	-	-	預金取引関係	-	-
Mizuho Futures (Singapore) Pte., Ltd	シンガポール共 和国 シンガポール市	4,000 千シンガポ ールドル	金融業務	100.0 ( 100.0 ) [ - ]	-	-	-	-	-
Mizuho International (Nominees) Limited	英国 ロンドン市	0 千英ポンド	金融業務	100.0 ( 100.0 ) [ - ]	-	-	-	-	-
The Bridgeford Group, Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1,000 千米ドル	M & A業務	100.0 ( 100.0 ) [ - ]	-	-	預金取引関係	-	-
Mizuho Securities Asia Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	330,000 千香港ドル	証券業務	100.0 ( 100.0 ) [ - ]	-	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
株式会社日本投資環 境研究所	東京都千代田区	100 百万円	コンサルティ ング業務 情報提供サー ビス業務	97.0 ( 97.0 ) [ 3.0 ]	-	-	預金取引関係	-	-

その他事業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	200 百万円	金融技術の調査・研究・開発業務	60.0 (-) [-]	5 (1)	-	預金取引関係 業務委託関係	-	-
みずほコーポレートアドバイザー株式会社	東京都千代田区	300 百万円	企業財務アドバイザー業務	100.0 (-) [-]	3	-	預金取引関係	-	マーケティングに係る業務委託
Mizuho Corporate Strategic Investments USA, Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	0 千米ドル	金融業務	100.0 (-) [-]	3	-	預金取引関係	-	-
Innovest Corporation	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	100 千米ドル	持株会社	100.0 (-) [-]	2	-	-	-	-

(持分法適用関連会社)

銀行業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
Butler, Chapman & Co. LLC	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	738 千米ドル	金融アドバイス業務	37.5 (37.5) [-]	1	-	-	-	-

証券業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
新光証券株式会社	東京都中央区	125,167 百万円	証券業務	16.3 (5.2) [0.1]	-	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
モバイル・インターネットキャピタル株式会社	東京都港区	100 百万円	ベンチャーキャピタル業務	30.0 (30.0) [-]	-	-	-	-	-
日本産業パートナーズ株式会社	東京都港区	100 百万円	金融業務	33.7 (33.7) [-]	-	-	-	-	-
ベーシック・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区	100 百万円	金融業務	50.0 (50.0) [-]	-	-	-	-	-
株式会社インダストリアル・ディシジョンズ	東京都港区	40 百万円	コンサルティング業務	50.0 (50.0) [-]	-	-	-	-	-

その他事業

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
芙蓉総合リース株式会社	東京都千代田区	8,101 百万円	リース業務	3.3 (-) [26.6]	1	-	金銭貸借関係 保証関係 預金取引関係	-	-
芙蓉オートリース株式会社	東京都中央区	240 百万円	リース業務	- (-) [100.0]	1	-	金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引関係	-	-
Fuyo General Lease (USA) Inc.	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	10,000 千米ドル	金融業務	- (-) [100.0]	-	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
興銀リース株式会社	東京都中央区	10,168 百万円	リース業務	13.3 (-) [9.4]	-	-	金銭貸借関係 預金取引関係 リース取引関係	当行より建物の一部を賃借	-
ユニバーサルリース株式会社	東京都中央区	50 百万円	リース業務	- (-) [90.0]	-	-	預金取引関係	-	-
IBJ LEASING (UK) LTD	英国ロンドン市	11,000 千英ポンド	リース業務	- (-) [100.0]	-	-	金銭貸借関係 保証関係 預金取引関係	-	-
興銀ファイナンス株式会社	東京都中央区	500 百万円	金融業務	- (-) [100.0]	-	-	-	-	-
IBJ LEASING America Corp	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	14,401 千米ドル	リース業務	- (-) [100.0]	-	-	金銭貸借関係 保証関係 預金取引関係	-	-
日産リース株式会社	東京都中央区	10 百万円	リース業務	- (-) [90.0]	-	-	金銭貸借関係 預金取引関係	-	-
株式会社アイ・エヌ情報センター	東京都千代田区	400 百万円	情報サービス 業務	5.0 (-) [20.0]	1 (1)	-	預金取引関係	-	-
みずほキャピタルパートナーズ株式会社	東京都千代田区	10 百万円	企業財務アド バイザリー業務	50.0 (-) [-]	1	-	預金取引関係	-	-
MH Capital Development, Ltd.	英国領 ケイマン諸島	5 百万円	金融業務	- (-) [100.0]	-	-	預金取引関係	-	-
MH Capital Development, Ltd.	英国領 ケイマン諸島	5 百万円	金融業務	- (-) [100.0]	-	-	預金取引関係	-	-
確定拠出年金サービス株式会社	東京都港区	2,000 百万円	確定拠出年金 関連業務	25.5 (-) [-]	3	-	預金取引関係 事務委託関係	-	-
株式会社みずほアドバイザリー	東京都千代田区	100 百万円	コンサルティング 業務	20.0 (10.0) [-]	1 (1)	-	-	-	-
Mizuho Corporate Leasing (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコック市	60,000 千タイバーツ	リース業務	39.0 (-) [-]	6	-	預金取引関係 金銭貸借関係	当行より建物の一部を賃借	-
MHCB Consulting (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国 バンコック市	2,000 千タイバーツ	有価証券投資 業務 コンサルティング 業務 アドバイザリー 業務	6.7 (-) [18.6]	2	-	保証関係 預金取引関係	当行より建物の一部を賃借	-

名称	住所	資本金 又は 出資金	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務 提携
Sathinee Company Limited	タイ王国 バンコック市	10,000 千タイバー ツ	有価証券投資 業務 コンサルティ ング業務	- ( - ) [ 99.9 ]	2	-	預金取引関係	-	-

(注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル及びみずほ証券株式会社であります。

2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほホールディングス及び新光証券株式会社であります。

3. 上記関係会社のうち、阪神清和土地株式会社は連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にあり、その債務超過の金額は平成15年12月末時点で12,846百万円であります。

4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。

6. 2004年4月22日にButler, Chapman & Co. LLCの株式は全額売却しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成16年3月31日現在

	銀行業	証券業	その他	合計
従業員数(人)	7,376 [882]	2,168 [211]	107 [2]	9,651 [1,095]

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員1,097人を含んでおりません。  
 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当行の従業員数

平成16年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
6,966 [1,026]	38歳4月	15年7月	8,361千円

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、執行役員33人、嘱託及び臨時従業員1,026人を含んでおりません。  
 2. 嘱託及び臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
 3. 平均年齢、平均勤続年数および平均年間給与は、出向者および海外の現地採用者を除いて算出しております。  
 4. 平均勤続年数は、株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほホールディングスからの転籍転入者については、転籍元会社における勤続年数を通算して算出しております。  
 5. 平均年間給与は、平成16年3月末の当行従業員に対して支給された年間の給与、賞与および基準外賃金を合計したものであります。  
 なお、株式会社みずほ銀行、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほホールディングスからの転籍転入者については、転籍元会社で支給されたものを含んでおります。  
 6. 当行の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当行に在籍する組合員数は3,416人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### 業績

##### (1) 金融経済環境

当期の経済情勢を顧みますと、世界経済につきましては、米国やアジア経済の好調を背景に、堅調に推移しました。日本経済につきましては、地域経済の回復の遅れやデフレの継続などのリスク要因は残りましたが、輸出や設備投資の増加、企業業績の改善などにより、総じて回復基調で推移しました。

また、国内の金融資本市場においては、景気の回復等を背景に、株価は年度前半より概ね上昇傾向で推移し、長期金利も年度前半に一時上昇しました。日本銀行は金融緩和政策を維持し、資産担保証券の買入れを開始するなどの新たな取組も進めています。

政府は引き続き金融と産業の一体的再生を推進しており、産業再生機構の創設などの施策を実施しました。また、銀行への証券仲介業の解禁や他業態の信託業務参入など、規制緩和が進んでおります。金融機関においては、こうした環境変化を踏まえ、不良債権処理等の課題に目処をつけることはもちろんのこと、競争上の優位性を確保し、収益力の一層の強化を図ることが重要な課題となっております。

##### (2) 当連結会計年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の概況

###### (ア) 連結の範囲

当連結会計年度の連結の範囲は、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載しております通り、連結子会社は47社、持分法適用関連会社は24社であります。

###### (イ) 業績の概要

当連結会計年度の業績は以下の通りであります。

###### 当連結会計年度（平成15年4月1日～平成16年3月31日）の連結損益状況

冒頭にも述べました金融経済環境下で、前連結会計年度中に、グループ経営体制の再編、抜本的な財務処理、自己資本の充実など、経営革新のためのさまざまな施策を打ち出し実践してまいりました。これらの経営革新諸施策を踏まえ、当連結会計年度を「結果を出す一年」と位置付け、「総合金融サービス力向上と収益基盤強化」並びに「財務の健全性向上」に取り組んでまいりました。

この結果、連結経常収益は前連結会計年度比161億円増加して1兆5,854億円、一方、連結経常費用は同2兆380億円減少して1兆113億円となり、連結経常利益が同2兆542億円増加して5,740億円、連結当期純利益が同1兆9,569億円増加して3,173億円となりました。

収支面では、資金運用収支で前連結会計年度比584億円減少して4,376億円（国内3,755億円、海外1,284億円、但し相殺消去額控除前）、役務取引等収支で同125億円増加して1,141億円（国内991億円、海外155億円、但し相殺消去額控除前）、特定取引収支で同799億円増加して1,571億円（国内998億円、海外573億円）、その他業務収支で同171億円減少して1,068億円（国内920億円、海外147億円）となりました。

###### 当連結会計年度末（平成16年3月31日現在）連結貸借対照表

###### [資産の部]

貸出金は前連結会計年度末比2兆4,974億円減少して25兆6,268億円となり、有価証券は同2兆5,873億円増加して16兆7,543億円となりましたが、特定取引資産が同1兆3,016億円減少し7兆5,045億円となりました。

この結果、資産の部合計は、前連結会計年度末比4,225億円増加して69兆2,911億円となりました。

###### [負債の部]

預金は前連結会計年度末比9,584億円増加して16兆2,221億円となり、譲渡性預金は同1兆8,965億円増加して5兆5,884億円、債券は同1兆1,348億円減少して6兆7,428億円となりました。また、コールマネー及び売渡手形は前連結会計年度末比4兆173億円減少して9兆9,641億円となりましたが、特定取引負債が同1,778億円増加し5兆6,211億円となりました。こうした結果、負債の部合計は、前連結会計年度末比8,014億円減少して65兆9,402億円となりました。

[ 資本の部 ]

資本の部合計は前連結会計年度末比7,131億円増加して2兆630億円、1株当たり純資産額は32円91銭となりました。

(3) 自己資本比率

国際統一基準による連結自己資本比率は前連結会計年度末比2.60ポイント増加して13.02%、また単体自己資本比率は同4.26ポイント増加して14.25%となっております。

(4) セグメントの状況

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。

連結経常利益は、5,740億円でその大半が銀行業におけるものです。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、アジア・オセアニア、欧州に区分して記載しております。連結経常利益は、その大半が日本における利益です。また、海外経常収益は、連結経常収益1兆5,854億円に対して27.2%（前連結会計年度末比5.2ポイント減）となっております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金、預金、譲渡性預金等の貸借対照表項目の増減によるキャッシュ・フローがプラスになったことなどから1兆2,936億円（前連結会計年度は8,185億円）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得、売却、償還に係る収支等により1兆8,771億円（前連結会計年度は1兆9,573億円）となっております。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入による収入や劣後特約付社債の償還による支出及び少数株主からの払込みによる収入などにより4,945億円（前連結会計年度は4,183億円）となっております。一方、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は前連結会計年度末比887億円減少して1兆8,651億円となっております。

・事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で前連結会計年度比560億円減少し4,400億円となり、相殺消去額控除後合計で同584億円減少し4,376億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で同125億円減少し713億円、証券業で同210億円増加し397億円となり、相殺消去額控除後合計で同125億円増加し1,141億円となりました。特定取引収支は、銀行業で前連結会計年度比108億円減少し650億円、証券業で同908億円増加し921億円となり、合計で同799億円増加し1,571億円となりました。その他業務収支は、相殺消去額控除後合計で前連結会計年度比171億円減少し1,068億円となりました。

種類	期別	銀行業	証券業	その他事業	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	496,077	38	82	45	496,153
	当連結会計年度	440,052	2,738	95	279	437,688
うち資金運用収益	前連結会計年度	1,024,198	43	911	889	1,024,263
	当連結会計年度	741,215	94,548	250	28,595	807,418
うち資金調達費用	前連結会計年度	528,120	4	828	844	528,110
	当連結会計年度	301,162	97,287	155	28,875	369,730
役務取引等収支	前連結会計年度	83,902	18,772	626	437	101,611
	当連結会計年度	71,329	39,799	3,286	237	114,178
うち役務取引等収益	前連結会計年度	114,347	21,586	2,629	773	137,789
	当連結会計年度	111,868	54,621	4,048	2,916	167,621
うち役務取引等費用	前連結会計年度	30,444	2,814	3,256	336	36,178
	当連結会計年度	40,538	14,821	761	2,679	53,442
特定取引収支	前連結会計年度	75,865	1,321	-	-	77,186
	当連結会計年度	65,001	92,140	-	-	157,142
うち特定取引収益	前連結会計年度	75,865	1,321	-	-	77,186
	当連結会計年度	65,001	92,140	-	-	157,142
うち特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-	-
その他業務収支	前連結会計年度	114,610	24	24,822	15,469	123,988
	当連結会計年度	105,818	452	69	499	106,840
うちその他業務収益	前連結会計年度	188,182	24	24,867	16,022	197,052
	当連結会計年度	201,285	535	84	-	201,905
うちその他業務費用	前連結会計年度	73,571	-	45	552	73,064
	当連結会計年度	95,466	83	15	499	95,064

(注) 1. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他事業...リース業等

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

・(1)国内・海外別収支

国内につきましては、資金運用収益が前連結会計年度比426億円減少して6,055億円、資金調達費用が同825億円減少して2,299億円となった結果、資金運用収支は同398億円増加して3,755億円となりました。また、役員取引等収支は前連結会計年度比304億円増加して991億円、特定取引収支は同527億円増加して998億円、その他業務収支は同340億円減少して920億円となりました。

一方、海外につきましては、資金運用収支が前連結会計年度比403億円減少して1,284億円、特定取引収支が同272億円増加して573億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	335,719	168,772	8,338	496,153
	当連結会計年度	375,593	128,449	66,354	437,688
うち資金運用収益	前連結会計年度	648,150	442,729	66,616	1,024,263
	当連結会計年度	605,509	349,912	148,003	807,418
うち資金調達費用	前連結会計年度	312,431	273,956	58,278	528,110
	当連結会計年度	229,915	221,463	81,649	369,730
役員取引等収支	前連結会計年度	68,742	33,101	233	101,611
	当連結会計年度	99,153	15,535	510	114,178
うち役員取引等収益	前連結会計年度	95,674	45,496	3,381	137,789
	当連結会計年度	136,881	49,168	18,428	167,621
うち役員取引等費用	前連結会計年度	26,931	12,394	3,147	36,178
	当連結会計年度	37,727	33,633	17,917	53,442
特定取引収支	前連結会計年度	47,074	30,112	-	77,186
	当連結会計年度	99,825	57,316	-	157,142
うち特定取引収益	前連結会計年度	47,074	30,149	36	77,186
	当連結会計年度	101,820	71,996	16,674	157,142
うち特定取引費用	前連結会計年度	-	36	36	-
	当連結会計年度	1,994	14,679	16,674	-
その他業務収支	前連結会計年度	126,122	2,133	-	123,988
	当連結会計年度	92,081	14,758	-	106,840
うちその他業務収益	前連結会計年度	168,057	28,995	-	197,052
	当連結会計年度	171,711	30,194	-	201,905
うちその他業務費用	前連結会計年度	41,935	31,128	-	73,064
	当連結会計年度	79,629	15,435	-	95,064

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という)であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という)であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合額を控除しております。

## (2)国内・海外別資金運用 / 調達状況

国内の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比 4 兆 2,230 億円減少して 44 兆 4,623 億円となり、その主な内訳は、貸出金が同 4 兆 8,649 億円減少して 23 兆 864 億円となり、有価証券が同 787 億円減少して 14 兆 2,377 億円となっております。海外の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比 2 兆 7,804 億円減少して 12 兆 1,114 億円となりました。また、利回りは国内で 1.36%、海外で 2.88% となりました。他方、国内の資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比 3 兆 9,799 億円減少して 45 兆 2,309 億円となり、その主な内訳は、預金が同 2 兆 358 億円減少して 12 兆 3,989 億円となり、コールマネー及び売渡手形が同 2 兆 6,088 億円減少して 11 兆 7,026 億円となっております。海外の資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比 2 兆 2,173 億円減少して 11 兆 2,881 億円となりました。また、利回りは国内で 0.50%、海外で 1.96% となりました。

国内・海外合算ベースから相殺消去額を控除いたしますと、資金運用勘定の平均残高は前連結会計年度比 6 兆 6,096 億円減少して 54 兆 2,883 億円、利息は同 2,168 億円減少して 8,074 億円、利回りは 1.48% となりました。一方、資金調達勘定の平均残高は前連結会計年度比 5 兆 7,775 億円減少して 54 兆 8,703 億円、利息は同 1,583 億円減少して 3,697 億円、利回りは 0.67% となりました。

## 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額 (百万円)	金額 (百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	48,685,447	648,150	1.33
	当連結会計年度	44,462,389	605,509	1.36
うち貸出金	前連結会計年度	27,951,415	366,645	1.31
	当連結会計年度	23,086,447	303,684	1.31
うち有価証券	前連結会計年度	14,316,523	236,896	1.65
	当連結会計年度	14,237,777	241,152	1.69
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	696,881	1,894	0.27
	当連結会計年度	417,159	837	0.20
うち買現先勘定	前連結会計年度	8,373	1	0.01
	当連結会計年度	162,844	5	0.00
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	3,413,576	523	0.01
	当連結会計年度	4,725,405	1,363	0.02
うち預け金	前連結会計年度	930,049	13,854	1.48
	当連結会計年度	1,072,375	13,803	1.28
資金調達勘定	前連結会計年度	49,210,818	312,431	0.63
	当連結会計年度	45,230,901	229,915	0.50
うち預金	前連結会計年度	14,434,841	55,884	0.38
	当連結会計年度	12,398,992	38,830	0.31
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,451,915	2,499	0.04
	当連結会計年度	4,904,138	1,719	0.03
うち債券	前連結会計年度	8,677,353	112,141	1.29
	当連結会計年度	7,387,562	84,872	1.14
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	14,311,463	7,270	0.05
	当連結会計年度	11,702,628	5,210	0.04
うち売現先勘定	前連結会計年度	657,818	70	0.01
	当連結会計年度	1,334,180	70	0.00
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,507,567	3,867	0.15
	当連結会計年度	4,273,509	8,062	0.18
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	153,079	162	0.10
	当連結会計年度	382,237	253	0.06
うち借入金	前連結会計年度	2,016,701	74,681	3.70
	当連結会計年度	1,855,817	62,536	3.36

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

## 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	14,891,842	442,729	2.97
	当連結会計年度	12,111,413	349,912	2.88
うち貸出金	前連結会計年度	9,118,017	323,617	3.54
	当連結会計年度	5,565,268	187,603	3.37
うち有価証券	前連結会計年度	1,005,125	43,252	4.30
	当連結会計年度	1,114,634	44,156	3.96
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	692,293	9,152	1.32
	当連結会計年度	280,975	4,305	1.53
うち買現先勘定	前連結会計年度	2,707,470	18,152	0.67
	当連結会計年度	4,154,634	80,937	1.94
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	1,104,228	28,974	2.62
	当連結会計年度	669,780	11,098	1.65
資金調達勘定	前連結会計年度	13,505,577	273,956	2.02
	当連結会計年度	11,288,178	221,463	1.96
うち預金	前連結会計年度	4,607,166	82,420	1.78
	当連結会計年度	2,999,283	38,969	1.29
うち譲渡性預金	前連結会計年度	322,953	8,085	2.50
	当連結会計年度	132,715	2,355	1.77
うち債券	前連結会計年度	3,392	190	5.60
	当連結会計年度	5,287	69	1.31
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	174,293	4,756	2.72
	当連結会計年度	65,928	1,394	2.11
うち売現先勘定	前連結会計年度	6,153,860	80,298	1.30
	当連結会計年度	6,768,426	116,262	1.71
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコマーシャル・ペーパー	前連結会計年度	23,191	246	1.06
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	181,755	5,929	3.26
	当連結会計年度	142,496	5,837	4.09

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高（百万円）			利息（百万円）			利回り（％）
		小計	相殺消去額（ ）	合計	小計	相殺消去額（ ）	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	63,577,289	2,679,340	60,897,949	1,090,880	66,616	1,024,263	1.68
	当連結会計年度	56,573,802	2,285,481	54,288,321	955,422	148,003	807,418	1.48
うち貸出金	前連結会計年度	37,069,433	847,828	36,221,604	690,263	36,117	654,145	1.80
	当連結会計年度	28,651,716	808,376	27,843,340	491,287	37,448	453,839	1.62
うち有価証券	前連結会計年度	15,321,648	776,730	14,544,917	280,149	20,660	259,489	1.78
	当連結会計年度	15,352,411	774,819	14,577,592	285,308	71,768	213,540	1.46
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	1,389,174	-	1,389,174	11,046	-	11,046	0.79
	当連結会計年度	698,135	53	698,081	5,143	0	5,143	0.73
うち買現先勘定	前連結会計年度	2,715,843	-	2,715,843	18,153	-	18,153	0.66
	当連結会計年度	4,317,479	216,433	4,101,046	80,942	6,653	74,289	1.81
うち債券貸借取引支払保証金	前連結会計年度	3,413,576	2,822	3,410,753	523	0	522	0.01
	当連結会計年度	4,725,405	5,491	4,719,914	1,363	1	1,362	0.02
うち預け金	前連結会計年度	2,034,278	172,048	1,862,230	42,828	1,197	41,631	2.23
	当連結会計年度	1,742,156	174,988	1,567,167	24,902	937	23,964	1.52
資金調達勘定	前連結会計年度	62,716,395	2,068,481	60,647,913	586,388	58,278	528,110	0.87
	当連結会計年度	56,519,080	1,648,739	54,870,340	451,379	81,649	369,730	0.67
うち預金	前連結会計年度	19,042,008	151,364	18,890,643	138,305	2,262	136,043	0.72
	当連結会計年度	15,398,276	183,028	15,215,247	77,799	1,772	76,027	0.49
うち譲渡性預金	前連結会計年度	5,774,868	-	5,774,868	10,584	-	10,584	0.18
	当連結会計年度	5,036,853	-	5,036,853	4,075	-	4,075	0.08
うち債券	前連結会計年度	8,680,746	601	8,680,145	112,331	49	112,281	1.29
	当連結会計年度	7,392,849	1,120	7,391,728	84,942	-	84,942	1.14
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	14,485,757	2,600	14,483,156	12,026	12	12,014	0.08
	当連結会計年度	11,768,557	2,297	11,766,259	6,605	17	6,587	0.05
うち売現先勘定	前連結会計年度	6,811,678	2,695	6,808,983	80,368	-	80,368	1.18
	当連結会計年度	8,102,606	7,668	8,094,938	116,333	33	116,299	1.43
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,507,567	154	2,507,413	3,867	-	3,867	0.15
	当連結会計年度	4,273,509	213,820	4,059,688	8,062	6,272	1,789	0.04
うち商業・ペーパー	前連結会計年度	176,270	-	176,270	408	-	408	0.23
	当連結会計年度	382,237	-	382,237	253	-	253	0.06
うち借入金	前連結会計年度	2,198,457	1,019,160	1,179,296	80,611	49,570	31,040	2.63
	当連結会計年度	1,998,313	935,653	1,062,659	68,374	43,906	24,467	2.30

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

### (3)国内・海外別役務取引の状況

国内の役務取引等収益は、前連結会計年度比412億円増加し1,368億円となりました。その主な内訳は、預金・債券・貸出業務に係る収益が前連結会計年度比7億円増加の440億円、証券関連業務に係る収益が同262億円増加の449億円となっております。また、役務取引等費用は前連結会計年度比107億円増加して377億円となりました。

一方、海外の役務取引等収益は前連結会計年度比36億円増加して491億円となりました。その主な内訳は、預金・債券・貸出業務に係る収益が前連結会計年度比24億円減少の228億円、証券関連業務に係る収益が同118億円増加の120億円となっております。また、役務取引等費用は前連結会計年度比212億円増加して336億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	95,674	45,496	3,381	137,789
	当連結会計年度	136,881	49,168	18,428	167,621
うち預金・債券・貸出業務	前連結会計年度	43,368	25,335	42	68,661
	当連結会計年度	44,075	22,872	97	66,850
うち為替業務	前連結会計年度	17,424	4,812	0	22,237
	当連結会計年度	21,127	4,004	6	25,125
うち証券関連業務	前連結会計年度	18,655	162	-	18,817
	当連結会計年度	44,929	12,055	9,002	47,982
うち代理業務	前連結会計年度	3,602	2	0	3,605
	当連結会計年度	3,750	-	200	3,549
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	127	24	1	150
	当連結会計年度	129	14	1	142
うち保証業務	前連結会計年度	6,155	7,808	770	13,193
	当連結会計年度	6,211	5,006	520	10,697
役務取引等費用	前連結会計年度	26,931	12,394	3,147	36,178
	当連結会計年度	37,727	33,633	17,917	53,442
うち為替業務	前連結会計年度	5,133	230	0	5,363
	当連結会計年度	5,111	153	4	5,259

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

## (4) 国内・海外別特定取引の状況

## 特定取引収益・費用の内訳

国内の特定取引収益は、前連結会計年度比547億円増加して1,018億円となり、その内訳は商品有価証券収益で同495億円増加して508億円、特定金融派生商品収益で同67億円増加して497億円となりました。また、特定取引費用は、前連結会計年度比19億円増加の19億円で内訳は全て特定取引有価証券費用となっております。

海外の特定取引収益は、前連結会計年度比418億円増加して719億円となり、特定取引費用は、同146億円増加して146億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	47,074	30,149	36	77,186
	当連結会計年度	101,820	71,996	16,674	157,142
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	1,303	-	36	1,267
	当連結会計年度	50,865	69,763	-	120,629
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	1,150	3,899	-	5,050
	当連結会計年度	-	2,230	1,994	235
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	43,070	26,242	-	69,312
	当連結会計年度	49,774	-	14,679	35,095
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	1,549	7	-	1,556
	当連結会計年度	1,180	2	-	1,182
特定取引費用	前連結会計年度	-	36	36	-
	当連結会計年度	1,994	14,679	16,674	-
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	-	36	36	-
	当連結会計年度	-	-	-	-
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	1,994	-	1,994	-
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	14,679	14,679	-
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

特定取引資産・負債の内訳（未残）

国内につきましては、特定取引資産は前連結会計年度末比1兆7,072億円減少して5兆4,355億円となりましたが、その主な内訳は、商品有価証券で同7,376億円減少して2兆9,552億円、特定金融派生商品で同1兆491億円減少して1兆5,230億円となっております。また、特定取引負債は前連結会計年度末比2,817億円減少して4兆3,125億円となり、その主な内訳は、売付商品債券で同6,627億円増加して2兆8,046億円、特定金融派生商品で同9,990億円減少して1兆4,455億円となっております。

海外につきましては、特定取引資産は前連結会計年度末比4,871億円減少して3兆1,016億円、特定取引負債は同4,332億円減少して2兆3,413億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	7,142,856	3,588,865	1,925,603	8,806,118
	当連結会計年度	5,435,558	3,101,692	1,032,749	7,504,500
うち商品有価証券	前連結会計年度	3,692,848	1,383,973	-	5,076,821
	当連結会計年度	2,955,213	1,539,007	-	4,494,220
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	6,281	-	104	6,176
	当連結会計年度	32,799	3	-	32,803
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	-	167,479	-	167,479
	当連結会計年度	17,289	67,186	-	84,475
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	5,353	1,853	5,139	2,067
	当連結会計年度	1,266	119	362	1,023
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,572,173	2,035,558	1,920,359	2,687,372
	当連結会計年度	1,523,036	1,495,376	1,032,387	1,986,025
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	866,200	-	-	866,200
	当連結会計年度	905,953	-	-	905,953
特定取引負債	前連結会計年度	4,594,332	2,774,554	1,925,588	5,443,298
	当連結会計年度	4,312,579	2,341,346	1,032,749	5,621,176
うち売付商品債券	前連結会計年度	2,141,966	737,219	-	2,879,185
	当連結会計年度	2,804,674	746,982	-	3,551,656
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	2,563	-	104	2,458
	当連結会計年度	42,536	588	-	43,125
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	-	130,057	-	130,057
	当連結会計年度	18,476	70,997	-	89,473
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	5,209	208	5,139	278
	当連結会計年度	1,364	14	362	1,016
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	2,444,593	1,907,069	1,920,344	2,431,318
	当連結会計年度	1,445,528	1,522,763	1,032,387	1,935,904
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	-	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-	-

(注) 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

## 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	11,937,072	3,499,226	172,607	15,263,691
	当連結会計年度	13,526,879	2,856,173	160,866	16,222,186
うち流動性預金	前連結会計年度	5,116,353	552,676	169	5,668,860
	当連結会計年度	6,560,186	523,110	1,076	7,082,220
うち定期性預金	前連結会計年度	3,368,768	2,692,545	126,279	5,935,035
	当連結会計年度	3,158,418	2,200,223	128,613	5,230,028
うちその他	前連結会計年度	3,451,950	254,003	46,158	3,659,795
	当連結会計年度	3,808,274	132,838	31,176	3,909,937
譲渡性預金	前連結会計年度	3,568,360	123,500	-	3,691,860
	当連結会計年度	5,444,380	144,024	-	5,588,404
総合計	前連結会計年度	15,505,432	3,622,727	172,607	18,955,552
	当連結会計年度	18,971,259	3,000,198	160,866	21,810,590

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 預金の区分は次の通りであります。

流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

定期性預金とは、定期預金であります。

## (6) 国内・海外別債券残高の状況

## 債券の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
利付みずほコーポレート銀行債券	前連結会計年度	7,840,980	-	-	7,840,980
	当連結会計年度	6,713,130	-	-	6,713,130
外貨建債券	前連結会計年度	28,217	9,730	1,202	36,745
	当連結会計年度	26,978	3,820	1,056	29,742
合計	前連結会計年度	7,869,197	9,730	1,202	7,877,725
	当連結会計年度	6,740,108	3,820	1,056	6,742,872

(注) 1. 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

## (7) 国内・海外別貸出金残高の状況

## 業種別貸出状況（残高・構成比）

業種別	平成15年3月31日		平成16年3月31日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	22,143,581	100.00	21,514,452	100.00
製造業	4,547,414	20.54	4,203,861	19.54
農業	3,306	0.01	2,973	0.01
林業	775	0.00	-	-
漁業	2,371	0.01	2,651	0.01
鉱業	99,602	0.45	99,522	0.46
建設業	765,563	3.46	639,217	2.97
電気・ガス・熱供給・水道業	758,645	3.43	777,193	3.61
情報通信業	587,232	2.65	556,527	2.59
運輸業	1,825,212	8.24	1,866,996	8.68
卸売・小売業	2,502,645	11.30	2,178,112	10.12
金融・保険業	4,458,709	20.14	4,446,133	20.67
不動産業	2,438,393	11.01	2,136,080	9.93
各種サービス業	3,130,092	14.13	2,996,819	13.93
地方公共団体	10,250	0.05	17,550	0.08
その他	1,013,364	4.58	1,590,813	7.40
海外及び特別国際金融取引勘定分	5,980,693	100.00	4,112,352	100.00
政府等	195,409	3.27	144,261	3.51
金融機関	512,095	8.56	367,368	8.93
その他	5,273,188	88.17	3,600,722	87.56
合計	28,124,274	-	25,626,805	-

(注) 1. 「国内」とは、当行及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、当行及び国内連結子会社の海外店並びに海外連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高（国別）

期別	国別	外国政府等向け債権残高（百万円）
平成15年 3月31日	インドネシア	61,734
	ロシア	2,097
	アルゼンチン	1,959
	その他（3ヶ国）	536
	合計	66,327
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.09）
平成16年 3月31日	インドネシア	44,078
	アルゼンチン	115
	その他（3ヶ国）	269
	合計	44,463
	（資産の総額に対する割合：％）	（0.06）

（注） 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(8) 国内・海外別有価証券の状況  
有価証券残高（未残）

種類	期別	国内	海外	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	前連結会計年度	4,706,063	-	4,706,063
	当連結会計年度	7,875,427	-	7,875,427
地方債	前連結会計年度	71,788	-	71,788
	当連結会計年度	56,638	-	56,638
社債	前連結会計年度	556,669	6,969	563,639
	当連結会計年度	699,378	2,021	701,400
株式	前連結会計年度	3,311,896	-	3,311,896
	当連結会計年度	4,138,570	-	4,138,570
その他の証券	前連結会計年度	4,607,408	906,131	5,513,539
	当連結会計年度	2,892,896	1,089,394	3,982,290
合計	前連結会計年度	13,253,826	913,100	14,166,927
	当連結会計年度	15,662,910	1,091,415	16,754,326

- （注） 1. 「国内」とは、当行（海外店を除く）及び国内連結子会社であります。  
 2. 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。  
 3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、表題に「(単体+再生専門子会社)」と記載しているものにつきましては、以下の計数を記載しております。

前年度 株式会社みずほコーポレート銀行の計数

当年度 株式会社みずほコーポレート銀行の計数に以下の再生専門子会社の計数を単純合算したものの

・株式会社みずほコーポレート

・株式会社みずほグローバル

## 1. 損益状況

### (1) 損益の概要(単体+再生専門子会社)

	前年度 (百万円)(A)	当年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	701,211	690,814	10,396
経費(除く臨時処理分)	280,987	210,422	70,564
人件費	103,721	76,559	27,162
物件費	163,041	124,178	38,863
税金	14,224	9,684	4,539
業務純益(一般貸倒引当金純繰入前)	420,223	480,392	60,168
一般貸倒引当金純繰入額	273,722	23,955	297,677
業務純益	146,501	504,347	357,846
うち国債等債券損益	103,149	67,104	36,045
臨時損益	1,639,136	14,594	1,653,731
株式等損益	741,936	176,762	918,699
不良債権処理損失	875,064	84,807	790,257
貸出金償却	429,179	1,829	427,350
個別貸倒引当金純繰入額	192,778	87,670	105,107
特定海外債権引当勘定純繰入額	13,938	7,206	6,731
偶発損失引当金純繰入額	6,318	4,738	11,056
その他債権売却損等	260,727	7,253	253,473
その他	22,135	77,360	55,224
経常利益	1,492,635	518,941	2,011,577
特別損益	83,734	77,446	161,181
うち動産不動産処分損益	20,981	168	20,812
うち退職給付関連損益	8,751	8,302	17,054
うち東京都銀行税還付税金等	-	29,366	29,366
うち引当金純戻入額等	-	39,583	39,583
税引前当期純利益	1,576,370	596,388	2,172,758
法人税、住民税及び事業税	39	85	46
法人税等調整額	57,032	248,363	191,330
当期純利益	1,633,441	347,939	1,981,380

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役員取引等収支 + 特定取引収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金純繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金純繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 国債等債券損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却 - 投資損失引当金純繰入額(債券対応分) ± 金融派生商品損益(債券関連)

6. 株式等損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却 - 投資損失引当金純繰入額(株式対応分) ± 金融派生商品損益(株式関連)

7. 特別利益に計上した引当金純戻入額等を業務粗利益、一般貸倒引当金純繰入額、株式等損益、貸出金償却、個別貸倒引当金純繰入額、特定海外債権引当勘定純繰入額及び偶発損失引当金純繰入額に組替えて記載し、同額をその他より減額しております。

(2) 営業経費の内訳 ( 単体 )

	前事業年度 ( 百万円 ) ( A )	当事業年度 ( 百万円 ) ( B )	増減 ( 百万円 ) ( B ) - ( A )
給料・手当	93,352	67,555	25,796
退職給付費用	13,968	20,304	6,335
福利厚生費	6,808	6,640	168
減価償却費	33,543	30,689	2,854
土地建物機械賃借料	23,393	20,860	2,532
営繕費	1,390	1,088	302
消耗品費	1,570	980	590
給水光熱費	1,920	1,537	383
旅費	2,515	1,886	628
通信費	3,626	2,971	654
広告宣伝費	326	146	179
租税公課	14,224	9,633	4,591
その他	93,897	61,959	31,938
計	290,539	226,254	64,284

( 注 ) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

[次へ](#)

2. 利鞘（国内業務部門）（単体）

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.04	0.94	0.09
(イ) 貸出金利回	1.24	1.26	0.02
(ロ) 有価証券利回	0.66	0.58	0.08
(2) 資金調達原価（含む経費）	0.78	0.64	0.13
(イ) 預金債券等原価（含む経費）	1.15	1.02	0.12
預金債券等利回	0.50	0.43	0.06
(ロ) 外部負債利回	0.21	0.15	0.06
(3) 総資金利鞘	-	0.25	0.29
(4) 預貸金利鞘	-	0.08	0.24
(5) 預貸金利回差	-	0.74	0.83

(注) 1. 「国内業務部門」とは、国内店の円建取引であります。

2. 預金債券等には譲渡性預金を含んでおります。

3. 「外部負債」 = コールマネー + 売現先勘定 + 売渡手形 + コマーシャル・ペーパー + 借入金

### 3. 預金・債券・貸出金の状況

#### (1) 預金・債券・貸出金の残高(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
預金(末残)	14,723,194	16,569,649	1,846,455
預金(平残)	18,290,993	15,129,476	3,161,517
債券(末残)	7,878,927	6,743,929	1,134,998
債券(平残)	8,680,746	7,392,849	1,287,896
貸出金(末残)	27,632,516	23,703,886	3,928,630
貸出金(平残)	35,393,516	25,524,539	9,868,977

#### (2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前事業年度 (百万円)(A)	当事業年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
個人	9,843	11,755	1,912
一般法人	6,547,872	8,242,414	1,694,542
金融機関・政府公金	1,745,692	2,776,069	1,030,377
合計	8,303,408	11,030,240	2,726,832

(注) 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

#### (3) 消費者ローン残高(単体+再生専門子会社)

	前年度 (百万円)(A)	当年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	-	-	-
うち住宅ローン残高	-	-	-
うち居住用住宅ローン残高	-	-	-
うちその他ローン残高	-	-	-

#### (4) 中小企業等貸出金(単体+再生専門子会社)

		前年度(A)	当年度(B)	増減(B)-(A)
中小企業等貸出金比率	%	36.6	38.8	2.1
中小企業等貸出金残高	百万円	8,126,079	8,377,049	250,969

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 「中小企業等」とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食店・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食店は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

### 4. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	20,929	274,091,833	23,368	357,790,171
	各地より受けた分	11,982	316,044,778	15,498	399,421,205
代金取立	各地へ向けた分	1,660	7,521,137	1,653	7,918,774
	各地より受けた分	1,206	7,771,467	1,137	7,381,426

### 5. 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	377,021	429,313
	買入為替	19,722	21,537
被仕向為替	支払為替	456,928	534,885
	取立為替	18,237	18,361
合計		871,910	1,004,098

[次へ](#)

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成15年3月31日	平成16年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	1,070,965	1,070,965
	うち非累積的永久優先株(注1)	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本剰余金	258,247	258,247
	利益剰余金	41,630	394,412
	連結子会社の少数株主持分	757,029	677,207
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	713,529	676,611
	その他有価証券の評価差損( )	26,187	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式( )	-	-
	為替換算調整勘定	102,691	117,661
	営業権相当額( )	-	-
	連結調整勘定相当額( )	110,559	99,503
	計 (A)	1,888,434	2,183,666
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	309,236	272,319	
補完的項目	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	-	298,466
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	77,491	39,078
	一般貸倒引当金	754,431	699,569
	負債性資本調達手段等	1,516,604	1,464,688
	うち永久劣後債務(注3)	776,548	494,948
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	740,056	969,739
	計	2,348,526	2,501,802
うち自己資本への算入額 (B)	1,888,434	2,183,666	
準補完的項目	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額 (C)	-	-
控除項目	控除項目(注5) (D)	123,627	83,826
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	3,653,241	4,283,507
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	31,434,436	29,230,009
	オフ・バランス取引項目	2,887,272	2,733,719
	信用リスク・アセットの額 (F)	34,321,708	31,963,728
	マーケット・リスク相当額に係る額 (H) / 8% (G)	733,293	924,791
	(参考) マーケット・リスク相当額 (H)	58,663	73,983
	計((F)+(G)) (I)	35,055,001	32,888,520
連結自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100 (%)		10.42	13.02

(注) 1. 当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載していません。

2. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む)であります。

3. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。

5. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成15年 3月31日	平成16年 3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目	資本金	1,070,965	1,070,965
	うち非累積的永久優先株（注1）	-	-
	新株式払込金	-	-
	資本準備金	258,247	258,247
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	-	2,500
	任意積立金	-	-
	次期繰越利益	-	374,008
	その他	441,828	569,048
	その他有価証券の評価差損（ ）	29,453	-
	自己株式払込金	-	-
	自己株式（ ）	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	計（A）	1,741,586	2,274,768
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注2）	309,236	272,319	
補完的項目	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	-	274,939
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	75,923	39,078
	一般貸倒引当金	744,552	364,165
	負債性資本調達手段等	1,527,175	1,585,956
	うち永久劣後債務（注3）	777,398	604,167
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注4）	749,776	981,789
	計	2,347,651	2,264,139
うち自己資本への算入額（B）	1,741,586	2,264,139	
準補完的項目	短期劣後債務	-	-
	うち自己資本への算入額（C）	-	-
控除項目	控除項目（注5）（D）	48,573	17,526
自己資本額	（A）+（B）+（C）-（D）（E）	3,434,600	4,521,381
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	31,476,272	29,080,626
	オフ・バランス取引項目	2,669,558	2,493,054
	信用リスク・アセットの額（F）	34,145,830	31,573,680
	マーケット・リスク相当額に係る額（H）/ 8%（G）	200,910	150,641
	（参考）マーケット・リスク相当額（H）	16,072	12,051
	計（（F）+（G））（I）	34,346,741	31,724,322
単体自己資本比率（国際統一基準）= E / I × 100（%）		9.99	14.25

（注）1．当行の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2．告示第14条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む）であります。

3．告示第15条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4．告示第15条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5．告示第17条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

[次へ](#)

( ) 優先出資証券の概要

当行では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、「連結自己資本比率」及び「単体自己資本比率」の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Mizuho Preferred Capital Company L.L.C. (以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。)	Mizuho JGB Investment L.L.C. (以下、「MJ I」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJ I優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	当初10年間は固定配当(ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月及び12月の最終営業日	毎年6月及び12月の最終営業日
発行総額	10億米ドル	16億米ドル
払込日	平成10年2月23日	平成10年3月16日
配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的公司更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がMPCに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。(ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。) 当行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的公司更生計画の認可がなされた場合 当行優先株式(注2)への配当が停止され、かつ当行がMJ Iに対し当行優先株式への配当停止について書面で通知したか若しくは本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合 当行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJ I優先出資証券への配当禁止通知(注1)が出された場合
強制配当事由	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。	当行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間(注3)にかかる配当支払日において、本MJ I優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない(配当停止条件におけるの状態が生じている場合を除く)。
配当可能利益制限	定めなし	定めなし
配当制限	定めなし	定めなし
残余財産請求権	当行優先株式(注2)と同格	当行優先株式(注2)と同格

優先出資証券の概要（つづき）

発行体	Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited (以下、「MPCB」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCB優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited (以下、「MPC C」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC C優先出資証券」という。)	Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited (以下、「MPC D」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC D優先出資証券」という。)
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券	配当非累積型永久優先出資証券
償還期日	定めなし	定めなし	定めなし
任意償還	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要)
配当	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	Series A、Series Bともに変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)	変動配当(ステップアップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。)
配当支払日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日	毎年6月の最終営業日
発行総額	Series A 636億円 Series B 697億5,000万円	Series A 497億円 Series B 544億円	1,858億円
払込日	平成14年2月14日	平成14年2月14日	平成14年3月22日

配当停止条件	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPCBに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPCBに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPCBに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPC Cに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPC Cに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPC Cに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合	以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 当行がMPC Dに対して損失補填事由証明書（注4）を交付した場合 当行優先株式（注2）への配当が停止された場合 当行がMPC Dに対して可処分配当可能利益（注5）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注7）でなく、かつ、当行がMPC Dに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合
強制配当事由	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。	ある会計年度に対する当行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注8）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注4）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）及び配当可能利益制限証明書（注6）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる）に服する。
配当可能利益制限	当行がMPCBに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。	当行がMPC Cに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。	当行がMPC Dに対して、配当可能利益制限証明書（注6）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注5）に制限される。
配当制限	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式（注2）への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券（注8）への配当も同じ割合で減額される。
残余財産請求権	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格	当行優先株式（注2）と同格

(注) 1. 配当禁止通知

MPC (MJI) について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc. (MJI については、Mizuho JGB Investment Holdings Inc.) (米国における発行体の中間持株会社) が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2. 当行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、当行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

4. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に当行がMPCB、MPC C及びMPC Dに対して交付する証明書(ただし損失補填事由が以下の 場合には、その交付は当行の裁量による)であり、損失補填事由とは、当行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 当行によりもしくは当行に対して、清算手続が開始され、または当行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が当行の債権者に対して送付された場合、 監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

5. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る当行の配当可能利益から、ある会計年度において当行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、ある会計年度に当行優先株式、本MPC 優先出資証券及び本MJI 優先出資証券に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。)の合計額を控除したものをいう。ただし、当行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が当行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCB (MPC C、MPC Dの欄については、それぞれMPC C、MPC D) との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券(以下、「パラレル証券」という。)が存在する場合には、可処分配当利益は以下のように調整される。調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

6. 配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、当行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

7. 強制配当日

当行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

8. パリティ優先出資証券

MPCB (またはMPC C、MPC D) が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPC B優先出資証券(MPC C、MPC Dの欄については、それぞれ本MPC C優先出資証券、本MPC D優先出資証券。以下、本注記において同様。)と同じである優先出資証券及び本MPC B優先出資証券の総称。(たとえば、MPC Bでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B 及び今後新たにMPC Bから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。)

[次へ](#)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次の通り区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額(単体+再生専門子会社)

債権の区分	平成15年3月31日	平成16年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,962	2,025
危険債権	3,340	3,184
要管理債権	17,025	9,722
正常債権	292,252	274,126

(注) 1. 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

2. 平成16年3月31日の計数には株式会社みずほコーポレート銀行の計数に以下の再生専門子会社の計数を単純合算しております。

- ・株式会社みずほコーポレート
- ・株式会社みずほグローバル

資産の査定の額(単体)

債権の区分	平成16年3月31日
	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	387
危険債権	909
要管理債権	1,668
正常債権	269,154

(注) 同法律第6条第1項別紙様式に基づき、単位未満を四捨五入しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

今年度は金融再生プログラムの最終年度にあたるとともに、来年4月1日にはペイオフ完全解禁を迎えます。こうした中、財務の健全性を維持・向上することはもちろんのこと、今後の他金融グループとの競争におきましては収益力水準が焦点となってまいります。私どもは、今年度を「みずほの真価を發揮する一年」と位置付け、これまで当グループ各社が進めてきたそれぞれの顧客セグメント・事業特性に応じた戦略展開を更に具体化するとともに、相互の連携を強化することにより、グループとしてのみずほの強みを最大限に發揮し、収益力の飛躍的な増強を図ってまいります。

当行におきましては、M&A、シンジケートローン、CMSなどグループの持つあらゆる商品・サービスを提供し、ソリューションバンク機能をフルに發揮することで、お客さまの企業価値向上に繋げるソリューション営業を徹底してまいります。そのためにも、シンジケーションビジネスにおきましては、対象案件の拡大、新たな投資家層の開拓などを通じてマーケットの更なる拡大に努めるとともに、各種商品・サービスにおけるみずほの強みを一段と向上させてまいります。また、市場・ALM業務におきましても、デリバティブ等の市場性商品のセールス体制を強化するなど、強大な顧客基盤を最大限に活用してまいります。こうした取組を通じ、目標として掲げております「非金利収入比率50%」の達成を目指してまいります。

こうした収益拡大策に加え、コスト削減や財務の健全性向上といった課題につきましても、引き続き強力に取り組んでまいります。まず、コスト削減につきましては、これまでに取り組んでまいりました店舗統廃合や人員の効率化などに加え、既存店舗の個人専用型店舗への切り替え、システム統合完了後のIT関連コストの削減などにより、再生専門子会社を含めた当行、みずほ銀行合算の経費総額を昨年度の実績7,865億円から、平成18年度には7,000億円程度にまで削減し、聖域なきリストラを完遂してまいります。なお、みずほ銀行におけるシステム統合につきましては本年7月から順次実施する予定としておりますが、これを安全・確実に完了させることを当グループの最重要課題のひとつとして取り組んでまいります。また、財務の健全性向上につきましても、既に着実な成果を挙げつつありますが、引き続き、不良債権半減目標の達成や繰延税金資産の更なる削減を目指してまいります。

当行はみずほフィナンシャルグループの一員として、お客さまへのサービスの飛躍的向上を通じた競争力・収益力の強化、そして企業価値の更なる向上に向けて総力をあげて邁進してまいります。

### 4【事業等のリスク】

当行及び当グループの事業等において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は以下の通りです。本項に含まれている将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

#### 1. 財務面に関するリスク

##### (1) 不良債権処理等に係るリスク

与信関係費用の増加による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産の健全性確保を経営の最重要課題の一つと位置付けており、不良債権処理に取り組んでおります。金融庁が平成14年10月に発表した「金融再生プログラム」においても、平成17年3月末までに主要行の不良債権比率を半分程度に低下させることが盛り込まれております。また、当行及び当グループは、多くの与信先についてメインバンクとなっているとともに、相当程度大口の与信先があります。さらに、不動産業及び建設業、金融・保険業、卸売・小売業に対する与信の総貸出に占める割合が、それ以外の業種に対する与信の総貸出に占める割合に比べて高いといった状況にあります。

当行、株式会社みずほ銀行及びみずほ信託銀行株式会社では、厳格な資産の自己査定の実施や引当の強化等により、資産の劣化リスクに対応した財務上の手当を進めるとともに、リストラ・再生ニーズのある与信先を再生専門子会社に分離・集約し、早期に企業再生を終結させる「企業再生プロジェクト」に取り組んでおります。また、当行及び当グループは、個々の与信先の信用状態や再建計画の進捗状況を継続的にモニタリングするとともに、個別企業、企業グループや特定業種への与信集中状況等を定期的にモニタリングするポートフォリオ管理を実施しております。

しかしながら、今後の国内外の景気動向等によっては、想定を超える新たな不良債権の発生、メインバンク先や大口与信先の信用状態の急激な悪化、特定の業界の与信先の信用状態の悪化等が生じる可能性があり、その結果、与信関係費用が増加して追加的損失が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

不動産等の担保・保証の価値下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、与信を行うにあたり必要に応じて不動産等の担保や保証の差入れを受けており、与信先の業況悪化等によって返済が滞り、他に返済方法がない場合には、担保処分や保証履行請求により債権の回収を図っております。また、貸倒引当金の算定に際しては、与信先が債務不履行となる可能性や担保・保証による回収見込額等を見積ることとしておりますが、当行及び当グループは、不動産をはじめとする担保価値の算定にあたり価格変動リスクや担保処分コストを織り込む等、適正な担保評価に努めるとともに、定期的に担保評価額と処分実績の乖離状況を検証しております。保証人の信用状態についても、与信先の債務不履行時に回収を見込める状況にあるかどうかを検証し、与信管理や貸倒引当金の算定等に反映させております。

しかしながら、担保や保証による回収見込額は、現在の景気動向や不動産市況等を前提として算定しているため、今後の状況によっては、不動産価格等の下落による担保価値の減少や保証人の信用状態の悪化等が発生する可能性があります。その結果、与信先の債務不履行時に想定以上の貸倒損失が発生したり、貸倒引当金の積増しを行うことが必要になる等、追加的損失

が発生し、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 保有資産等の価格変動等に係るリスク

### 株価下落による追加的損失の発生

当行及び当グループは、市場性のある株式を大量に保有しております。これらの保有株式は、株価が下落した場合には評価損が発生する可能性があります。また、当行及び当グループは、法規制上及びリスク管理の観点から保有する株式の相当数の売却を計画しておりますが、株価が下落した場合には、売却損が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 金利等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、投資及び資金調達の担保に使用する目的として国債をはじめとする市場性のある債券を大量に保有しているため、金利上昇に伴う価格の下落により評価損や売却損が発生する可能性があります。また、取引先のニーズに応じて長期の固定貸出を行っている一方で、資金調達は期間の短い預金が大宗を占めているため、金利上昇により資金調達コストが増加し想定された収益を上げられなくなる、あるいは調達金利が運用金利を上回ることにより資金損が生じる可能性があります。当行及び当グループは、厳格なリスク管理体制のもと、必要に応じて債券の売却や銘柄の入れ替え、デリバティブ取引等によるヘッジを行う等、適切な管理を行っておりますが、金融政策の変更や市場動向により大幅に金利が上昇した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 外国為替相場の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループは、資産及び負債の一部を外貨建てで有しております。外貨建ての資産と負債が通貨毎に同額ではなく互いに相殺されない場合には、その資産と負債の差額について、為替相場の変動により円貨換算額が変動し、評価損や実現損が発生する可能性があります。当行及び当グループでは、必要に応じ適切なヘッジを行っておりますが、予想を超える大幅な為替相場の変動が発生した場合には、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 退職給付債務等の変動による追加的損失の発生

当行及び当グループの退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件に変更があった場合には、数理計算上の差異の償却を通して追加的損失が発生する可能性があります。また、当行及び当グループの退職給付制度を改定した場合にも、追加的負担が発生する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 自己資本比率に係るリスク

各種リスクの顕在化による自己資本比率の低下

当行及び当グループは、事業戦略と一体となったリスクアセット運用計画、資本の効率性ならびに上記の財務面のリスクの状況等を踏まえ、適正かつ十分な水準の自己資本比率を維持することに努めておりますが、本項に示した事業等に係る各種のリスクが顕在化することにより自己資本比率が低下する可能性があります。

なお、繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減少し、自己資本比率が低下する可能性があります。

これらの結果、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

規制の変更による自己資本比率の低下

金融庁が平成14年10月に公表した「金融再生プログラム」においては、自己資本強化のための税制改正を要望する一方で、自己資本比率規制における繰延税金資産の算入上限について検討するとされており、何らかの規制が導入される可能性があります。

また、日本の銀行の自己資本比率規制は、バーゼル銀行監督委員会が設定した枠組みに基づいておりますが、現在、バーゼル銀行監督委員会は自己資本比率規制の変更を検討しており、平成18年に発効する予定です。その見直しに伴って、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほホールディングス及び当行等の自己資本比率が変動する可能性があります。

これらの規制の変更の結果として、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほホールディングス及び当行等の自己資本比率が低下した場合には、当行及び当グループの業務運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 格付に係るリスク

格付の引き下げ

株式会社みずほフィナンシャルグループや当行等、当グループの一部の会社は、格付機関から格付を取得しております。当行及び当グループでは、収益力増強策や財務の健全性向上策等、格付の引き上げにも資する諸施策に積極的に取り組んでおり、平成16年度初めには複数の格付機関から一部格上げの方向での見直しが発表されました。

しかしながら、格付の水準は、当行及び当グループから格付機関に提供する情報のほか、格付機関が独自に収集した情報に基づいて付与されているため常に格付機関による見直しがなされる可能性があります。また、日本国債の格付や日本の金融システム全体に対する評価等の影響も受けます。仮に格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 資金調達に係るリスク

資金調達が困難となることによる追加的損失の発生

当行及び当グループは、資金調達に関して、市場からの調達上限額の設定や資金繰りの状況に応じた対応方針の策定等、厳格な管理を行っております。しかしながら、当行及び当グループの業績や財務状況の悪化、格付の低下や風説・風評の流布等が発生した場合、あるいは日本の景気悪化や金融システム不安等により資金調達市場そのものが縮小した場合には、通常より著しく高い金利による資金調達が余儀なくされる、あるいは必要な資金を市場から確保できず資金繰りが困難になる可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 業務面等に関するリスク

### (1) 業務面に関するリスク

業務範囲の拡大に伴う新たなリスクの発生等による悪影響

当行及び当グループは、総合金融サービスグループとして、銀行業・証券業・信託業をはじめとする様々な業務を行っております。さらに、お客さまのニーズの高度化や多様化、ないしは規制緩和の進展等に応じて、新たな業務分野にも進出しております。当行及び当グループは、こうした新たな業務に伴って発生する種々のリスクについても適切に管理する体制を整備しております。しかしながら、想定を超えるリスクが顕在化すること等により、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

法令違反等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、商法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用も受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規則の適用も受けております。当行及び当グループは、これらの法令諸規制が遵守されるよう、役職員に対するコンプライアンスの徹底や法務リスク管理等を行っておりますが、これらの法令諸規制を遵守できなかった場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、株式会社みずほフィナンシャルグループは、旧「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」及び「金融機能

の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づいて優先株式等を発行し、経営健全化計画を政府に提出しておりますが、当行及び当グループの業績の悪化等により経営健全化計画を達成できない事態が生じた場合には、監督上の措置等を通じて、当行及び当グループの経営が影響を受ける可能性があります。

#### 事務リスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、証券・信託・資産運用など幅広い業務を行っております。これら多様な業務の遂行に際して、役職員により不正確な事務、あるいは不正や過失等に起因する不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。当行及び当グループは、各業務の事務取扱を明確に定めた事務手続を制定するとともに、事務処理状況の定期的な点検を行っており、さらに本部による事務指導の強化や管理者の育成、システム化等を推進しておりますが、仮に重大な事務リスクが顕在化した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報等の漏洩等の発生による悪影響

当行及び当グループは、多数の法人・個人のお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報の管理については、情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、役職員等に対する教育・研修等による情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っております。しかしながら、これらの対策にもかかわらず、重要な情報が外部に漏洩した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### システム障害の発生による悪影響

当行及び当グループは、勘定系・決済系等の巨大なコンピュータシステムを保有しており、国内外の拠点をはじめ、お客さまや各種決済機構等のシステムとグローバルなネットワークで接続されています。当行及び当グループは、日頃よりシステムの安定稼働の維持に努めるとともに、重要なシステムやネットワークについては、原則としてバックアップシステムや複数の迂回経路を確保し、定期的な保守点検も励行しております。

また、株式会社みずほ銀行では、本年半ば以降約半年かけて、2系統に分かれている勘定系システムを段階的に1つのシステムに統合する予定ですが、統合作業に際しては、テストやリハーサル、行員への教育や研修等を繰り返し入念に行っております。

さらに、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定し、システムダウンや誤作動等の障害が発生しても安全かつ確実に業務を継続できる体制を整備しております。

しかしながら、万一、重大なシステム障害が発生した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 人事上のリスクの顕在化による悪影響

当行及び当グループは、多数の従業員を雇用しており、日頃より有能な人材の確保や育成等に努めております。しかしながら、万一、人材の大量流出等が生じた場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## (2) その他のリスク

### 重大な係争中の訴訟

当行海外連結子会社は、インドネシアにおいて、現地企業グループが過去に発行した社債の担保管理人に就任していたため、当該現地企業より社債権者等と共に訴訟の提起を受けております。これまでの担保管理に係る手続きに問題はなく、本件訴訟は法的妥当性を全く欠く不当訴訟であるとの主張を裁判手続きにおいて行っておりますが、訴訟の動向によっては、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 金融諸環境等に関するリスク

### 経済状況の悪化による悪影響

当行及び当グループは、日本に主たる基盤を置く総合金融サービスグループとして、国内の各地域において事業を行っております。また、米国や欧州、アジアなどの海外諸国においても事業を行っております。これらの国や地域における経済状況が悪化した場合には、お客さまの経営状況や財務状況の悪化等を通じて、当行及び当グループの業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 法令諸規制の改正等による悪影響

当行及び当グループは、国内において事業活動を行う上で、商法や独占禁止法等、会社経営に係る一般的な法令諸規制や、銀行法、証券取引法、信託業法等の金融関連法令諸規制の適用を受けております。また、海外での事業活動については、それぞれの国や地域の法令諸規則の適用もを受けております。これらの法令諸規制は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 金融業界の競争激化による悪影響

銀行・証券・信託等の金融業に関して、参入規制の緩和や業務範囲の拡大などの規制緩和が行われてきております。こうした規制緩和は、事業機会の拡大等を通じて当行及び当グループの経営にも好影響を及ぼす面がある一方、他業界や外資系金融機関による新規参入や、既存の金融機関による業務拡大等により、競争が激化する可能性があります。その結果、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 災害等の発生による悪影響

当行及び当グループは、国内外において店舗、事務所や電算センター等の施設等を保有しており、これらの施設等が継続して安定的に使用できるように、機械、設備等の経年状況の把握に努めつつ適切なメンテナンスに注力しております。しかしながら、このような施設等は常に災害や犯罪等の発生による被害を被る可能性があり、その程度によっては、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

### 風説・風評の発生による悪影響

当行及び当グループの事業は預金者等のお客さまや市場関係者からの信用に大きく依存しております。そのため、当行及び当グループや金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、お客さまや市場関係者が当行及び当グループについて事実と異なる理解・認識をされる可能性があります。当行及び当グループは、こうした風説・風評の早期発見に努めるとともに、その影響度・拡散度等の観点から適時かつ適切に対応することで、影響の極小化を図るよう努めておりますが、悪質な風説・風評が拡散した場合には、当行及び当グループの業務運営や、業績及び財務状況、ないしは株式会社みずほフィナンシャルグループの株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

1. 当行は、平成15年5月14日の取締役会において、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造の一段の強化」を同時に推進する「みずほの『企業再生プロジェクト』」に取組むことを決議いたしました。

上記に関し、当行は、平成15年5月29日、平成15年7月23日を期日として、以下の分割契約を締結いたしました。

当行子会社である株式会社みずほコーポレートとの間で、当行が、吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほコーポレートに承継させる分割契約

当行子会社である株式会社みずほグローバルとの間で、当行が、吸収分割の方法により「本邦グローバルビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」および「非居住者取引先等ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほグローバルに承継させる分割契約

### 本件会社分割の目的

本件会社分割は、平成15年5月14日に発表いたしました「みずほの『企業再生プロジェクト』」の一環として、当行のお取引先のうち再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から分離し、当行の子会社である再生専門子会社に集約するためのものです。

### 本件会社分割の条件等

#### (1)分割方式

各会社分割に際して、分割会社から承継会社に分社型吸収分割で営業を承継させます。

なお、各会社分割は、分割会社である当行にとって、いずれも商法第374条の22第1項の簡易分割の要件を充足するものであり、商法第374条の17第1項の株主総会による分割契約書の承認を得ずに行うものです。

#### (2)株式の割当

各会社分割に際して、承継会社が新たに発行する普通株式については、そのすべてを分割会社に割り当てます。各会社分割に際して発行される普通株式の数は、下表をご参照ください。

承継会社	発行する普通株式の数
株式会社みずほコーポレート	14,980,000株
株式会社みずほグローバル	14,980,000株

#### (3)承継会社および分割会社の資本金の額

各会社分割に際し、承継会社および分割会社の資本金の額の増減はありません。

#### (4)分割交付金

各会社分割に際し、分割交付金の支払いは行いません。

#### (5)承継会社が承継する権利義務

各承継会社が承継する権利義務については、下表をご参照ください。

承継会社	承継する権利義務
株式会社みずほコーポレート	当行の「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位。
株式会社みずほグローバル	当行の「本邦グローバルビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」および「非居住者取引先等ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」に関する資産、負債およびこれらに付随する権利義務ならびに契約上の地位。

なお、各会社分割において承継会社が分割会社から承継する義務については、免責的債務引受の方法によるものとします。

(6)債務履行の見込み

各会社分割後の分割会社および承継会社の負担すべき債務につきましては、履行期における履行の見込みがあるものと判断いたしました。

2. 当行は、リストラの一環として、保有する本店（土地・建物）を信託設定し、当該信託受益権を売却する契約を締結いたしました。

売却物件

名称 : みずほコーポレート銀行本店

所在地 : 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号

売却の内容

譲渡金額 : 864億円

譲渡先 : 有限会社ファースト・エム

契約締結日 : 平成15年12月12日

譲渡日 : 平成15年12月25日

なお、当行が売却後も引き続き当該物件を本店として使用するため、定期借家契約を締結しております。

6【研究開発活動】

該当ありません。

## 7【財政状態及び経営成績の分析】

平成15年度における当行及び連結子会社の財政状態及び経営成績につきましては、以下の通りと分析しております。なお、本項における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

### 1. 総論

みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）は、平成14年度に、グループ総合金融サービス力の向上と安定的な収益力の確保のためにグループ経営体制を再編、ビジネスモデルの進化を実現するとともに、将来の財務上のリスク要因を極力排除すべく最大限の手当を行いました。

これら昨年度の対応を踏まえ、MHFGは平成15年度を「結果を出す1年」と位置付け、総合金融サービス力の向上と収益基盤の強化、及び財務の健全性向上に積極的に取り組み、当行及び連結子会社は、連結経常利益5,740億円（前連結会計年度比2兆542億円増加）、連結当期純利益3,173億円（同1兆9,569億円増加）を計上いたしました。（図表1）

また、当行単体及び傘下の再生専門子会社（株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル）合算ベースの業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は、非金利収入の増強や経費の削減に努めた結果、4,803億円と前年度実績を601億円上回り、与信関係費用の大幅な減少や株式等損益の改善等により、同ベースの経常利益、当期純利益も5,189億円、3,479億円と、前年度実績をそれぞれ2兆115億円、1兆9,813億円上回りました。（図表2）

なお、財務の健全性の向上における具体的な取り組みについては以下の通りであります。

#### (1) 不良債権処理の進展

当年度末の当行及び再生専門子会社の不良債権残高（金融再生法開示債権区分における要管理債権以下の残高）は、不良債権の新規発生が低水準にとどまったこと、償却・債権売却といったオフバランス化や企業再生を積極的に推進したことなどにより、前年度末と比べ8,394億円減少し、1兆4,931億円となりました。また、不良債権比率も前年度末と比べ2.22ポイント低下し、5.16%となりました。（図表12）

当年度の与信関係費用につきましては、前年度に不良債権の前倒し処理と将来の資産劣化リスクへの対応を最大限に実施した一方で、企業業績が回復基調に転じたことなどにより、当行及び再生専門子会社で608億円と前年度に比べ大幅に減少しました。（図表2）

不良債権につきましては、引き続き最終処理のスピードアップを図るとともに、厳格な与信管理運営により、不良債権の新規発生を未然に防止し、残高の削減に注力してまいります。

#### (2) 保有株式リスクの軽減

MHFGは、株価変動リスクによる財務への影響を極小化するため、保有株式の売却を進めていくことを基本方針としております。当連結会計年度については、当行及び再生専門子会社で約3,000億円（取得原価ベース）の削減を行っております。一方で、当連結会計年度末における株式（時価のあるもの）の評価差額は株価の回復もあり、6,723億円であります。

#### (3) 繰延税金資産の減少

繰延税金資産については、会計のルールを厳正に適用し、将来5年間の課税所得見積額の範囲内における適正な金額を計上しております。

平成16年3月末における当行の繰延税金資産の純額は、課税所得計上による将来減算一時差異等残高の減少、及び厳格な回収スケジュールの実施などにより、平成15年3月末に比べ5,300億円減少し、5,344億円になりました。この結果、繰延税金資産が単体Tier 1に占める割合は平成15年3月末に比べ37.6ポイント低下し23.4%となるなど、自己資本の質は大幅に向上いたしました。

#### (4) コスト構造改革への取り組み

MHFGは、収益力の強化とともに、コスト構造改革に注力いたしております。当連結会計年度は海外拠点の統廃合など徹底したリストラ努力の結果、194億円の営業経費削減を実現いたしました。

## 2. 経営成績の分析

### (1) 損益の状況

当連結会計年度における損益状況は以下の通りです。

(図表1)

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
連結粗利益	7,986	8,158	172
資金利益	4,957	4,376	581
信託報酬	0	0	0
役務取引等利益	1,016	1,141	125
特定取引利益	771	1,571	799
その他業務利益	1,239	1,068	171
営業経費	3,414	3,220	194
人件費	1,321	1,537	215
物件費	1,944	1,573	370
税金	149	109	39
与信関係費用	11,367	742	10,624
うち貸出金償却	4,292	18	4,274
うち貸倒引当金純繰入額	4,326	700	3,626
株式関係損益	7,390	1,785	9,175
持分法による投資損益	480	27	507
その他	135	267	132
経常利益( + + + + + )	14,802	5,740	20,542
特別損益	592	390	983
うち引当金戻入額等*	-	55	55
税金等調整前当期純利益 ( + )	15,394	6,131	21,526
法人税、住民税及び事業税	15	178	162
法人税等調整額	692	2,368	1,676
少数株主損益	292	410	117
当期純利益( + + + )	16,396	3,173	19,569

\*、 、 には「うち引当金戻入額等」の金額を含め、同額を より減額しております。また、費用項目は 表記しております。

#### 連結粗利益

連結粗利益は前連結会計年度に比べ172億円増加し、8,158億円となりました。項目ごとの収支は以下の通りです。

#### 資金利益

資金利益は、主に資金需要の低迷による貸出金残高の減少等により、前連結会計年度比581億円減少し、4,376億円となりました。

#### 役務取引等利益

役務取引等利益は、証券関連業務手数料や当行単体におけるシンジケーション手数料等の非金利収入の増加により、前連結会計年度比125億円増加し、1,141億円となりました。

#### 特定取引利益

特定取引利益は、金融派生商品に係る収益等が減益となりましたが、商品有価証券に係る収益は増益となり、前連結会計年度比799億円増加し、1,571億円となりました。

#### その他業務利益

その他業務利益は、市況を反映して債券関係損益が減少したこと等により、前連結会計年度比171億円減少し、1,068億円となりました。

#### 営業経費

営業経費は、特に物件費について、海外拠点の統廃合や本店売却によるオフィスの集約等を主因として370億円の削減を行った結果、前連結会計年度に比べ194億円減少し3,220億円となりました。

#### 与信関係費用

前連結会計年度において、不良債権の前倒し処理及び将来の資産劣化リスクへの対応を最大限に実施した一方で、企業業績が回復基調に転じたことなどにより、与信関係費用は、前連結会計年度に比べ1兆624億円減少し、742億円となりました。

#### 株式関係損益

株式関係損益は、前連結会計年度に比べ9,175億円増加し、1,785億円となりました。前連結会計年度は市況の低迷等により7,390億円の損失を計上いたしましたが、当連結会計年度は、株式市況の好転する中で基本方針に基づき保有株式の売却を進めたことにより売却益を計上したことや、償却負担の軽減により増益となったものであります。なお、当連結会計年度末のその他有価証券（時価のあるもの）の評価差額のうち、株式に係るものは6,723億円であります。

#### 持分法による投資損益

持分法による投資損益は、前連結会計年度は480億円の損失計上でありましたが、当連結会計年度は持分法適用関連会社の業況改善等を受け、27億円の利益計上となりました。

#### その他

その他は、前連結会計年度に比べ132億円減少しております。その大宗が新たな子会社の連結調整勘定償却額であります。

#### 経常利益

以上の結果、経常利益は5,740億円と、前連結会計年度に比べ2兆542億円の増益となりました。項番 の連結粗利益の増加、項番 の営業経費の削減や項番 の与信関係費用の負担減、項番 の株式関係損益の改善等により、前連結会計年度に比べ大幅な増益となりました。

#### 特別損益

特別損益は、前連結会計年度に比べ983億円好転し、390億円となりました。

主な内訳は、特別利益で東京都外形標準課税訴訟和解に伴う還付税金及び還付加算金293億円、厚生年金基金の代行返上益157億円、特別損失で動産不動産処分損130億円などであります。

#### 税金等調整前当期純利益

以上の結果、税金等調整前当期純利益は6,131億円と、前連結会計年度に比べ2兆1,526億円の増益となりました。

#### 法人税、住民税及び事業税

法人税、住民税及び事業税は、前連結会計年度に比べ162億円増加し、178億円となりました。

#### 法人税等調整額

法人税等調整額は、前連結会計年度に比べ1,676億円増加し、2,368億円となりました。課税所得計上により将来減算一時差異等残高が減少したこと、厳格な回収スケジュールリングを実施したことなどによるものです。

#### 少数株主損益

当期純利益の算定上控除される少数株主損益は、子会社の業況改善等を受け、控除額が前連結会計年度に比べ117億円増加いたしました。

#### 当期純利益

以上の結果、当期純利益は3,173億円と前連結会計年度に比べ1兆9,569億円の増益となりました。

項番 の経常利益の増益要因に加え、項番 の特別損益の計上など特殊要因があった一方で、項番 の法人税等調整額の計上等の要因も加わり、結果として3,173億円となったものであります。

- 参考 -

( 図表 2 ) 損益状況 ( 単体 + 再生専門子会社 )

	前年度 ( 自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日 )	当年度 ( 自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日 )	比較
	金額 ( 億円 )	金額 ( 億円 )	金額 ( 億円 )
業務粗利益	7,012	6,908	103
資金利益	4,315	4,408	92
役務取引等利益	967	904	63
特定取引利益	650	547	103
その他業務利益	1,077	1,047	30
経費 ( 除く臨時処理分 )	2,809	2,104	705
業務純益 ( 一般貸倒引当金繰入前 )	4,202	4,803	601
与信関係費用	11,487	608	10,879
株式等損益	7,419	1,767	9,186
経常利益	14,926	5,189	20,115
特別損益	837	774	1,611
当期純利益	16,334	3,479	19,813

(2) セグメント情報

当連結会計年度におけるセグメント情報は以下の通りです。

なお、詳細につきましては、「第 5 経理の状況」中、1 「(1) 連結財務諸表」の「(セグメント情報)」に記載しております。

( 図表 3 ) 事業の種類別セグメント情報 ( 経常利益の内訳 )

	前連結会計年度 ( 自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日 )		当連結会計年度 ( 自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日 )		比較	
	金額 ( 億円 )	構成比 ( % )	金額 ( 億円 )	構成比 ( % )	金額 ( 億円 )	構成比 ( % )
銀行業	15,006	101.3	5,322	92.7	20,329	8.6
証券業	168	1.1	417	7.2	248	8.4
その他事業	41	0.3	3	0.1	44	0.2
計	14,879	100.5	5,743	100.0	20,622	0.4
消去又は全社 ( )	76	0.5	3	0.0	80	0.4
経常利益	14,802	100.0	5,740	100.0	20,542	-

\* 各事業の主な内容は以下の通りであります。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他事業.....リース業等

(図表4) 所在地別セグメント情報(経常利益の内訳)

	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)		当連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)		比較	
	金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)	金額 (億円)	構成比 (%)
日本	15,123	102.2	5,211	90.8	20,335	11.4
米州	713	4.8	604	10.5	108	15.4
アジア・オセアニア	335	2.3	394	6.9	59	9.1
欧州	633	4.3	139	2.4	772	1.8
計	14,707	99.4	6,350	110.6	21,058	11.3
消去又は全社( )	94	0.6	610	10.6	515	11.3
経常利益	14,802	100.0	5,740	100.0	20,542	-

## 3. 財政状態の分析

当連結会計年度末における財政状態のうち、主なものは以下の通りです。

(図表5)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資産の部	688,685	692,911	4,225
うち有価証券	141,669	167,543	25,873
うち貸出金	281,242	256,268	24,974
負債の部	667,417	659,402	8,014
うち預金*	189,555	218,105	28,550
うち債券	78,777	67,428	11,348
少数株主持分	7,769	12,878	5,108
資本の部	13,498	20,630	7,131

\*預金には、譲渡性預金を含んでおります。

## (1) 資産の部

## 有価証券

(図表6)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
有価証券	141,669	167,543	25,873
国債	47,060	78,754	31,693
地方債	717	566	151
社債	5,636	7,014	1,377
株式	33,118	41,385	8,266
その他の証券	55,135	39,822	15,312

有価証券は16兆7,543億円と、前連結会計年度末に比べ2兆5,873億円増加いたしました。内訳としましては、その他の証券が、主に外国債券を中心に1兆5,312億円減少する一方で、国債(日本国債)が主に短期国債で3兆1,693億円、株式(日本株式)が8,266億円、それぞれ増加いたしました。

貸出金

(図表7)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	281,242	256,268	24,974

(単体+再生専門子会社)

	前年度末 (平成15年3月31日)	当年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
貸出金	276,325	253,744	22,581
国内店分	221,435	215,810	5,624
中小企業等貸出金*1	81,260	83,770	2,509
海外店貸出金残高*2	54,889	37,933	16,956

\*1 「中小企業等」とは、「中小企業基本法等の一部を改正する法律」(平成11年法律第146号)により、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業・飲食業・サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員300人(ただし、卸売業は100人、小売業・飲食業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

\*2 海外店貸出金残高には、特別国際金融取引勘定を含んでおります。

貸出金は25兆6,268億円と、前連結会計年度末に比べ2兆4,974億円減少しております。

また、当行及び再生専門子会社の貸出金残高は25兆3,744億円と前年度末に比べ2兆2,581億円減少しております。国内店貸出金で5,624億円、海外店貸出金(含むオフショア勘定)で1兆6,956億円、それぞれ減少しております。

なお、当行及び再生専門子会社の中小企業等貸出金残高は、前年度末に比べ2,509億円増加し8兆3,770億円となっております。

貸出金のうち、連結ベースのリスク管理債権額は以下の通りです。

(図表8)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破綻先債権	1,912	1,020	892
延滞債権	3,627	3,478	148
3ヵ月以上延滞債権	97	13	84
貸出条件緩和債権	16,942	9,734	7,207
合計	22,579	14,246	8,333

貸出金に対する割合(%)	8.02	5.55	2.46
--------------	------	------	------

当連結会計年度末の連結ベースのリスク管理債権残高は、オフバランス化の推進等により、前連結会計年度末と比べ8,333億円減少し、1兆4,246億円となりました。債権区分では、貸出条件緩和債権の減少幅が7,207億円と最も大きく、他の債権区分もそれぞれ減少しております。

また、貸出金に対するリスク管理債権の割合は2.46ポイント低下し、5.55%となっております。

なお、不良債権(当行及び再生専門子会社)に関しては、後段4.で詳細を分析しております。

## (2) 負債の部

## 預金

(図表9)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金 * 1	189,555	218,105	28,550
流動性預金 * 2	56,688	70,822	14,133
定期性預金	59,350	52,300	7,050
譲渡性預金	36,918	55,884	18,965
その他	36,597	39,099	2,501

\* 1 預金には、譲渡性預金を含んでおります。

\* 2 流動性預金は、当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金の合計であります。

(単体)

	前事業年度末 (平成15年3月31日)	当事業年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
預金(国内)	83,034	110,302	27,268
個人	98	117	19
一般法人	65,478	82,424	16,945
金融機関・政府公金	17,456	27,760	10,303

\* 海外店分及び特別国際金融取引勘定分を含まない本支店間未達勘定整理前の計数です。

預金は21兆8,105億円と、前連結会計年度末に比べ2兆8,550億円増加しております。ペイオフ一部解禁を受け、定期性預金が前連結会計年度末に比べ7,050億円減少する一方で、流動性預金が1兆4,133億円増加しております。また、譲渡性預金も1兆8,965億円増加しております。

なお、当行の預金者別預金残高は、前事業年度末に比べ個人、一般法人、金融機関・政府公金がそれぞれ19億円、1兆6,945億円、1兆303億円増加しております。

## 債券

(図表10)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
債券	78,777	67,428	11,348
利付みずほコーポレート銀行債券	78,409	67,131	11,278
外貨建債券	367	297	70

債券は6兆7,428億円と、前連結会計年度末に比べ1兆1,348億円減少しております。内訳では、利付みずほコーポレート銀行債券、外貨建債券でそれぞれ1兆1,278億円、70億円減少しております。

(3) 資本の部

(図表11)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
資本の部合計	13,498	20,630	7,131
資本金	10,709	10,709	-
資本剰余金	12,712	2,582	10,129
利益剰余金	9,705	4,083	13,789
土地再評価差額金	1,076	515	561
その他有価証券評価差額金	271	3,930	4,202
為替換算調整勘定	1,022	1,191	168

資本の部合計は、前連結会計年度末に比べ7,131億円増加し、2兆630億円となりました。これは、当期純利益3,173億円に加え、株式相場の好転に伴うその他有価証券評価差額金の増加4,202億円などによるものです。

当連結会計年度中に、資本剰余金取り崩しによる欠損てん補を実施し、資本剰余金は1兆129億円減少しております。また、利益剰余金は資本剰余金からの振替額、及び当期純利益などにより1兆3,789億円増加しております。

4. 不良債権に関する分析(単体+再生専門子会社)

(1) 残高に関する分析

金融再生法開示債権

(図表12)

	前年度末 (平成15年3月31日)	当年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,961	2,024	936
危険債権	3,340	3,184	155
要管理債権	17,024	9,722	7,302
小計(要管理債権以下) (A)	23,326	14,931	8,394
正常債権	292,252	274,125	18,126
合計 (B)	315,578	289,057	26,521
(A) / (B)	7.39%	5.16%	2.22%

当年度末の不良債権残高(要管理債権以下)は、オフバランス化の推進等により、前年度末と比べ8,394億円減少、1兆4,931億円となりました。債権区分では、要管理債権の減少幅が7,302億円と最も大きく、他の債権区分もそれぞれ減少しております。

## (2) 保全に関する分析

前年度末及び当年度末における金融再生法開示債権（要管理債権以下）の保全及び引当は以下の通りであります。

(図表13)

		前年度末	当年度末	比較
		(平成15年3月31日)	(平成16年3月31日)	
		金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	(A)	2,961	2,024	936
うち担保・保証	(B)	2,391	1,803	587
うち引当金	(C)	570	220	349
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	100.0%	100.0%	-
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	100.0%	100.0%	-
危険債権	(A)	3,340	3,184	155
うち担保・保証	(B)	1,077	802	274
うち引当金	(C)	1,683	1,897	214
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	74.3%	79.6%	5.2%
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	82.6%	84.7%	2.1%
要管理債権	(A)	17,024	9,722	7,302
うち担保・保証	(B)	5,478	4,648	830
うち引当金	(C)	4,593	2,549	2,044
信用部分に対する引当率	$(C) / ((A) - (B))$	39.7%	50.2%	10.4%
保全率	$((B) + (C)) / (A)$	59.1%	74.0%	14.8%

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を個別貸倒引当金として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、信用部分に対する引当率、保全率ともに100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して算定した金額、当該残額に今後3年間の倒産確率に基づき算定された予想損失率を乗じた金額、のいずれかを個別貸倒引当金等として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法(DCF法)を適用しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は5.2ポイント上昇し79.6%に、保全率も2.1ポイント上昇し84.7%となっております。

要管理債権については、債権額に、今後3年間の倒産確率に基づき算定された予想損失率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積り法(DCF法)を適用しております。以上の結果、信用部分に対する引当率は10.4ポイント上昇し50.2%に、保全率も14.8ポイント上昇し74.0%となっております。

上記債権以外の債権に対する引当率は、以下の通りであります。

(図表14)

	前年度末 (平成15年3月31日)	当年度末 (平成16年3月31日)	比較
要管理先債権以外の要注意債権(%)	9.67	16.67	6.99
正常先債権(%)	0.11	0.09	0.02

## 5. 自己資本比率に関する分析

(図表15)

	前連結会計年度末 (平成15年3月31日)	当連結会計年度末 (平成16年3月31日)	比較
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
基本的項目(Tier )	18,884	21,836	2,952
資本金	10,709	10,709	-
資本剰余金	2,582	2,582	-
利益剰余金	416	3,944	3,527
連結子会社の少数株主持分	7,570	6,772	798
その他有価証券の評価損( )	261	-	261
為替換算調整勘定	1,026	1,176	149
連結調整勘定相当額( )	1,105	995	110
補完的項目(Tier )	23,485	25,018	1,532
(うち自己資本への算入額)	(18,884)	(21,836)	(2,952)
有価証券の含み益の45%相当額	-	2,984	2,984
土地の再評価額と再評価の直前の 帳簿価額の差額の45%相当額	774	390	384
一般貸倒引当金	7,544	6,995	548
負債性資本調達手段	15,166	14,646	519
控除項目	1,236	838	398
自己資本額( + - )	36,532	42,835	6,302
リスク・アセット等	350,550	328,885	21,664
連結自己資本比率( / )	10.42%	13.02%	2.60%

連結ベースの自己資本額は、当期純利益の計上による剰余金の増加等により基本的項目が2,952億円増加したこと、それに伴い補完的項目における自己資本への算入額も同額増加したこと、前連結会計年度末に比べ6,302億円増加いたしました。一方リスク・アセット等は非効率資産の圧縮等により、前連結会計年度末に比べ2兆1,664億円減少いたしました。以上の結果、連結自己資本比率は前連結会計年度末に比べ2.60ポイント改善し、13.02%になりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の主要な設備投資は、当行における本店等の改修工事、コンピューター関連機器の更新及びニューヨーク支店等海外拠点の店舗改修工事等であります。

この結果、当連結会計年度の総投資額は8,225百万円となりました。

また、当連結会計年度において、資産の効率化を図るため、次の主要な設備を売却しており、その内容は以下のとおりであります。

(銀行業)

	会社名	事業所名	所在地	設備の内容	売却時期	前期末帳簿価額 (百万円)
当行		本店	東京都千代田区	店舗	平成15年12月	81,815

(注) 当行は売却後も定期借家契約を締結し、当該物件を本店として使用しております。

#### 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(銀行業)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当行	-	本店ほか2営業部	東京都千代田区ほか	店舗	-	-	8,942	7,321	16,263	3,607
	-	日本橋営業部ほか2営業部	東京地区	店舗	-	-	197	167	365	171
	-	横浜営業部	関東地区 (除く東京地区)	店舗	-	-	1	12	14	23
	-	札幌営業部	北海道地区	店舗	-	-	2	13	16	21
	-	仙台営業部	東北地区	店舗	-	-	1	13	15	26
	-	富山営業部	北陸・甲信越地区	店舗	2,834	2,243	547	60	2,851	21
	-	名古屋営業部 ほか1営業部	東海地区	店舗	-	-	53	46	99	76
	-	大阪営業部	大阪地区	店舗	-	-	82	55	137	103
	-	京都営業部 ほか1営業部	近畿地区 (除く大阪地区)	店舗	-	-	5	23	28	47
	-	広島営業部	中国地区	店舗	-	-	1	13	15	23
	-	高松営業部	四国地区	店舗	1,983	3,800	944	103	4,848	17
	-	福岡営業部	九州・沖縄地区	店舗	-	-	3	16	19	41
	-	ニューヨーク支店 ほか5店	北米・南米	店舗・ 事務所	57	43	2,784	2,119	4,948	708
	-	ロンドン支店 ほか4店	ヨーロッパ・中近東	店舗・ 事務所	-	-	3,702	1,336	5,039	484
	-	ソウル支店ほか 23店	アジア・オセアニア	店舗・ 事務所	-	-	1,606	1,141	2,747	1,598
-	矢来町ハイツ ほか55か所	東京都新宿区ほか	社宅・寮	183,239	65,509	9,429	91	75,029	-	

## (証券業)

	会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
国内連結子会社	みずほ証券株式会社	本店	東京都千代田区	店舗・事務所	-	-	2,690	2,714	5,405	1,255
海外連結子会社	Mizuho International plc	本社ほか	英国ロンドン市	店舗ほか	-	-	2,733	653	3,387	331

(注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。

2. 不動産にかかる年間賃借料は20,320百万円であります。

3. 動産は、事務機械7,072百万円、その他9,260百万円であります。

4. 当行の海外駐在員事務所12か所は上記に含めて記載しております。

5. 上記のほか、リース契約による主な賃借設備は次のとおりであります。

## リース契約

	会社名	事業(部門)の別	店舗名その他	所在地	設備の内容	従業員数 (人)	年間リース料 (百万円)
当行	-	銀行業 (コーポレート部門)	本店	東京都千代田区	汎用大型電子計算機および周辺機器	-	1,041

## 3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

## (1) 新設、改修

会社名	店舗名その他	所在地	区分	事業(部門)の別	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
当行	本店ほか	東京都千代田区ほか	改修	銀行業 (コーポレート部門)	店舗	4,310	-	自己資金	-	(注) 2
					事務機器	186	-	自己資金	-	

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおります。

2. 店舗及び事務機器の主なものは平成17年3月までに設置予定であります。

## (2) 売却

該当ありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	14,400,000,000
第三種優先株式	107,500,000
第四種優先株式	64,500,000
第五種優先株式	18,810,000
第六種優先株式	57,000,000
第七種優先株式	57,000,000
第八種優先株式	85,500,000
第九種優先株式	121,800,000
第十種優先株式	121,800,000
第十一種優先株式	1,000,000,000
第十二種優先株式	1,000,000,000
第十三種優先株式	1,000,000,000
計	18,033,910,000

(注) 当行定款第5条に次のとおり規定しております。

「当銀行が発行する株式の総数は、180億3,391万株とし、その内訳は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。

普通株式	144億株
第三種の優先株式	1億750万株
第四種の優先株式	6,450万株
第五種の優先株式	1,881万株
第六種の優先株式	5,700万株
第七種の優先株式	5,700万株
第八種の優先株式	8,550万株
第九種の優先株式	1億2,180万株
第十種の優先株式	1億2,180万株
第十一種の優先株式	10億株
第十二種の優先株式	10億株
第十三種の優先株式	10億株

【発行済株式数】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成16年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成16年6月29日)	上場証券取引所名または 登録証券業協会名	内容
普通株式	6,831,124,612	6,831,124,612	-	権利内容に何ら限定のない 当行における 標準となる株 式 (注) 1
第二回第四種 優先株式	64,500,000	64,500,000	-	(注) 2
第三回第三種 優先株式	53,750,000	53,750,000	-	(注) 3
第四回第三種 優先株式	53,750,000	53,750,000	-	(注) 4
第五回第五種 優先株式	18,810,000	18,810,000	-	(注) 5
第六回第六種 優先株式	57,000,000	57,000,000	-	(注) 6
第七回第七種 優先株式	57,000,000	57,000,000	-	(注) 7
第八回第八種 優先株式	85,500,000	85,500,000	-	(注) 8
第九回第九種 優先株式	121,800,000	121,800,000	-	(注) 9
第十回第十種 優先株式	121,800,000	121,800,000	-	(注)10
第十一回第十 三種優先株式	721,930,000	721,930,000	-	(注)11
計	8,186,964,612	8,186,964,612	-	-

(注) 1 . 提出日現在の発行数には、平成16年6月1日から本報告書を提出する日までの第五回第五種優先株式、第九回第九種優先株式及び第十回第十種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2 . 第二回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第四種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年42円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第四種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき21円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第四種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後はいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

3. 第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年11円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき5円50銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

#### 当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の時価の千分の一に相当する金額（以下当該価額という。）に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額に1.025を乗じた額が、420円を下回る場合は420円とする。この場合に使用する当該価額は、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。

#### 転換価額の修正

転換価額は平成19年10月1日とその後平成22年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における株式会社みずほフィナンシャルグループの時価の千分の一に相当する金額（以下当該価額という。）が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降当該価額に修正されるものとする。但し、当該価額が当初転換価額の80%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する当該価額は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。

#### 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、当該価額を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり当該価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

#### 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

#### 転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

#### (5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000円をそのときの株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の時価の千分の一に相当する金額（以下当該価額という。）で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する当該価額は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。ただし、当該価額が2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額または普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、2,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記「転換比率」とは、2,000円を転換価額で除した数とする。

#### (6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (7) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (8) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第四回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第三種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

当行は、優先株式発行後、5年間を経過した後平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は優先株式1株につき2,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の時価の千分の一に相当する金額(以下当該価額という)に1.025を乗じた額とする。但し、当該価額に1.025を乗じた額が、540円を下回る場合は540円とする。この場合に使用する当該価額は、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。

転換価額の修正

転換価額は平成17年10月1日とその後平成20年10月1日までの毎年10月1日(転換価額修正日)における株式会社みずほフィナンシャルグループの時価の千分の一に相当する金額が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降当該価額に修正されるものとする。ただし、当該価額が当初転換価額の70%に相当する金額(下限転換価額)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する当該価額は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、当該価額を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり当該価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換比率

転換比率は、2,000円を転換価額で除した数とする。

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000円をそのときの株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の時価の千分の一に相当する金額（以下当該価額という。）で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する当該価額は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の毎日の終値の千分の一に相当する金額の平均値とする。但し、当該価額が2,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額又は普通株式の額面金額のいずれか高い金額を下回るときは、2,000円をそのいずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。上記「転換比率」とは、2,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

5. 第五回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第五種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年22円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第五種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき11円25銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第五種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき3,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成14年4月1日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

提出日現在の転換比率  
転換比率は4.000とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成14年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{3,000\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

#### (4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (6) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年6月1日から本報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

6. 第六回第六種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第六種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年8円20銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第六種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき4円10銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第六種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は準じて調整される。

転換比率の修正

転換比率は、平成17年8月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

転換比率の調整

転換比率は、当行が第優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われ

た場合には、3,137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

7. 第七回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第七種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年14円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第七種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき7円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第七種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれか高い値とする。

なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。

#### 転換比率の修正

転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値または637円60銭のいずれが高い値とする。

#### 転換比率の調整

転換比率は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

#### 転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

#### (4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、第七回優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

#### (5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 8. 第八回第八種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

毎年3月31日現在の第八種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年47円60銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

#### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第八種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき23円80銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第八種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000円のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還をするときは抽選その他の方法により行う。償還額は1株につき2,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

#### (4) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

#### (5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

#### (6) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

### 9. 第九回第九種優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 優先配当金

##### 優先配当金

毎年3月31日現在の第九種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年17円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

##### 非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

##### 非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

##### 優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第九種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき8円75銭の優先中間配当金を支払う。

#### (2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第九種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配を行わない。

#### (3) 普通株式への転換

##### 転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

##### 提出日現在の転換価額

331円とする。

##### 転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合は、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

##### 転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}$$

$$\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + 1 \text{ 株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}}{}$$

また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年6月1日から本報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

10. 第十回第十種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の第十種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき年5円38銭の優先利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の額の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の第十種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき2円69銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、第十種優先株主に対し、第十三種優先株主又は普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,250円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250円のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

提出日現在の転換価額

331円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331円を下回る場合は、修正後転換価額は331円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額の調整

転換価額は、当行が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。また、転換価額は、株式会社みずほフィナンシャルグループにおいて調整事由が生じた場合等一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日をもって1,250円を平成21年9月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値の千分の一の値の平均値で除して得られる数の普通株式となる。なお、この普通株式の数は、1,250円を331円で除して得られる株式の数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

第三種から第十種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成16年6月1日から本報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

11. 第十一回第十三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき年80円の優先利益配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。

当行は、利益配当を行うときは、第三種から第十種までの優先株主に対し、第十一種から第十三種までの優先株主および普通株主に先立ち、それぞれ当行定款に定める額の利益配当金を支払う。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の額の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対しては、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当については、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき40円の優先中間配当金を支払う。

当行は、中間配当を行うときは、第三種から第十種までの優先株主に対し、第十一種から第十三種までの優先株主および普通株主に先立ち、それぞれ当行定款に定める額の金銭を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配については、優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先株式1株につき1,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

当行は、残余財産の分配を行うときは、第三種から第十種までの優先株主に対し、第十一種から第十三種までの優先株主および普通株主に先立ち、それぞれ当行定款に定める額の金銭を支払う。

(3) 強制償還

当行は、平成20年4月1日以降、いつでも、優先株式の全部又は一部を償還することができる。一部償還の場合は抽選その他の方法により行う。償還価額は優先株式1株につき1,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対しては、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

当行の発行する第十一種から第十三種までの各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減 額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成14年4月1日 (注)1	2,219,180	6,287,466	329,544,008	710,000,000	274,666,455	655,241,388
平成15年3月12日 (注)2	-	-	-	710,000,000	100,525,909	554,715,479
平成15年3月12日 (注)3	1,177,568	7,465,034	-	710,000,000	355,549,685	910,265,164
平成15年3月29日 (注)4	721,930	8,186,964	360,965,000	1,070,965,000	360,965,000	1,271,230,164
平成15年6月24日 (注)5	-	8,186,964	-	1,070,965,000	1,012,982,745	258,247,419

(注)1. 会社分割および合併により、平成14年4月1日付で次の異動がありました。

(1)発行済株式総数が、2,219,180千株増加いたしました。その内訳は、以下のとおりであります。

普通株式	1,985,270千株増加
第二回第四種優先株式	85,500千株減少
第三回第三種優先株式	71,250千株減少
第四回第三種優先株式	71,250千株減少
第五回第五種優先株式	18,810千株増加
第六回第六種優先株式	57,000千株増加
第七回第七種優先株式	57,000千株増加
第八回第八種優先株式	85,500千株増加
第九回第九種優先株式	121,800千株増加
第十回第十種優先株式	121,800千株増加

(2)資本金が329,544,008千円減少いたしました。

(3)資本準備金が274,666,455千円減少いたしました。

2. 会社分割により、資本準備金が100,525,909千円減少いたしました。

3. 株式交換により、発行済普通株式数および資本準備金がそれぞれ1,177,568千株および355,549,685千円増加いたしました。

4. 有償 第三者割当(第十一回第十三種優先株式 721,930千株)発行価格 1,000円 資本組入額 500円

5. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

当行は、平成14年4月1日に株式会社富士銀行を法的な存続会社として、株式会社第一勧業銀行、株式会社日本興業銀行と会社分割及び合併を行い発足いたしました。以下に参考情報として旧3行の前事業年度の前3事業年度の発行済株式総数と資本金等の推移を記載しております。

株式会社富士銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成11年4月1日～ 平成11年12月3日 (注)1	2,274	3,896,303	1,710,943	1,039,544,008	1,710,943	929,907,844
平成14年2月1日 (注)2	171,983	4,068,286		1,039,544,008		929,907,844

(注)1. 転換社債の株式転換

2. 第一回第一種優先株式の普通株式への一斉転換による優先株式52,411千株の減少とそれに伴う普通株式224,394千株の発行による増加

株式会社第一勧業銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成11年4月1日～ 平成12年3月31日 (注)1	1,601	3,505,384	1,024,352	858,784,790	1,024,352	747,181,255
平成12年4月1日～ 平成13年3月31日 (注)2		3,505,384		858,784,790		747,181,255
平成13年4月1日～ 平成14年3月31日 (注)2		3,505,384		858,784,790		747,181,255

(注)1. 転換社債の株式転換

2. この間における増減はありません。

株式会社日本興業銀行の発行済株式総数、資本金等の推移は次のとおりであります。

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成11年4月1日～ 平成14年3月31日		2,919,579		673,605,279		570,132,176

(注) この間における増減はありません。

## (4) 【所有者別状況】

## 普通株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				6,831,124				6,831,124	612
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

## 第二回第四種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				64,500				64,500	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

## 第三回第三種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				53,750				53,750	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

## 第四回第三種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)				1				1	
所有株式数(単元)				53,750				53,750	
所有株式数の割合(%)				100.00				100.00	

第五回第五種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				18,810				18,810	
所有株式数の割合（％）				100.00				100.00	

第六回第六種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				57,000				57,000	
所有株式数の割合（％）				100.00				100.00	

第七回第七種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				57,000				57,000	
所有株式数の割合（％）				100.00				100.00	

第八回第八種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				85,500				85,500	
所有株式数の割合（％）				100.00				100.00	

第九回第九種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				121,800				121,800	
所有株式数の割合（％）				100.00				100.00	

第十回第十種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				121,800				121,800	
所有株式数の割合（％）				100.00				100.00	

第十一回第十三種優先株式

平成16年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				721,930				721,930	
所有株式数の割合（％）				100.00				100.00	

## (5) 【大株主の状況】

## 普通株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	6,831,124	100.00
計		6,831,124	100.00

## 第二回第四種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	64,500	100.00
計		64,500	100.00

## 第三回第三種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

## 第四回第三種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	53,750	100.00
計		53,750	100.00

## 第五回第五種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,810	100.00
計		18,810	100.00

## 第六回第六種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	57,000	100.00
計		57,000	100.00

## 第七回第七種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	57,000	100.00
計		57,000	100.00

## 第八回第八種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	85,500	100.00
計		85,500	100.00

## 第九回第九種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

## 第十回第十種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほホールディングス	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	121,800	100.00
計		121,800	100.00

第十一回第十三種優先株式

平成16年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	721,930	100.00
計		721,930	100.00

## (6) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成16年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第十一回第十三種優先株式 721,930,000		第十一回第十三種優先株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注) 11に記載のとおりであります。
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	7,465,034,000	7,465,034	
普通株式	6,831,124,000	6,831,124	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。
優先株式	633,910,000	633,910	
第二回第四種優先株式	64,500,000	64,500	各種の優先株式の内容は、 「1. 株式等の状況」 「(1) 株式の総数等」 「発行済株式」 (注) 2～10に記載のとおりであります。  (注)
第三回第三種優先株式	53,750,000	53,750	
第四回第三種優先株式	53,750,000	53,750	
第五回第五種優先株式	18,810,000	18,810	
第六回第六種優先株式	57,000,000	57,000	
第七回第七種優先株式	57,000,000	57,000	
第八回第八種優先株式	85,500,000	85,500	
第九回第九種優先株式	121,800,000	121,800	
第十回第十種優先株式	121,800,000	121,800	
単元未満株式	普通株式 612		
発行済株式総数	8,186,964,612		
総株主の議決権		7,465,034	

(注) 第二回第四種から第十回第十種の各優先株式については、平成14年6月24日開催の定時株主総会以降、議決権が発生していましたが、平成16年6月24日を効力発生日とする「株主総会決議事項の会社の提案の内容に対する同意書」にて本優先株式の株主に対し配当金を支払うことについて全株主の同意を得たため、同日以降、無議決権株式となっております。

【自己株式等】

平成16年3月31日現在

所有者の氏名または名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

(7) 【ストックオプション制度の内容】

該当ありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### (1)【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

#### 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当ありません。

#### 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当ありません。

## 3【配当政策】

配当に関しましては、財務体質強化の観点から内部留保の充実に意を用いつつ、業績等を勘案しまして決定させて頂きたいと考えております。

当期末の第十一回第十三種優先株式を除く優先株式につきましては、株式会社みずほフィナンシャルグループが優先配当を安定的に実施するための所要額を実施させて頂きました。しかしながら、当期末の普通株式並びに第十一回第十三種優先株式につきましては、財務基盤強化の観点等を考慮いたしまして、誠に遺憾ながら、無配とさせて頂きました。

## 4【株価の推移】

当行株式は非上場であり、かつ店頭登録もしておりませんので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		齋藤 宏	昭和19年3月29日生	昭和41年4月 日本興業銀行入行 平成6年6月 取締役営業第六部長 平成7年5月 取締役東京支店長 平成9年2月 常務取締役 平成11年6月 常務取締役コーポレートバンキングユニット長 平成12年6月 常務取締役 平成12年9月 みずほホールディングス常務執行役員大企業・金融法人ビジネスユニット長 平成14年1月 取締役兼常務執行役員大企業・金融法人ビジネスユニット長 平成14年4月 取締役(現職) 平成14年4月 当行取締役頭取(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグループ取締役(現職)	
取締役副頭取 (代表取締役)	コンプライアンス統括グループ統括役員	中山 恒博	昭和23年1月20日生	昭和46年4月 日本興業銀行入行 平成10年6月 営業第一部長 平成11年6月 執行役員営業第一部長 平成12年6月 執行役員 平成12年9月 みずほホールディングス常務執行役員リスク管理グループ長 平成14年4月 当行常務執行役員財務・主計グループ統括役員 平成16年4月 取締役副頭取コンプライアンス統括グループ統括役員(現職)	
取締役副頭取 (代表取締役)		金治 正良	昭和23年7月30日生	昭和46年7月 富士銀行入行 平成10年4月 新橋支店長 平成11年6月 取締役新橋支店長 平成12年6月 執行役員新橋支店長 平成12年8月 常務執行役員(関西駐在) 平成14年4月 みずほ銀行常務執行役員 平成16年4月 当行取締役副頭取(現職)	
取締役副頭取 (代表取締役)		後藤 高志	昭和24年2月15日生	昭和47年4月 第一勧業銀行入行 平成11年4月 審査第四部長 平成12年6月 執行役員審査第四部長 平成12年9月 みずほホールディングス執行役員コンプライアンス統括グループ長 平成13年4月 常務執行役員コンプライアンス統括グループ長 平成14年4月 常務執行役員人事グループ長兼人材開発室長 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ常務執行役員人事グループ長兼人材開発室長 平成15年3月 当行常務取締役企画グループ統括役員兼審査統括役員 平成16年4月 取締役副頭取(現職)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
常務取締役	コーポレート バンキングユ ニット統括役 員兼IT・シス テムグループ 統括役員	喜多野 利和	昭和24年10月28日生	昭和48年4月 日本興業銀行入行 平成9年6月 秘書役 平成12年3月 人事部長兼秘書役 平成13年6月 執行役員人事部長兼秘書役 平成14年4月 みずほ銀行常務執行役員 平成15年3月 当行常務取締役コーポレートバ ンキングユニット統括役員 平成16年4月 常務取締役コーポレートバンキ ングユニット統括役員兼IT・シ ステムグループ統括役員 (現職)	
常務取締役	リスク管理グ ループ統括役 員兼人事グル ープ統括役員	木川 真	昭和24年12月31日生	昭和48年4月 富士銀行入行 平成10年5月 人事部長 平成13年6月 執行役員人事部長 平成14年4月 当行常務執行役員人事グループ 統括役員 平成14年6月 常務執行役員リスク管理グル ープ統括役員兼人事グループ統括 役員 平成16年4月 常務取締役リスク管理グル ープ統括役員兼人事グループ統括 役員(現職)	
常務取締役	企画グループ 統括役員兼財 務・主計グル ープ統括役員	佐子 希人	昭和25年4月5日生	昭和50年4月 第一勧業銀行入行 平成10年6月 主計室長 平成14年4月 当行主計部長 平成15年3月 執行役員主計部長 平成15年5月 執行役員本店営業第十二部長兼 内幸町営業第三部長 平成16年4月 常務取締役企画グループ統括役 員兼財務・主計グループ統括役 員(現職)	
常勤監査役 (常勤)		宮崎 純一	昭和26年10月9日生	昭和49年4月 日本興業銀行入行 平成10年6月 国際業務部副部長 平成13年3月 国際業務部長 平成14年4月 当行国際企画部審議役 平成14年12月 国際業務管理部審議役 平成15年6月 常勤監査役(現職)	
常勤監査役 (常勤)		楠本 豪	平成25年8月21日生	昭和49年4月 第一勧業銀行入行 平成11年4月 資産監査室長 平成12年9月 みずほホールディングス監査業 務部長 平成15年3月 みずほフィナンシャルグループ 監査業務部長 平成16年6月 当行常勤監査役(現職)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
監査役 (非常勤)		野崎 幸雄	昭和6年8月19日生	昭和31年4月 東京地方裁判所判事補任官 平成4年3月 仙台高等裁判所長官 平成5年3月 名古屋高等裁判所長官 平成8年8月 退官 平成8年10月 第一東京弁護士会入会 平成9年6月 第一勧業銀行監査役 (平成14年3月まで) 平成12年9月 みずほホールディングス監査 役(平成15年3月まで) 平成14年4月 当行監査役(現職) 平成15年1月 みずほフィナンシャルグル ープ監査役(現職)	
監査役 (非常勤)		小原 之夫	昭和22年2月8日	昭和44年7月 富士銀行入行 平成8年6月 取締役ロンドン支店長 平成9年5月 取締役本店営業第二部長 平成11年5月 常務取締役アセットマネジメ ントグループ長 平成12年8月 常務取締役 平成14年4月 みずほホールディングス取締 役副社長(平成15年3月ま で) 平成15年1月 当社取締役副社長 平成15年3月 取締役(平成15年6月まで) 平成15年3月 みずほ銀行取締役副頭取 平成16年4月 理事 平成16年6月 当行監査役(現職) 平成16年6月 みずほホールディングス監査 役(現職) 平成16年6月 みずほフィナンシャルグル ープ常勤監査役(現職)	

(注) 監査役 野崎幸雄は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当グループは、経営体制のスリム化とスピード経営の実践に努めるとともに、社外取締役の招聘、アドバイザーボードの設置等によりコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。今後も引き続き、透明で効率性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行してまいります。

なお、当行は株式会社みずほフィナンシャルグループ・株式会社みずほホールディングスとの間で「グループ経営管理契約」を締結し、両社の経営管理を受けております。

### (2)会社の機関内容

当グループは、経営環境の変化に柔軟かつ機動的に適応できる経営形態として選択した持株会社体制の下で、顧客セグメント別・機能別の法的分社経営を行い、グループ各社の専門性向上とお客さまニーズへの適応力強化を一段と進めることで、企業価値の極大化に取り組んでおります。

当行の取締役会は、7名により構成し、当行の経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役および執行役員の職務の執行を監督しております。また、経営の監督機能と業務執行を分離し、権限と責任を明確化するため、執行役員制度を導入しております。

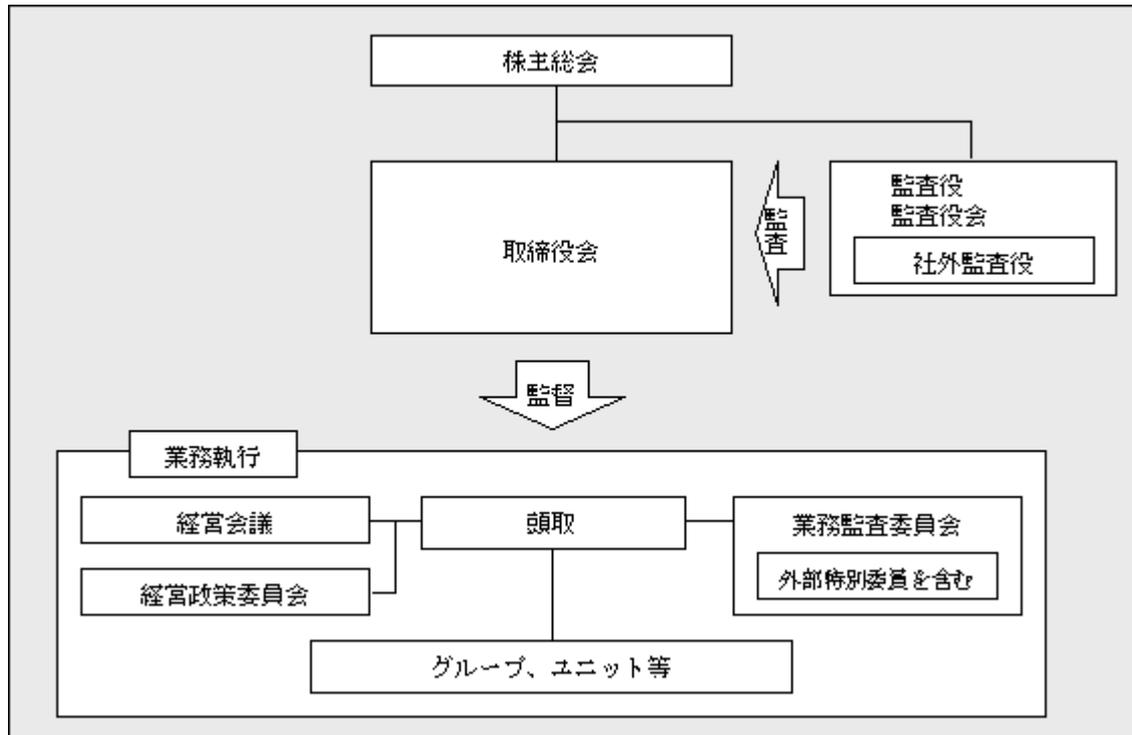
また、当行は監査役制度を採用しており、監査役4名のうち1名は社外監査役であります。監査役は、取締役会への出席や意見具申等を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。

業務執行においては、頭取が、取締役会の決定した基本方針に基づき、業務執行上の最高責任者として当行の業務を統括しております。なお、頭取の諮問機関として経営会議を設置し業務執行に関する重要な事項を審議するとともに、経営政策委員会を設置し各役員の担当業務を横断する全社的な諸問題について総合的に審議・調整を行っております。

さらに、当行は、コンプライアンス・監査の観点から業務運営の適正性等をチェックする頭取傘下の内部監査機関として、業務監査委員会を設置しております。業務監査委員会は、取締役会の決定した基本方針に基づき、コンプライアンス・監査に関する重要な事項の審議・決定を行い、業務監査委員会の決定事項については、すべて取締役会に報告しております。

なお、業務監査委員会には、専門性の補強、客観性の確保の観点から、外部の専門家（現状、弁護士1名、会計士1名）が特別委員として参加しております。

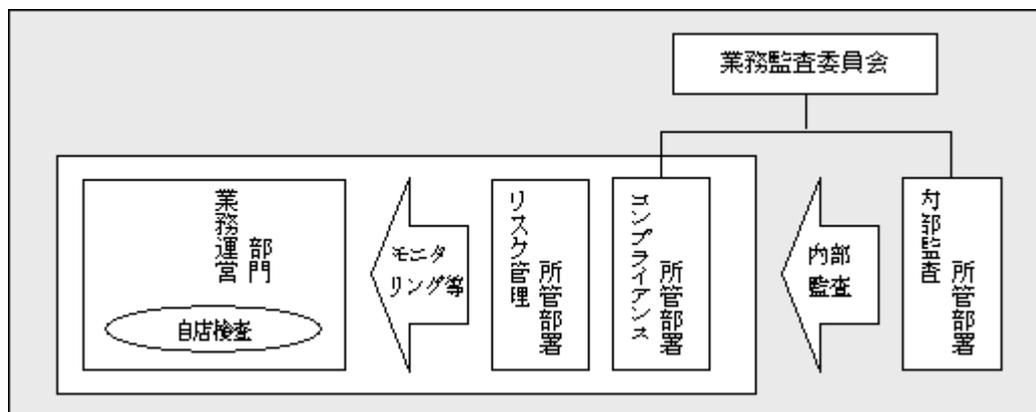
< 当行のコーポレート・ガバナンス体制 >



(3) 内部統制の仕組み

当行では、業務運営部門における自店検査に加え、コンプライアンス所管部署・リスク管理所管部署によるモニタリング等にて牽制機能を確保するとともに、業務運営から独立した業務監査委員会のもとで内部監査所管部署が内部監査を実施することを通じて、内部管理の適切性・有効性を確保しております。

< 当行の内部統制の仕組み >



(4) 役員報酬の内容

当行の取締役に対する報酬額および監査役に対する報酬額は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬額	151百万円
監査役に対する報酬額	39百万円

(5) 監査報酬の内容

当行が、新日本監査法人および中央青山監査法人と締結した監査契約に基づく監査証明に係る報酬額および左記以外に係る報酬額は、以下のとおりであります。

監査契約に基づく監査証明に係る報酬額	79百万円
上記以外に係る報酬額	43百万円

## 第5【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

前連結会計年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）は、改正前の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当連結会計年度（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）は、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

前事業年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当事業年度（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

なお、当事業年度（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しております。

3. 前連結会計年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）及び当連結会計年度（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）の連結財務諸表並びに前事業年度（自平成14年4月1日 至平成15年3月31日）及び当事業年度（自平成15年4月1日 至平成16年3月31日）の財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人及び中央青山監査法人の監査証明を受けております。

# 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

### 【連結貸借対照表】

区分	注記番号	前連結会計年度 (平成15年3月31日)		当連結会計年度 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
<b>(資産の部)</b>					
現金預け金	9	3,047,925	4.43	3,326,355	4.80
コールローン及び買入手形		627,908	0.91	315,797	0.46
買現先勘定		3,727,924	5.41	4,382,306	6.32
債券貸借取引支払保証金		3,941,571	5.72	5,042,593	7.28
買入金銭債権		73,620	0.11	121,500	0.18
特定取引資産	2,9	8,806,118	12.79	7,504,500	10.83
金銭の信託		20,974	0.03	10,753	0.02
有価証券	1,2,9	14,166,927	20.57	16,754,326	24.18
貸出金	3,4,5,6, 7,8,9,10	28,124,274	40.84	25,626,805	36.98
外国為替	8,9	562,900	0.82	466,172	0.67
その他資産	9,11,16	3,052,992	4.43	3,765,217	5.43
動産不動産	9,12,13	308,381	0.45	189,495	0.27
債券繰延資産		38	0.00	18	0.00
繰延税金資産		1,055,310	1.53	533,022	0.77
連結調整勘定		110,559	0.16	99,503	0.14
支払承諾見返		2,317,963	3.37	2,077,836	3.00
貸倒引当金		1,071,810	1.56	924,898	1.33
投資損失引当金		4,990	0.01	130	0.00
資産の部合計		68,868,592	100.00	69,291,176	100.00
<b>(負債の部)</b>					
預金	9	15,263,691	22.16	16,222,186	23.41
譲渡性預金		3,691,860	5.36	5,588,404	8.07
債券		7,877,725	11.44	6,742,872	9.73
コールマネー及び売渡手形	9	13,981,463	20.30	9,964,151	14.38
売現先勘定	9	8,106,377	11.77	7,995,688	11.54
債券貸借取引受入担保金	9	3,939,012	5.72	5,288,396	7.63
コマースナル・ペーパー		153,400	0.22	452,800	0.65
特定取引負債		5,443,298	7.90	5,621,176	8.11
借入金	9,14	1,016,621	1.48	1,465,113	2.12
外国為替		181,196	0.26	346,250	0.50
短期社債		-	-	180,000	0.26
社債	15	1,410,811	2.05	1,043,012	1.51
その他負債		3,125,854	4.54	2,736,132	3.95
賞与引当金		20,126	0.03	22,617	0.03
退職給付引当金		2,396	0.00	2,501	0.00
偶発損失引当金	16	141,124	0.21	132,739	0.19
特別法上の引当金		439	0.00	804	0.00
繰延税金負債		3,861	0.01	22,304	0.03
再評価に係る繰延税金負債	12	64,537	0.09	35,300	0.05
支払承諾		2,317,963	3.37	2,077,836	3.00
負債の部合計		66,741,764	96.91	65,940,289	95.16
(少数株主持分)					
少数株主持分		776,985	1.13	1,287,875	1.86
<b>(資本の部)</b>					
資本金		1,070,965	1.55	1,070,965	1.55
資本剰余金		1,271,230	1.85	258,247	0.37
利益剰余金		970,570	1.41	408,335	0.59
土地再評価差額金	12	107,665	0.16	51,539	0.07
その他有価証券評価差額金		27,186	0.04	393,084	0.57
為替換算調整勘定		102,262	0.15	119,159	0.17
資本の部合計		1,349,841	1.96	2,063,012	2.98
負債、少数株主持分及び資本の部合計		68,868,592	100.00	69,291,176	100.00

【連結損益計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		1,569,239	100.00	1,585,413	100.00
資金運用収益		1,024,263		807,418	
貸出金利息		654,145		453,839	
有価証券利息配当金		259,489		213,540	
コールローン利息及び買入手形利息		11,046		5,143	
買現先利息		18,153		74,289	
債券貸借取引受入利息		522		1,362	
預け金利息		41,631		23,964	
その他の受入利息		39,274		35,278	
信託報酬		95		32	
役務取引等収益		137,789		167,621	
特定取引収益		77,186		157,142	
その他業務収益		197,052		201,905	
その他経常収益	1	132,851		251,293	
経常費用		3,049,472	194.33	1,011,390	63.79
資金調達費用		528,516		369,781	
預金利息		136,043		76,027	
譲渡性預金利息		10,584		4,075	
債券利息		112,281		84,942	
コールマネー利息及び売渡手形利息		12,014		6,587	
売現先利息		80,368		116,299	
債券貸借取引支払利息		3,867		1,789	
コマースナル・ペーパー利息		408		253	
借入金利息		31,040		24,467	
短期社債利息		-		24	
社債利息		30,251		26,090	
その他の支払利息		111,656		29,224	
役務取引等費用		36,178		53,442	
その他業務費用		73,064		95,064	
営業経費		341,479		322,033	
その他経常費用		2,070,233		171,067	
貸倒引当金繰入額		450,400		78,497	
その他の経常費用	2	1,619,833		92,569	
経常利益(は経常損失)		1,480,232	94.33	574,022	36.21
特別利益		768	0.05	60,263	3.80
動産不動産処分益		271		5,618	
償却債権取立益		417		399	
金融先物取引責任準備金取崩額		78		-	
その他の特別利益	3	-		54,245	
特別損失		60,031	3.83	21,174	1.34
動産不動産処分損		21,302		13,074	
金融先物取引責任準備金繰入額		-		15	
証券取引責任準備金繰入額		-		348	
その他の特別損失	4	38,729		7,735	
税金等調整前当期純利益 (は税金等調整前当期純損失)		1,539,496	98.11	613,111	38.67
法人税、住民税及び事業税		1,581	0.10	17,832	1.12
法人税等調整額		69,269	4.41	236,899	14.94
少数株主利益		29,254	1.86	41,052	2.59
当期純利益(は当期純損失)		1,639,601	104.48	317,327	20.02

【連結剰余金計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度	当連結会計年度
		(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高	1	655,241	1,271,230
資本剰余金増加高		716,514	-
増資による新株の発行		360,965	-
株式交換による資本剰余金増加高	3	355,549	-
資本剰余金減少高		100,525	1,012,982
欠損てん補に伴う利益剰余金への振替		-	1,012,982
会社分割による資本剰余金減少高	3	100,525	-
資本剰余金期末残高		1,271,230	258,247
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高	2	596,687	970,570
利益剰余金増加高		153,109	1,378,905
当期純利益		-	317,327
欠損てん補に伴う資本剰余金からの振替		-	1,012,982
連結子会社の増加に伴う利益剰余金増加高		7,814	-
持分法適用会社の増加に伴う利益剰余金増加高		2,224	-
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金増加高		136,581	-
土地再評価差額金取崩による利益剰余金増加高		6,488	48,594
利益剰余金減少高		1,720,367	-
当期純損失		1,639,601	-
連結子会社の増加に伴う利益剰余金減少高		765	-
会社分割による利益剰余金減少高	3	80,000	-
利益剰余金期末残高		970,570	408,335

【連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記番号	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益 (は税金等調整前当期純損失)		1,539,496	613,111
減価償却費		35,725	38,565
連結調整勘定償却額		-	11,269
持分法による投資損益( )		48,089	2,703
貸倒引当金の増加額		76,710	146,431
投資損失引当金の増加額		1,218	4,859
偶発損失引当金の増加額		6,920	8,384
賞与引当金の増加額		261	2,648
退職給付引当金の増加額		8,665	105
資金運用収益		1,024,263	807,418
資金調達費用		528,516	369,781
有価証券関係損益( )		649,565	265,554
金銭の信託の運用損益( )		755	409
為替差損益( )		98,517	12,006
動産不動産処分損益( )		21,030	7,456
退職給付信託設定関係損益( )		20,656	11,043
特定取引資産の純増( )減		504,041	1,390,784
特定取引負債の純増減( )		397,701	114,450
貸出金の純増( )減		12,377,081	2,404,686
預金の純増減( )		18,960,936	1,302,253
譲渡性預金の純増減( )		3,137,705	1,893,513
債券の純増減( )		1,471,828	1,134,852
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )		266,324	96,733
預け金(中央銀行預け金を除く)の純増( )減		1,117,674	533,068
コールローン等の純増( )減		366,745	227,114
債券貸借取引支払保証金の純増( )減		1,122,692	1,101,022
コールマネー等の純増減( )		10,092,192	4,261,557
コマースナル・ペーパーの純増減( )		110,756	299,400
債券貸借取引受入担保金の純増減( )		537,656	1,349,383
外国為替(資産)の純増( )減		469,578	78,567
外国為替(負債)の純増減( )		546,143	167,699
短期社債(負債)の純増減( )		-	180,000
普通社債の発行・償還による純増減( )		8,113	34,078
資金運用による収入		1,078,337	860,816
資金調達による支出		641,700	410,103
その他		29,644	981,610
小計		743,884	1,307,164
法人税等の支払額		74,626	13,548
営業活動によるキャッシュ・フロー		818,510	1,293,616
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		34,061,282	42,713,973
有価証券の売却による収入		26,746,302	35,736,092
有価証券の償還による収入		5,318,482	4,994,000
金銭の信託の増加による支出		20,364	1,811
金銭の信託の減少による収入		42,257	17,221
動産不動産の取得による支出		17,015	14,409
動産不動産の売却による収入		18,245	100,055
連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得による支出		-	258
連結範囲の変動を伴う子会社株式の売却による収入		16,063	50,716
連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得による支出		-	44,799
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,957,312	1,877,165
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入による収入		10,000	339,215
劣後特約付借入金の返済による支出		800,000	684
劣後特約付社債の発行による収入		-	108,547
劣後特約付社債の償還による支出		320,761	497,012
株式の発行による収入		721,930	-
少数株主からの払込みによる収入		-	576,972
少数株主への配当金支払額		29,499	32,461
財務活動によるキャッシュ・フロー		418,330	494,576
現金及び現金同等物に係る換算差額		132	200
現金及び現金同等物の増加額		3,194,021	88,771
現金及び現金同等物の期首残高	1	5,114,334	1,953,873
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額		35,973	-
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額( )		2,413	-
現金及び現金同等物の期末残高	2	1,953,873	1,865,102

次へ

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1)連結子会社 67社                      主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4.関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      なお、みずほ証券株式会社他11社は、持分の増加等により当連結会計年度から連結しており、興銀オフィスサービス株式会社他35社は、清算等により連結の範囲から除外しております。                      また、当連結会計年度初においては、当行の分割合併により、Mizuho Corporate Bank Nederland N.V.他62社を連結の範囲に含め、みずほアセット信託銀行株式会社(現 みずほ信託銀行株式会社)他32社を連結の範囲から除外しました。</p> <p>(2)非連結子会社                      主要な会社名 ONKD, Inc.                      非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1)連結子会社 47社                      主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4.関係会社の状況」に記載しているため省略しました。                      なお、株式会社みずほグローバル他2社は、設立等により当連結会計年度から連結しており、Chekiang First Bank Ltd.他22社は、売却等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2)非連結子会社                      主要な会社名 ONKD, Inc.                      非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1)持分法適用の非連結子会社 0社                      (2)持分法適用の関連会社 24社                      主要な会社名                      新光証券株式会社                      芙蓉総合リース株式会社                      興銀リース株式会社                      なお、新光証券株式会社他14社は持分の増加等により当連結会計年度から持分法を適用しており、IBJ Nomura Financial Products Holdings plc他23社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。                      また、当連結会計年度初においては、当行の分割合併により、富士銀オペレーションサービス株式会社他25社を持分法の対象とし、みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社他15社を持分法の対象から除外しました。</p> <p>(3)持分法非適用の非連結子会社                      主要な会社名                      ONKD, Inc.</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社                      主要な会社名                      Asian-American Merchant Bank Ltd.                      持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1)持分法適用の非連結子会社 0社                      (2)持分法適用の関連会社 24社                      主要な会社名                      新光証券株式会社                      芙蓉総合リース株式会社                      興銀リース株式会社                      なお、株式会社みずほアドバイザー他3社は、設立等により当連結会計年度から持分法を適用しており、株式会社ワールドゲートウェイ他3社は、清算等により持分法の対象から除いております。</p> <p>(3)持分法非適用の非連結子会社                      主要な会社名                      ONKD, Inc.</p> <p>(4)持分法非適用の関連会社                      主要な会社名                      Asian-American Merchant Bank Ltd.                      持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																						
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>11月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>51社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>10社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>3社</td></tr> </table> <p>(2) 10月末日、11月末日及び6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	10月末日	1社	11月末日	1社	12月末日	51社	1月末日	1社	3月末日	10社	6月最終営業日の前日	3社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>26社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>16社</td></tr> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>3社</td></tr> </table> <p>(2) 10月末日及び6月最終営業日の前日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	10月末日	1社	12月末日	26社	1月末日	1社	3月末日	16社	6月最終営業日の前日	3社
10月末日	1社																							
11月末日	1社																							
12月末日	51社																							
1月末日	1社																							
3月末日	10社																							
6月最終営業日の前日	3社																							
10月末日	1社																							
12月末日	26社																							
1月末日	1社																							
3月末日	16社																							
6月最終営業日の前日	3社																							
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当連結会計年度初と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については当連結会計年度初と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については連結決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p>																						

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の 金銭の信託において信託財産として運用さ れている有価証券の評価は、時価法により 行っております。	(ロ) 同 左
	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を 除く)の評価は、時価法により行っておりま す。	(3)デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左
	(4)減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産の減価償却は、定率法 (但し建物については定額法)を採用して おります。 なお、主な耐用年数は次のとおりであり ます。 建物 3~50年 動産 2~20年 連結子会社の動産不動産については、資 産の見積耐用年数に基づき、主として定率 法により償却しております。 ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当 行及び連結子会社で定める利用可能期間 (主として5年)に基づく定額法により償 却しております。	(4)減価償却の方法 動産不動産 同 左  ソフトウェア 同 左
	(5)繰延資産の処理方法 当行の債券繰延資産(債券発行費用) は、商法の規定する最長期間(3年)内 で、償還期限までの期間に対応して償却し ております。 新株発行費は発生時に全額費用処理して おります。	(5)繰延資産の処理方法 当行の債券繰延資産(債券発行費用) は、商法施行規則の規定する最長期間 (3年)内で、償還期限までの期間に対 応して償却しております。 当行の社債発行費は支出時に全額費用 として処理しております。 社債発行差金については資産として計 上し、社債の償還期間にわたり均等償却 を行っております。

	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(6)貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先及び注記事項（連結貸借対照表関係） 5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は849,331百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(6)貸倒引当金の計上基準</p> <p>当行及び主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破綻懸念先及び注記事項（連結貸借対照表関係） 5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は578,200百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	(7)投資損失引当金の計上基準 当行の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7)投資損失引当金の計上基準 同 左
	(8)賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。	(8)賞与引当金の計上基準 同 左
	(9)退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。	(9)退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間（10～12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理 なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。 (追加情報) 当行及び国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行及び国内連結子会社は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、当連結会計年度末において測定された返還相当額（最低責任準備金）は70,763百万円であります。 本処理に伴う当連結会計年度における損益に与えている影響額は、特別利益として15,705百万円計上しております。
	(10)偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。	(10)偶発損失引当金の計上基準 同 左
	(11)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、国内連結子会社の金融先物取引責任準備金62百万円及び証券取引責任準備金377百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ)証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。	(11)特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、国内連結子会社の金融先物取引責任準備金78百万円及び証券取引責任準備金726百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ)金融先物取引責任準備金 同 左  (ロ)証券取引責任準備金 同 左

	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、当行は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナショナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)により会計処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p>	<p>(12)外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用非連結子会社株式及び持分法非適用関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用しては、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(14)重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を連結貸借対照表に計上したため、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」は1,458百万円増加、「その他負債」は1,415百万円増加しております。また、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ42百万円増加しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しては、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品又は「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「特定取引資産」は115,232百万円、「特定取引負債」は223,917百万円、「その他資産」は671,489百万円、「その他負債」は562,804百万円それぞれ増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は「(セグメント情報)」に記載しておりません。</p>

	前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引(利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む)については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	
	<p>(13)リース取引の処理方法</p> <p>当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(13)リース取引の処理方法 同 左</p>
	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>当行のヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(14)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,014,973百万円、繰延ヘッジ利益は986,198百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当連結会計年度より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「資金調達費用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」は13,254百万円減少しております。</p> <p>また、セグメント情報に与える影響は「(セグメント情報)」に記載してあります。</p> <p>(ハ) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識または繰延処理を行っております。</p> <p>なお、当行の一部の資産・負債及び連結子会社の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>

	前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(15)消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(15)消費税等の会計処理 同 左
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同 左
6. 連結調整勘定の償却に関する事項	みずほ証券株式会社に係る連結調整勘定については、10年間の均等償却を行っております。その他の連結調整勘定については、金額が僅少なため発生年度に全額償却しております。	同 左
7. 利益処分項目の取扱い等に関する事項	連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。	同 左
8. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および中央銀行への預け金であります。	同 左

#### 追加情報

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」（平成12年東京都条例第145号）（以下都条例）が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金12,862百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金28,613百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は11,149百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は28,991百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、6,293百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。</p>	

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成14年 4月 4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年 5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年 4月 1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年 4月 1日以後開始する連結会計年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則 2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例および平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は2,720百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、590百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例にもとづく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年 4月 1日に開始する連結会計年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実効税率は、変更前の40.9%から40.7%となり、当行の繰延税金資産の金額は4,671百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式59,061百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計23,104百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,352,536百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,278,413百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は191,288百万円、延滞債権額は362,705百万円です。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、7,286百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は9,777百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,694,226百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,257,998百万円です。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は7,286百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式56,250百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計10,224百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は3,773,199百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,543,639百万円です。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は102,005百万円、延滞債権額は347,812百万円です。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,329百万円です。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は973,471百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,424,619百万円です。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)																																		
<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は2,755,450百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は386,914百万円であります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 2em;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">3,758,343百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">8,346,847百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">984,171百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">動産不動産</td> <td style="text-align: right;">63百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 2em;">預金</td> <td style="text-align: right;">250,661百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">4,205,300百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">5,452,092百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">3,101,317百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">借入金</td> <td style="text-align: right;">326,255百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,506百万円、「特定取引資産」13,413百万円、「有価証券」976,204百万円、「貸出金」466,821百万円及び「その他資産」8,220百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は15,219百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は38,820百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は14,399百万円あります。</p>	特定取引資産	3,758,343百万円	有価証券	8,346,847百万円	貸出金	984,171百万円	動産不動産	63百万円	預金	250,661百万円	コールマネー及び売渡手形	4,205,300百万円	売現先勘定	5,452,092百万円	債券貸借取引受入担保金	3,101,317百万円	借入金	326,255百万円	<p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したもとして会計処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は795,008百万円あります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は349,009百万円あります。</p> <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 2em;">担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 2em;">特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">4,015,842百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">9,741,207百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">貸出金</td> <td style="text-align: right;">1,070,938百万円</td> </tr> </table> <p style="padding-left: 2em;">担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 2em;">預金</td> <td style="text-align: right;">218,191百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">3,176,900百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">売現先勘定</td> <td style="text-align: right;">5,339,759百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">債券貸借取引受入担保金</td> <td style="text-align: right;">4,498,760百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 2em;">借入金</td> <td style="text-align: right;">479,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」6,733百万円、「特定取引資産」364,691百万円、「有価証券」1,140,149百万円及び「貸出金」330,416百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「動産不動産」のうち保証金権利金は19,696百万円、「その他資産」のうち先物取引差入証拠金は22,333百万円及びデリバティブ取引差入担保金は321,544百万円あります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は12,379百万円あります。</p>	特定取引資産	4,015,842百万円	有価証券	9,741,207百万円	貸出金	1,070,938百万円	預金	218,191百万円	コールマネー及び売渡手形	3,176,900百万円	売現先勘定	5,339,759百万円	債券貸借取引受入担保金	4,498,760百万円	借入金	479,000百万円
特定取引資産	3,758,343百万円																																		
有価証券	8,346,847百万円																																		
貸出金	984,171百万円																																		
動産不動産	63百万円																																		
預金	250,661百万円																																		
コールマネー及び売渡手形	4,205,300百万円																																		
売現先勘定	5,452,092百万円																																		
債券貸借取引受入担保金	3,101,317百万円																																		
借入金	326,255百万円																																		
特定取引資産	4,015,842百万円																																		
有価証券	9,741,207百万円																																		
貸出金	1,070,938百万円																																		
預金	218,191百万円																																		
コールマネー及び売渡手形	3,176,900百万円																																		
売現先勘定	5,339,759百万円																																		
債券貸借取引受入担保金	4,498,760百万円																																		
借入金	479,000百万円																																		

前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、26,311,191百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,774,739百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,599,019百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,569,953百万円であります。</p> <p>12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,565百万円</p> <p>なお、一部の海外子会社においても当行と同様の取扱いを行っております。</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 150,850百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金337,131百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債1,297,993百万円が含まれております。</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,959,814百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが21,904,716百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,208,643百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,148,357百万円であります。</p> <p>12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,910百万円</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 115,913百万円</p> <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金676,209百万円が含まれております。</p> <p>15. 社債には、劣後特約付社債895,427百万円が含まれております。</p>

前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
<p>16. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,806百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (10)偶発損失引当金の計上基準参照)</p>	<p>16. その他資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に131,159百万円を「偶発損失引当金」として計上しております。(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計処理基準に関する事項 (10)偶発損失引当金の計上基準参照)</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
<p>1. その他経常収益には、株式等売却益58,994百万円、退職給付信託設定による信託設定益22,829百万円、外国法人税に係る還付金30,287百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、貸出金償却429,273百万円、株式等償却482,181百万円、その他の債権売却損202,142百万円を含んでおります。</p> <p>4. その他の特別損失には、当行の退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額8,751百万円、みずほフィナンシャルグループ変革のための『事業再構築』及びみずほ『変革・加速プログラム』実施にともない、臨時的に発生した債権売却損28,500百万円並びに株式売却損1,477百万円を含んでおります。</p>	<p>1. その他経常収益には、株式等売却益222,234百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、株式等売却損17,937百万円及び株式関係の金融派生商品費用15,412百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金の合計29,366百万円、厚生年金基金代行返上益15,705百万円及び偶発損失引当金純戻入額8,384百万円を含んでおります。</p> <p>4. その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額であります。</p>

(連結剰余金計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1. 資本剰余金期首残高には、当行が平成14年 4月 1日 で会社分割及び合併を行ったことに伴う274,666百万円の減少を含んでおります。</p> <p>2. 利益剰余金期首残高には、当行が平成14年 4月 1日 で会社分割及び合併を行ったことに伴う712,296百万円の増加及び136,978百万円の減少を含んでおります。</p> <p>3. 株式交換による資本剰余金増加高、会社分割による資本剰余金減少高、会社分割による利益剰余金減少高は、平成15年 3月 12日付で行った「事業再構築」によるものであります。</p>	

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																
<p>1. 現金及び現金同等物の期首残高には、当行が平成14年 4月 1日付で会社分割及び合併を行ったことに伴う1,963,023百万円の増加及び523,422百万円の減少を含んでおります。</p> <p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="padding-left: 20px;">平成15年 3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,047,925百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">定期預け金</td> <td style="text-align: right;">868,112百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">225,939百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px; border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,953,873百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,047,925百万円	定期預け金	868,112百万円	その他	225,939百万円	現金及び現金同等物	1,953,873百万円	<p>2. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="padding-left: 20px;">平成16年 3月31日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">3,326,355百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">定期預け金</td> <td style="text-align: right;">1,300,332百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">その他</td> <td style="text-align: right;">160,921百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px; border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,865,102百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	3,326,355百万円	定期預け金	1,300,332百万円	その他	160,921百万円	現金及び現金同等物	1,865,102百万円
現金預け金勘定	3,047,925百万円																
定期預け金	868,112百万円																
その他	225,939百万円																
現金及び現金同等物	1,953,873百万円																
現金預け金勘定	3,326,355百万円																
定期預け金	1,300,332百万円																
その他	160,921百万円																
現金及び現金同等物	1,865,102百万円																

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																																														
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度 未残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">14,599百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">14,599百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">8,517百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8,517百万円</td> </tr> </table> <p>年度未残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">6,082百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">6,082百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度未残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">3,113百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">6,416百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">9,530百万円</td> </tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4,101百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">5,255百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">323百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した 減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価 償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法 によっております。</p> <p>(2)貸手側</p> <p>該当ありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">10,834百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">82,845百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">93,680百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">79百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">106百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">186百万円</td> </tr> </table>	動産	14,599百万円	その他	- 百万円	合計	14,599百万円	動産	8,517百万円	その他	- 百万円	合計	8,517百万円	動産	6,082百万円	その他	- 百万円	合計	6,082百万円	1年内	3,113百万円	1年超	6,416百万円	合計	9,530百万円	支払リース料	4,101百万円	減価償却費相当額	5,255百万円	支払利息相当額	323百万円	1年内	10,834百万円	1年超	82,845百万円	合計	93,680百万円	1年内	79百万円	1年超	106百万円	合計	186百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度 未残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">15,205百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">15,205百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">10,360百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">10,360百万円</td> </tr> </table> <p>年度未残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">4,844百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,844百万円</td> </tr> </table> <p>・未経過リース料年度未残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">3,213百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5,263百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8,477百万円</td> </tr> </table> <p>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3,568百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3,621百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">262百万円</td> </tr> </table> <p>・減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した 減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価 償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>・利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息 相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法 によっております。</p> <p>(2)貸手側</p> <p>該当ありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <p>・未経過リース料</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">6,663百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">44,386百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">51,049百万円</td> </tr> </table> <p>(2)貸手側</p> <p>該当ありません。</p>	動産	15,205百万円	その他	- 百万円	合計	15,205百万円	動産	10,360百万円	その他	- 百万円	合計	10,360百万円	動産	4,844百万円	その他	- 百万円	合計	4,844百万円	1年内	3,213百万円	1年超	5,263百万円	合計	8,477百万円	支払リース料	3,568百万円	減価償却費相当額	3,621百万円	支払利息相当額	262百万円	1年内	6,663百万円	1年超	44,386百万円	合計	51,049百万円
動産	14,599百万円																																																																														
その他	- 百万円																																																																														
合計	14,599百万円																																																																														
動産	8,517百万円																																																																														
その他	- 百万円																																																																														
合計	8,517百万円																																																																														
動産	6,082百万円																																																																														
その他	- 百万円																																																																														
合計	6,082百万円																																																																														
1年内	3,113百万円																																																																														
1年超	6,416百万円																																																																														
合計	9,530百万円																																																																														
支払リース料	4,101百万円																																																																														
減価償却費相当額	5,255百万円																																																																														
支払利息相当額	323百万円																																																																														
1年内	10,834百万円																																																																														
1年超	82,845百万円																																																																														
合計	93,680百万円																																																																														
1年内	79百万円																																																																														
1年超	106百万円																																																																														
合計	186百万円																																																																														
動産	15,205百万円																																																																														
その他	- 百万円																																																																														
合計	15,205百万円																																																																														
動産	10,360百万円																																																																														
その他	- 百万円																																																																														
合計	10,360百万円																																																																														
動産	4,844百万円																																																																														
その他	- 百万円																																																																														
合計	4,844百万円																																																																														
1年内	3,213百万円																																																																														
1年超	5,263百万円																																																																														
合計	8,477百万円																																																																														
支払リース料	3,568百万円																																																																														
減価償却費相当額	3,621百万円																																																																														
支払利息相当額	262百万円																																																																														
1年内	6,663百万円																																																																														
1年超	44,386百万円																																																																														
合計	51,049百万円																																																																														

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマースャル・ペーパー、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

前連結会計年度

1. 売買目的有価証券(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	6,110,502	4,559

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成15年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	2,938,417	2,802,435	135,982	102,675	238,657
債券	4,911,616	4,935,288	23,671	24,072	401
国債	4,688,314	4,706,063	17,748	17,940	191
地方債	67,057	71,788	4,730	4,751	21
社債	156,244	157,436	1,191	1,381	189
その他	5,114,539	5,201,784	87,244	101,668	14,423
合計	12,964,574	12,939,507	25,066	228,416	253,483

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は、458,816百万円であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成14年4月1日至平成15年3月31日)

該当ありません。

5. 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	27,304,423	205,685	343,049

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

	金額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	467,126
非公募債券	406,203
非上場外国証券等	303,821

7. 保有目的を変更した有価証券（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成15年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	1,661,519	2,472,539	1,151,318	56,088
国債	1,608,869	2,028,414	1,068,780	-
地方債	3,520	8,999	46,737	12,530
社債	49,129	435,125	35,800	43,558
その他	739,866	2,895,741	516,710	1,234,606
合計	2,401,385	5,368,281	1,668,029	1,290,695

当連結会計年度

1. 売買目的有価証券（平成16年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	5,484,648	1,218

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成16年3月31日現在）

	取得原価 （百万円）	連結貸借対照 表計上額 （百万円）	評価差額 （百万円）	うち益 （百万円）	うち損 （百万円）
株式	2,631,744	3,304,115	672,370	727,426	55,055
債券	8,254,303	8,210,863	43,440	6,618	50,059
国債	7,920,238	7,875,427	44,810	3,813	48,624
地方債	55,180	56,638	1,457	1,571	113
社債	278,885	278,798	87	1,233	1,321
その他	3,649,917	3,681,444	31,527	39,905	8,377
合計	14,535,966	15,196,423	660,457	773,949	113,492

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は、648百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成15年4月1日至平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	36,110,456	362,987	94,145

6. 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	794,239
非公募債券	422,601
非上場外国証券等	281,522

7. 保有目的を変更した有価証券(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成16年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	3,696,419	3,490,520	1,006,428	420,096
国債	3,515,527	3,134,842	914,206	310,850
地方債	49	10,369	35,503	10,716
社債	180,842	345,308	56,718	98,530
その他	823,812	1,700,410	637,615	679,944
合計	4,520,231	5,190,930	1,644,043	1,100,041

(金銭の信託関係)

前連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	20,974	26

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成15年3月31日現在)

該当ありません。

当連結会計年度

1. 運用目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	10,753	132

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成15年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次の通りであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	25,210
( )繰延税金負債	1,037
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	26,248
( )少数株主持分相当額	1,002
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	64
その他有価証券評価差額金	27,186

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次の通りであります。

	金額(百万円)
評価差額	
その他有価証券	660,226
( )繰延税金負債	268,029
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	392,196
( )少数株主持分相当額	889
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1,777
その他有価証券評価差額金	393,084

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ(金融派生商品)取引を行っております。

金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引(FRA)、金利先物、金利先物オプション、金利オプション

通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引、通貨先物

株式関連取引：株式店頭オプション

債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

その他：クレジットデリバティブ、コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2) 利用目的

当行及び連結子会社は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係るリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」を目的としたデリバティブ取引については、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段(ヘッジ手段)となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

当行及び連結子会社は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握し、最もニーズに適した商品の提供を行うとともに、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、適正な販売を行っております。また、商品の提供にあたっては、お客さまに商品の内容や商品に内在するリスクについて十分な説明を行い、ご理解をいただいております。

「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール(ALM: Asset and Liability Management)」

定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。

「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。

市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。

市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5) 取引に係るリスク管理体制

市場業務に係る具体的運営方針につきましては、当行及び連結子会社全体の収益基盤に与える影響の重大性に鑑み、「ALM・マーケットリスク委員会」にて、経済・市場動向、収益力、自己資本等を勘案し、決定しております。

当行及び連結子会社では、従来より各種内部規程を通じ厳格なリスク管理体制を構築しておりますが、市場リスクについては、「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定めております。

また、各市場部門のリスク管理強化の観点から、市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、リスクの一元的把握及び管理を行う専担部署として統合リスク管理部を設置しております。同部は、バンキング・トレーディング取引を含めた当行及び連結子会社全体の市場リスクを統合的に計測し、計測結果を定期的を取締役会等に報告しております。

バンキング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、高度なALM手法により、貸出、利付金融債、金利スワップ等のオンバランス・オフバランスを一体として各リスク指標（デルタ・ガンマ等）に換算して把握しております。この手法では、各リスク指標を期間別に展開して、きめ細かくリスク状況を分析して把握し、リスク量を適切に機動的かつ迅速に調節することが可能となっております。

一方、トレーディング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、リアルタイムで時価評価やポジションの把握を行うことができる体制を整えております。また、トレーディング取引全体のリスク量は内部モデルを用いたVaR（Value at Risk：最大損失予想額）によって日次計測されております。この算出に必要なボラティリティーや各商品間の相関係数は、市場情勢を適切に反映させるため、隔週で更新しております。

信用リスクにつきましては、数量的な管理基準を設け、再構築コストをベースに貸出資産などと同一の枠組みの中で管理しており、また、法的に有効な相殺契約を締結すること等により、信用リスク額を削減する努力を行っております。

当行及び連結子会社のトレーディング勘定及び外国為替にかかるVaRは以下の通りであります。

VaRの範囲、前提等

- ・信頼区間：片側99.0%
- ・保有期間：1日
- ・変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

対象期間中のVaRの実績

- ・最大値：4,217百万円
- ・平均値：2,331百万円

対象期間は平成14年4月1日～平成15年3月31日

(注) VaR (Value at Risk) とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VaRの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

(信用リスク相当額) (平成15年3月31日現在)

種類	金額(百万円)
金利スワップ	9,223,042
通貨スワップ	918,442
先物外国為替取引	620,674
金利オプション(買)	138,791
通貨オプション(買)	231,836
その他の金融派生商品	134,166
一括清算ネットティング契約による信用リスク相当額削減効果	8,645,378
合計	2,621,574

(注) 上記は、連結自己資本比率(国際統一基準)に基づく信用リスク相当額であります。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	30,073,444	2,660,793	218,147	218,147
	買建	31,032,145	2,696,023	222,515	222,515
	金利オプション				
	売建	7,036,119	666,435	4,877	1,118
	買建	7,959,168	429,337	6,931	3,352
店頭	金利先渡契約				
	売建	32,797,851	7,228,548	32,768	32,768
	買建	29,982,492	5,090,079	33,979	33,979
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	233,098,930	152,842,678	7,051,244	7,051,244
	受取変動・支払固定	231,207,112	153,279,978	6,754,790	6,754,790
	受取変動・支払変動	39,106,015	30,055,530	9,319	9,319
	受取固定・支払固定	149,593	137,750	4,349	4,349
	金利オプション				
	売建	8,632,673	5,607,511	65,254	65,254
買建	9,236,205	5,750,863	67,212	67,212	
	合計	-	-	-	301,069

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成15年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	19,387,134	13,119,233	91,386	120,198
	合計	-	-	-	120,198

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記の通りであります。

種類	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨スワップ	252,383	2,124	1,391

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記の通りであります。

区分	種類	契約額等 (百万円)
取引所	通貨先物 売建	2,644
	買建	3,173
店頭	為替予約 売建	14,733,892
	買建	17,472,515
	通貨オプション 売建	3,960,346
	買建	3,839,741

(3) 株式関連取引 (平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物 売建	61,542	-	1,640	1,640
	買建	3,045	-	106	106
	株式指数先物オプション 売建	15,781	-	248	5
	買建	48,451	-	373	40
店頭	有価証券店頭オプション 売建	40,095	2,081	1,664	116
	買建	74,223	6,893	3,527	938
	株式先渡契約 売建	-	-	-	-
	買建	2,233	-	142	142
	合計	-	-	-	603

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

[次へ](#)

## (4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	614,356	-	506	506
	買建	827,969	-	3,276	3,276
	債券先物オプション				
	売建	173,073	-	409	164
	買建	132,157	-	464	129
店頭	債券店頭オプション				
	売建	31,513	-	114	41
	買建	68,548	707	563	144
	合計	-	-	-	2,991

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション				
	売建	131,197	77,335	4,005	390
	買建	131,197	77,335	3,601	998
	合計	-	-	-	607

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	19,669	16,278	17	17
	買建	502,951	498,680	84,555	84,555
	合計	-	-	-	84,572

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (7) ウェザーデリバティブ取引(平成15年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	166	-	7	4
	買建	166	-	7	5
	合計	-	-	-	0

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

当連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

(1) 取引の内容

当行及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション

通貨関連取引：通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引、通貨先物

株式関連取引：株式店頭オプション

債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

その他：クレジットデリバティブ、コモディティデリバティブ、ウェザーデリバティブ

(2) 利用目的

当行及び連結子会社は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金銭債権・債務に係る金利リスクをリスク管理方針に従い、当該リスクが共通する単位ごとにグルーピングした上で管理する「包括ヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等を、（キャッシュ・フロー・ヘッジ又はフェアバリューヘッジの）ヘッジ手段として利用しております。当該取引の大宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、回帰分析等によりヘッジ対象の相場変動リスク又はキャッシュフロー変動リスクがヘッジ手段により高い程度で相殺されることを定期的に検証することにより行っております。

(3) 取引に対する取組方針

当行及び連結子会社は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

「お客さまの多様なニーズへの対応」

お客さまのニーズを十分に把握し、最もニーズに適した商品の提供を行うとともに、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、適正な販売を行っております。また、商品の提供にあたっては、お客さまに商品の内容や商品に内在するリスクについて十分な説明を行い、ご理解をいただいております。

「当行及び連結子会社が保有する資産・負債に係るリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」

定期的に、「ALM・マーケットリスク委員会」を開催し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。

「トレーディング業務」

適正なリスク限度及び厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。

市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。

市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

(5) 取引に係るリスク管理体制

市場業務に係る具体的運営方針につきましては、当行及び連結子会社全体の収益基盤に与える影響の重大性に鑑み、「ALM・マーケットリスク委員会」にて、経済・市場動向、収益力、自己資本等を勘案し、決定しております。

当行及び連結子会社では、従来より各種内部規程を通じ厳格なリスク管理体制を構築しておりますが、市場リスクについては、「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定めております。

また、各市場部門のリスク管理強化の観点から、市場フロント部門とバック事務部門を完全分離するとともに、リスクの一元的把握及び管理を行う専担部署として統合リスク管理部を設置しております。同部は、バンキング・トレーディング取引を含めた当行及び連結子会社全体の市場リスクを統合的に計測し、計測結果を定期的を取締役会等に報告しております。

バンキング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、高度なALM手法により、貸出、利付金融債、金利スワップ等のオンバランス・オフバランスを一体として各リスク指標（デルタ・ガンマ等）に換算して把握しております。この手法では、各リスク指標を期間別に展開して、きめ細かくリスク状況を分析して把握し、リスク量を適切に機動的かつ迅速に調節することが可能となっております。

一方、トレーディング目的で利用するデリバティブ取引につきましては、リアルタイムで時価評価やポジションの把握を行うことができる体制を整えております。また、トレーディング取引全体のリスク量は内部モデルを用いたVaR（Value at Risk：最大損失予想額）によって日次計測されております。この算出に必要なボラティリティーや各商品間の相関係数は、市場情勢を適切に反映させるため、週次で更新しております。

信用リスクにつきましては、数量的な管理基準を設け、再構築コストをベースに貸出資産などと同一の枠組みの中で管理しており、また、法的に有効な相殺契約を締結すること等により、信用リスク額を削減する努力を行っております。

当行及び連結子会社のトレーディング勘定及び外国為替にかかるVaRは以下の通りであります。

VaRの範囲、前提等

- ・信頼区間：片側99.0%
- ・保有期間：1日
- ・変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

対象期間中のVaRの実績

- ・最大値：5,541百万円
- ・平均値：3,662百万円

対象期間は平成15年4月1日～平成16年3月31日

（注） VaR（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。VaRの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

（信用リスク相当額）（平成16年3月31日現在）

種類	金額（百万円）
金利スワップ	7,264,993
通貨スワップ	841,519
先物外国為替取引	935,821
金利オプション（買）	190,790
通貨オプション（買）	427,103
その他の金融派生商品	152,806
一括清算ネットティング契約による信用リスク相当額削減効果	6,991,747
合計	2,821,287

（注） 上記は、連結自己資本比率（国際統一基準）に基づく信用リスク相当額であります。

[次へ](#)

## 2. 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	30,304,388	7,158,663	179,660	179,660
	買建	25,645,291	6,719,565	178,358	178,358
	金利オプション				
	売建	18,791,169	2,598,498	28,215	11,994
	買建	19,322,815	2,527,514	41,067	23,832
店頭	金利先渡契約				
	売建	26,462,539	2,509,421	11,306	11,306
	買建	22,583,896	1,784,556	9,149	9,149
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	272,270,409	193,714,596	5,061,638	5,061,638
	受取変動・支払固定	269,165,268	188,090,021	4,979,062	4,979,062
	受取変動・支払変動	50,538,591	35,323,150	2,625	2,625
	受取固定・支払固定	185,056	164,027	3,900	3,900
	金利オプション				
	売建	10,056,385	4,190,702	81,318	81,318
買建	10,211,007	4,216,711	84,568	84,568	
	合計	-	-	-	129,036

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	26,554	-	39	39
	買建	20,122	-	7	7
店頭	通貨スワップ 為替予約	18,162,071	12,840,631	185,484	42,264
	売建	18,327,569	1,342,573	389,882	389,882
	買建	14,121,854	1,124,274	357,085	357,085
	通貨オプション				
	売建	5,471,571	1,750,444	180,970	5,598
	買建	5,009,424	1,651,519	183,434	9,785
	合計	-	-	-	5,312

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

#### 2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当連結会計年度からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、ヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引（平成16年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	331,863	-	16,288	16,288
	買建	48,091	-	2,873	2,873
	株式指数先物オプション				
	売建	53,599	-	1,353	3
	買建	64,203	-	1,899	430
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	363,284	107,326	16,774	367
	買建	418,229	112,618	25,613	5,295
	その他				
	売建	5,998	-	91	91
	買建	3,925	2,600	233	233
	合計	-	-	-	6,992

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

[次へ](#)

## (4) 債券関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物				
	売建	392,520	-	1,647	1,647
	買建	992,103	-	1,154	1,154
	債券先物オプション				
	売建	192,651	-	1,805	728
	買建	172,447	-	1,605	79
店頭	債券店頭オプション				
	売建	833,058	5,455	6,562	2,762
	買建	800,945	-	2,069	1,016
	合計	-	-	-	4,920

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	商品オプション				
	売建	190,382	134,895	13,616	13,616
	買建	190,382	134,895	14,695	14,695
	合計	-	-	-	1,079

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	272,177	161,783	1,434	1,434
	買建	784,247	705,377	32,305	32,305
	合計	-	-	-	33,740

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定  
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (7) ウェザーデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザーデリバティブ (オプション系)				
	売建	934	-	115	115
	買建	674	-	102	102
	合計	-	-	-	12

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定  
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当行においては退職給付信託を設定しております。

なお、当行及び国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	456,450	356,352
年金資産 (B)	337,627	352,849
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	118,822	3,503
会計基準変更時差異の未処理額 (D)	17,503	6,719
未認識数理計算上の差異 (E)	209,246	165,553
連結貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	107,927	168,768
前払年金費用 (G)	110,323	171,270
退職給付引当金 (F) - (G)	2,396	2,501

(注) 1. 厚生年金基金の代行部分を含めて記載しております。

2. 臨時に支払う割増退職金は含めておりません。

3. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

4. 厚生年金基金の代行部分返上に関し、当行及び国内連結子会社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。なお、当連結会計年度末において測定された返還相当額(最低責任準備金)は70,763百万円であります。

5. 年金資産は未認識年金資産の金額を控除して記載しております。なお、当連結会計年度における未認識年金資産の金額は111,308百万円であります。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	5,122	7,641
利息費用	12,326	10,238
期待運用収益	12,832	13,270
数理計算上の差異の費用処理額	9,046	18,679
会計基準変更時差異の費用処理額	8,850	7,735
臨時に支払った割増退職金	2,207	-
退職給付費用	24,720	31,024
厚生年金基金の代行部分返上に伴う損益	-	15,705
計	24,720	15,318

(注) 1. 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

2. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区分	前連結会計年度 (平成15年3月31日)	当連結会計年度 (平成16年3月31日)
(1) 割引率	2.5%	2.5%
(2) 期待運用収益率	3.4%	3.5%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同 左
(4) 数理計算上の差異の処理年数	10年～12年(各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同 左
(5) 会計基準変更時差異の処理年数	主として5年	同 左

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>繰越欠損金</td><td>1,328,151百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入 限度超過額</td><td>524,081百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却損金算入 限度超過額</td><td>267,736百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>109,266百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>2,229,236百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>1,119,606百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>1,109,629百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>前払年金費用</td><td>42,965百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>15,215百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>58,180百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 1,051,449百万円</p> <p>なお、平成15年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td>1,055,310百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td>3,861百万円</td></tr> </table> <p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>当連結会計年度は税金等調整前当期純損失を計上しているため記載しておりません。</p>	繰越欠損金	1,328,151百万円	貸倒引当金損金算入 限度超過額	524,081百万円	有価証券償却損金算入 限度超過額	267,736百万円	その他	109,266百万円	繰延税金資産小計	2,229,236百万円	評価性引当額	1,119,606百万円	繰延税金資産合計	1,109,629百万円	前払年金費用	42,965百万円	その他	15,215百万円	繰延税金負債合計	58,180百万円	繰延税金資産	1,055,310百万円	繰延税金負債	3,861百万円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table> <tr><td>繰越欠損金</td><td>1,315,114百万円</td></tr> <tr><td>有価証券償却損金算入 限度超過額</td><td>699,678百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金損金算入 限度超過額</td><td>356,907百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>136,382百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td>2,508,083百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td>1,643,288百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td>864,794百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金負債</p> <table> <tr><td>その他有価証券評価差額</td><td>271,053百万円</td></tr> <tr><td>前払年金費用</td><td>70,307百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>12,715百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td>354,076百万円</td></tr> </table> <p>繰延税金資産の純額 510,718百万円</p> <p>なお、平成16年3月31日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table> <tr><td>繰延税金資産</td><td>533,022百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債</td><td>22,304百万円</td></tr> </table> <p>2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table> <tr><td>法定実効税率</td><td>37.9%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td>5.8</td></tr> <tr><td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>税率変更による影響額</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0.9</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>41.5%</td></tr> </table>	繰越欠損金	1,315,114百万円	有価証券償却損金算入 限度超過額	699,678百万円	貸倒引当金損金算入 限度超過額	356,907百万円	その他	136,382百万円	繰延税金資産小計	2,508,083百万円	評価性引当額	1,643,288百万円	繰延税金資産合計	864,794百万円	その他有価証券評価差額	271,053百万円	前払年金費用	70,307百万円	その他	12,715百万円	繰延税金負債合計	354,076百万円	繰延税金資産	533,022百万円	繰延税金負債	22,304百万円	法定実効税率	37.9%	(調整)		評価性引当額の増減	5.8	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7	税率変更による影響額	0.5	その他	0.9	税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.5%
繰越欠損金	1,328,151百万円																																																																
貸倒引当金損金算入 限度超過額	524,081百万円																																																																
有価証券償却損金算入 限度超過額	267,736百万円																																																																
その他	109,266百万円																																																																
繰延税金資産小計	2,229,236百万円																																																																
評価性引当額	1,119,606百万円																																																																
繰延税金資産合計	1,109,629百万円																																																																
前払年金費用	42,965百万円																																																																
その他	15,215百万円																																																																
繰延税金負債合計	58,180百万円																																																																
繰延税金資産	1,055,310百万円																																																																
繰延税金負債	3,861百万円																																																																
繰越欠損金	1,315,114百万円																																																																
有価証券償却損金算入 限度超過額	699,678百万円																																																																
貸倒引当金損金算入 限度超過額	356,907百万円																																																																
その他	136,382百万円																																																																
繰延税金資産小計	2,508,083百万円																																																																
評価性引当額	1,643,288百万円																																																																
繰延税金資産合計	864,794百万円																																																																
その他有価証券評価差額	271,053百万円																																																																
前払年金費用	70,307百万円																																																																
その他	12,715百万円																																																																
繰延税金負債合計	354,076百万円																																																																
繰延税金資産	533,022百万円																																																																
繰延税金負債	22,304百万円																																																																
法定実効税率	37.9%																																																																
(調整)																																																																	
評価性引当額の増減	5.8																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7																																																																
税率変更による影響額	0.5																																																																
その他	0.9																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.5%																																																																

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益						
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,534,337	24,468	10,434	1,569,239	-	1,569,239
(2)セグメント間の内部経常収益	905	3,993	16,774	21,673	(21,673)	-
計	1,535,243	28,461	27,209	1,590,913	(21,673)	1,569,239
経常費用	3,035,901	11,614	31,326	3,078,843	(29,370)	3,049,472
経常利益(は経常損失)	1,500,658	16,846	4,117	1,487,929	(7,696)	1,480,232
資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	59,220,614	12,531,959	17,954	71,770,529	(2,901,937)	68,868,592
減価償却費	35,503	1	219	35,725	-	35,725
資本的支出	113,124	6	101	113,232	-	113,232

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

## 2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...リース業、投資顧問業等

当連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益						
経常収益						
(1)外部顧客に対する経常収益	1,360,955	218,413	6,043	1,585,413	-	1,585,413
(2)セグメント間の内部経常収益	2,921	28,001	795	31,718	(31,718)	-
計	1,363,876	246,415	6,839	1,617,132	(31,718)	1,585,413
経常費用	831,579	204,715	6,505	1,042,801	(31,410)	1,011,390
経常利益	532,297	41,700	333	574,331	(308)	574,022
資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	59,250,239	12,818,209	10,876	72,079,325	(2,788,148)	69,291,176
減価償却費	32,578	5,936	50	38,565	-	38,565
資本的支出	49,691	5,383	69	55,144	-	55,144

(注) 1. 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

## 2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...リース業等

3. 当行の通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用しております。  
この結果、従来、期間損益計算していた通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等に係る資産は、時価評価の上、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、銀行業について1,458百万円増加し、経常利益は42百万円増加しております。  
また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺の上純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは総額で計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、銀行業について786,722百万円資産が増加しております。
4. 当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は銀行業についてそれぞれ13,254百万円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,059,761	245,615	110,479	153,383	1,569,239	-	1,569,239
(2)セグメント間の内部経常収益	13,109	70,388	16,398	16,980	116,876	(116,876)	-
計	1,072,871	316,004	126,877	170,363	1,686,116	(116,876)	1,569,239
経常費用	2,585,207	244,653	93,361	233,689	3,156,911	(107,438)	3,049,472
経常利益（は経常損失）	1,512,336	71,351	33,516	63,325	1,470,794	(9,438)	1,480,232
資産	60,399,018	12,520,583	5,016,466	7,513,386	85,449,454	(16,580,862)	68,868,592

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属していません。「欧州」には、イギリス等が属しております。

当連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益及び経常損益							
経常収益							
(1)外部顧客に対する経常収益	1,153,393	170,283	77,364	184,371	1,585,413	-	1,585,413
(2)セグメント間の内部経常収益	134,236	66,302	995	9,455	210,990	(210,990)	-
計	1,287,630	236,586	78,360	193,826	1,796,403	(210,990)	1,585,413
経常費用	766,448	176,086	38,930	179,914	1,161,380	(149,989)	1,011,390
経常利益	521,181	60,499	39,430	13,911	635,023	(61,000)	574,022
資産	60,005,654	10,760,196	4,038,514	6,796,993	81,601,358	(12,310,182)	69,291,176

(注) 1. 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域毎に区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、アメリカ等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港、シンガポール等が属していません。「欧州」には、イギリス等が属しております。

3. 当行の通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用しております。

この結果、従来、期間損益計算していた通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等に係る資産は、時価評価の上、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、日本について320百万円、米州について43百万円それぞれ減少、アジア・オセアニアについて1,695百万円、欧州について126百万円それぞれ増加し、経常利益は、日本について0百万円、米州について2百万円、アジア・オセアニアについて39百万円それぞれ増加しております。

また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺の上純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは総額で計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、日本について686,802百万円、米州について25,964百万円、アジア・オセアニアについて29,331百万円、欧州について44,623百万円それぞれ資産が増加しております。

4. 当行の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当連結会計年度より、業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によることにより、この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は、日本について6,798百万円、欧州について4,666百万円、アジア・オセアニアについて1,789百万円それぞれ減少しております。

【海外経常収益】

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	509,478
連結経常収益	1,569,239
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	32.4

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

- 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

	金額（百万円）
海外経常収益	432,019
連結経常収益	1,585,413
海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％）	27.2

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

- 2．海外経常収益は、当行の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）  
兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	(株)みずほ銀行	東京都千代田区	650,000	銀行業務	-	-	金銭貸借関係・ 設備の賃貸借関係	コール資金の取入れ	6,900,000 ( )	コールマネー及び 売渡手形	6,900,000
								当行の貸付債権を原債権とする信託受益権の売却	1,095,087	買入金銭債権	-

( ) 短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レート及び市場価格を参考に決定しております。

当連結会計年度（自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	(株)みずほ銀行	東京都千代田区	650,000	銀行業務	-	-	金銭貸借関係・ 設備の賃貸借関係	コール資金の取入れ	3,500,000 ( )	コールマネー及び 売渡手形	3,500,000

( ) 短期的な市場性の取引につき、期末残高を記載しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は、市場実勢レートを参考に決定しております。

## ( 1株当たり情報 )

		前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	69.68	32.91
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	286.73	44.65
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	35.98

(注) 1. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次の通りであります。

		前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)			
当期純利益(は当期純損失)	百万円	1,639,601	317,327
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	12,275
うち利益処分による優先配当額	百万円	-	12,275
普通株式に係る当期純利益 (は普通株式に係る当期純損失)	百万円	1,639,601	305,052
普通株式の期中平均株式数	千株	5,718,080	6,831,124
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	-	5,496
うち利益処分による優先配当額	百万円	-	5,496
普通株式増加数	千株	-	1,799,075
うち優先株式	千株	-	1,799,075
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第三回第三種優先株式、第四回第三種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第九回第九種優先株式及び第十回第十種優先株式。 なお、上記優先株式の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。	

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は純損失が計上されているため記載しておりません。

## ( 重要な後発事象 )

当連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>当行は、平成16年6月18日に、取引先である興和不動産株式会社及びその子会社である興和不動産販売株式会社と、興和不動産グループの事業再編に関し、支援にかかる協定を締結いたしました。この結果、当該取引先向け債権のうち、事業再編において会社分割により興和不動産株式会社に残存する予定の当行の貸出金は175,700百万円と見込んでおりますが、同社は今後とも事業を継続していくことから回収額が変動するため、損失負担額については現在確定しておりません。</p>

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	普通社債	平成9年9月～ 平成16年2月	653,100	263,100	0.72～ 3.00	なし	平成24年11月～
	利付みずほコーポレート 銀行債券 (注)3	平成11年4月～ 平成16年3月	7,521,380	6,445,930 [1,703,530]	0.35～ 1.50	なし	平成16年4月～ 平成21年3月
	利付みずほコーポレート 銀行債券(3年)	平成14年2月～ 平成15年4月	15,000	115,800 [15,000]	0.35～ 0.90	なし	平成17年1月～ 平成18年4月
	利付みずほコーポレート 銀行債券(2年) (注)3	平成14年6月	304,600	151,400 [151,400]	0.65	なし	平成16年5月
	外貨建債券 (注)1,4	平成元年7月～ 平成13年3月	36,745 (57,000千米ドル)	29,742 [21,714] (97,000千米ドル)	0.46～ 9.37	なし	平成16年6月～ 平成23年3月
	短期社債	平成16年1月～ 平成16年3月	-	180,000 [180,000]	0.02～ 0.05	なし	平成16年4月～ 平成16年5月
1	普通社債 (注)2,4	平成7年6月～ 平成15年12月	664,490 (1,283,374千米ドル)	651,562 [2,123] (1,125,000千米ドル)	0.37～ 8.80	なし	平成16年6月～
2	普通社債 (注)2,3,4	平成6年11月～ 平成16年3月	93,220 (81,922千米ドル) (9,130千ユーロ)	128,350 [43,679] (89,000千米ドル) (9,130千ユーロ)	0.00～ 8.00	なし	平成16年4月～ 平成45年12月
合計	-	-	9,288,537	7,965,885	-	-	-

(注)1. 「外貨建債券」には、ユーロ円建債券(当期末残高18,000百万円)等が含まれております。

2. 1及び2は、以下の連結子会社が発行した普通社債をまとめて記載しております。

	連結子会社名
1	Mizuho Finance (Cayman) Limited、Mizuho Finance (Curacao) N.V.
2	みずほ証券株式会社、Mizuho Corporate Australia Ltd.、Mizuho Corporate Asia (HK) Limited、Mizuho International plc、Mizuho Corporate Bank (USA)

3. 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。

4. 発行した社債のうち外貨建のものについては、( )内に原通貨額を表示しております。

5. 連結決算日後5年以内における償還予定額は以下の通りであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	2,117,447	1,705,008	1,346,668	1,022,455	808,666

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	1,016,621	1,465,113	2.23	-
再割引手形	14,399	12,379	4.10	-
借入金	1,002,222	1,452,734	2.21	平成16年4月～

(注)1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. 借入金の連結決算日後5年以内における返済額は次の通りであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	700,928	76,691	25,806	29,870	19,372

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」勘定の内訳を記載しております。

(参考)なお、営業活動として資金調達を行っている約束手形方式によるコマーシャル・ペーパーの発行状況は、次の通りであります。

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
コマーシャル・ペーパー	153,400	452,800	0.05	-

(2)【その他】

該当ありません。

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### 【貸借対照表】

区分	注記番号	前事業年度 (平成15年3月31日)		当事業年度 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(資産の部)					
現金預け金	9	3,086,437	5.18	3,468,597	5.79
現金		8,079		9,800	
預け金		3,078,357		3,458,797	
コールローン		410,575	0.69	283,436	0.47
買現先勘定		833,285	1.40	1,273,316	2.13
債券貸借取引支払保証金		2,241,428	3.76	2,725,918	4.55
買入金銭債権		73,620	0.12	120,726	0.20
特定取引資産	9	3,877,428	6.51	2,973,185	4.96
商品有価証券		325,925		107,049	
商品有価証券派生商品		242		33	
特定取引有価証券		167,479		68,673	
特定取引有価証券派生商品		2,067		1,023	
特定金融派生商品		2,515,512		1,890,453	
その他の特定取引資産		866,200		905,953	
金銭の信託		19,754	0.03	4,754	0.01
有価証券	1,9	14,716,782	24.69	18,482,622	30.84
国債	2	4,706,063		7,875,427	
地方債		71,788		56,638	
社債		556,644		739,087	
株式		3,634,873		5,692,759	
その他の証券	2	5,747,412		4,118,710	
貸出金	3,4,5,6, 7,9,10	27,632,516	46.37	23,703,886	39.56
割引手形	8,9	114,552		83,129	
手形貸付		2,607,223		2,077,898	
証書貸付		19,906,409		16,956,811	
当座貸越		5,004,330		4,586,046	
外国為替		540,131	0.91	457,593	0.76
外国他店預け		57,981		43,760	
外国他店貸		48,526		3,623	
買入外国為替	8,9	268,606		264,449	
取立外国為替		165,016		145,760	
その他資産		2,839,321	4.76	3,387,387	5.65
前払費用		6,274		6,188	
未収収益		158,194		110,323	
先物取引差入証拠金		16,357		15,843	
先物取引差金勘定		22		1,781	
金融派生商品		1,255,158		1,870,284	
繰延ヘッジ損失	11	36,827		35,044	
社債発行差金		-		53	
その他の資産	9,21	1,366,486		1,347,869	
動産不動産	13,14	264,634	0.44	166,614	0.28
土地建物動産	12	244,366		148,345	
建設仮払金		6,856		385	
保証金権利金		13,411		17,882	
債券繰延資産		38	0.00	18	0.00
繰延税金資産		1,064,486	1.79	534,477	0.89
支払承諾見返		3,073,167	5.16	2,773,479	4.63
貸倒引当金		1,075,211	1.80	434,250	0.72
投資損失引当金		4,995	0.01	67	0.00
資産の部合計		59,593,402	100.00	59,921,696	100.00

区分	注記番号	前事業年度 (平成15年3月31日)		当事業年度 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
(負債の部)					
預金	9	14,723,194	24.70	16,569,649	27.65
当座預金		1,229,704		1,566,917	
普通預金		3,704,301		5,422,289	
通知預金		573,071		395,939	
定期預金		5,605,238		5,352,033	
その他の預金		3,610,878		3,832,468	
譲渡性預金		3,663,465	6.15	5,588,333	9.33
債券		7,878,927	13.22	6,743,929	11.26
コールマネー	9	11,701,775	19.63	8,017,169	13.38
売現先勘定	9	4,568,114	7.67	3,567,653	5.95
債券貸借取引受入担保金	9	2,191,613	3.68	4,781,320	7.98
売渡手形	9	2,265,300	3.80	1,726,400	2.88
コマーシャル・ペーパー		62,000	0.10	215,000	0.36
特定取引負債		2,789,451	4.68	2,131,091	3.56
売付商品債券		253,621		210,420	
商品有価証券派生商品		120		651	
特定取引売付債券		130,057		72,616	
特定取引有価証券派生商品		278		1,016	
特定金融派生商品		2,405,373		1,846,385	
借入金		2,036,031	3.42	2,302,632	3.84
再割引手形	9	14,399		12,379	
借入金	15	2,021,632		2,290,252	
外国為替		183,016	0.31	355,264	0.59
外国他店預り		155,227		283,675	
外国他店借		21,465		67,513	
売渡外国為替		2,495		293	
未払外国為替		3,829		3,782	
短期社債		-	-	180,000	0.30
社債	16	653,100	1.10	263,100	0.44
その他負債		2,190,013	3.67	2,405,055	4.01
未払法人税等		56,732		49,623	
未払費用		98,213		72,512	
前受収益		19,902		12,909	
先物取引差金勘定		6,300		782	
借入有価証券		136		-	
金融派生商品		1,295,671		1,751,943	
その他の負債		713,056		517,283	
賞与引当金		3,192	0.00	2,418	0.00
退職給付引当金		1,435	0.00	-	-
偶発損失引当金	21	141,124	0.24	131,749	0.22
再評価に係る繰延税金負債	12	63,978	0.11	35,300	0.06
支払承諾		3,073,167	5.16	2,773,479	4.63
負債の部合計		58,188,903	97.64	57,789,545	96.44
(資本の部)					
資本金	17	1,070,965	1.80	1,070,965	1.79
資本剰余金		1,271,230	2.13	258,247	0.43
資本準備金		1,271,230		258,247	
利益剰余金	20	1,012,982	1.69	388,783	0.65
利益準備金		207,761		-	
任意積立金		329,353		-	
海外投資等損失準備金		124		-	
行員退職手当基金		1,500		-	
別途積立金		327,728		-	
当期未処分利益 (は当期未処理損失)		1,550,098		388,783	
土地再評価差額金	12	104,740	0.17	51,539	0.09
その他の有価証券評価差額金		29,453	0.05	362,614	0.60
資本の部合計		1,404,499	2.36	2,132,150	3.56
負債及び資本の部合計		59,593,402	100.00	59,921,696	100.00

【損益計算書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
経常収益		1,486,770	100.00	1,362,859	100.00
資金運用収益		980,833		742,275	
貸出金利息		621,727		408,942	
有価証券利息配当金		256,108		260,485	
コールローン利息		9,251		4,289	
買現先利息		16,949		10,880	
債券貸借取引受入利息		523		933	
買入手形利息		3		2	
預け金利息		36,098		23,550	
金利スワップ受入利息		9,060		20,827	
その他の受入利息		31,111		12,362	
役務取引等収益		129,065		129,877	
受入為替手数料		20,944		24,333	
その他の役務収益		108,120		105,544	
特定取引収益		65,031		55,192	
商品有価証券収益		1,303		-	
特定取引有価証券収益		4,953		819	
特定金融派生商品収益		57,217		53,189	
その他の特定取引収益		1,556		1,183	
その他業務収益		180,666		197,586	
外国為替売買益		20,789		40,244	
国債等債券売却益		149,584		155,317	
その他の業務収益		10,291		2,024	
その他経常収益		131,173		237,926	
株式等売却益		59,177		215,140	
金銭の信託運用益		766		519	
その他の経常収益	1	71,230		22,265	
経常費用		2,979,406	200.39	821,279	60.26
資金調達費用		549,642		329,575	
預金利息		123,692		68,826	
譲渡性預金利息		8,778		3,885	
債券利息		112,226		84,942	
コールマネー利息		12,659		6,743	
売現先利息		79,862		44,103	
債券貸借取引支払利息		3,867		7,598	
売渡手形利息		75		221	
コマーシャル・ペーパー利息		162		118	
借入金利息		96,712		78,760	
短期社債利息		-		24	
社債利息		6,130		8,284	
その他の支払利息		105,473		26,066	
役務取引等費用		32,265		40,514	
支払為替手数料		5,347		5,262	
その他の役務費用		26,918		35,252	

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)		当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比(%)	金額(百万円)	百分比(%)
特定取引費用		-		465	
商品有価証券費用		-		465	
その他業務費用		72,884		91,626	
国債等債券売却損		35,955		81,021	
国債等債券償却		2,368		841	
債券発行費用償却		45		44	
金融派生商品費用		7,554		8,144	
その他の業務費用		26,959		1,574	
営業経費		290,539		226,254	
その他経常費用		2,034,075		132,843	
貸倒引当金繰入額		470,271		54,155	
貸出金償却		429,179		11,013	
株式等売却損		307,480		15,254	
株式等償却		489,270		5,913	
金銭の信託運用損		1,521		109	
その他の経常費用	2	336,351		46,396	
経常利益 (は経常損失)		1,492,635	100.39	541,580	39.74
特別利益		666	0.04	60,008	4.40
動産不動産処分益		197		5,061	
償却債権取立益		389		355	
金融先物取引責任準備金取崩額		78		-	
その他の特別利益	3	-		54,592	
特別損失		84,400	5.67	12,965	0.95
動産不動産処分損		21,179		5,229	
その他の特別損失	4	63,221		7,735	
税引前当期純利益 (は税引前当期純損失)		1,576,370	106.02	588,623	43.19
法人税、住民税及び事業税		39	0.00	71	0.00
法人税等調整額		57,032	3.83	248,363	18.22
当期純利益 (は当期純損失)		1,633,441	109.86	340,188	24.96
前期繰越損失		78,447		-	
会社分割による未処分利益の増加額		126,444		-	
合併による未処分利益の受入額		28,868		-	
土地再評価差額金取崩額		6,477		48,594	
当期末処分利益 (は当期末処理損失)		1,550,098		388,783	

【損失処理計算書及び利益処分計算書】

損失処理計算書

利益処分計算書

		前事業年度 (株主総会承認日 平成15年6月24日)			当事業年度 (株主総会承認日 平成16年6月24日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	区分	注記 番号	金額(百万円)
当期末処理損失		1,550,098	当期末処分利益		388,783
損失処理額		1,550,098	利益処分額		14,775
任意積立金取崩額		329,353	利益準備金		2,500
海外投資等損失準備金取崩額		124	第二回第四種優先株式 配当金	(1株につき42円00銭)	2,709
行員退職手当基金取崩額		1,500	第三回第三種優先株式 配当金	(1株につき11円00銭)	591
別途積立金取崩額		327,728	第四回第三種優先株式 配当金	(1株につき8円00銭)	430
利益準備金取崩額		207,761	第五回第五種優先株式 配当金	(1株につき22円50銭)	423
資本準備金取崩額		1,012,982	第六回第六種優先株式 配当金	(1株につき8円20銭)	467
次期繰越損失		-	第七回第七種優先株式 配当金	(1株につき14円00銭)	798
			第八回第八種優先株式 配当金	(1株につき47円60銭)	4,069
			第九回第九種優先株式 配当金	(1株につき17円50銭)	2,131
			第十回第十種優先株式 配当金	(1株につき5円38銭)	655
			次期繰越利益		374,008

[次へ](#)

重要な会計方針

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については当事業年度期首と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については当事業年度期首と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については、当事業年度末月1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>同左</p>

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 動産不動産 動産については定率法を採用し、建物及びその他の資産については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(1) 動産不動産 動産については定率法を採用し、建物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(2) ソフトウェア 同左</p>
5. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 債券繰延資産（債券発行費用）は、商法の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 新株発行費は発生時に全額費用処理しております。</p>	<p>(1) 債券繰延資産（債券発行費用）は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>(2) 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>(3) 社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 なお、当事業年度は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号）により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、貸借対照表上、相殺表示しております。</p>	<p>外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「9. ヘッジ会計の方法」に記載しております。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
	<p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の決算日の為替相場による正味の円換算額を貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により損益計算書に計上するとともに、決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p>	<p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「未収収益」は1,013百万円減少、「未払費用」は2,625百万円減少、「その他の負債」は1,454百万円増加、その他資産中の「金融派生商品」は2,268百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は2,587百万円増加、「繰延ヘッジ損失」は202百万円増加しております。また、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ42百万円増加しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、特定取引資産及び特定取引負債中の「特定金融派生商品」、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、特定取引資産中の「特定金融派生商品」は115,232百万円増加、特定取引負債中の「特定金融派生商品」は223,917百万円増加、その他資産中の「金融派生商品」は712,815百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は572,839百万円増加、「その他の資産」は41,325百万円減少、「その他の負債」は10,035百万円減少しております。</p>

[次へ](#)

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
<p>7. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先及び注記事項（貸借対照表関係）5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、破綻懸念先及び注記事項（貸借対照表関係）5の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p>

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は851,531百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は53,051百万円であります。</p>
	<p>(2) 投資損失引当金</p> <p>投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>
	<p>(3) 賞与引当金</p> <p>従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 同左</p>
	<p>(4) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間（10～12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、5年による按分額を費用処理しております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金(含む前払年金費用) 同左</p>

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>当行は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当事業年度における損益に与えている影響額は、「その他の特別利益」として16,038百万円計上しております。</p> <p>なお、当事業年度末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は70,336百万円であります。</p>
	<p>(5) 偶発損失引当金</p> <p>他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を引き当てております。</p>	<p>(5) 偶発損失引当金</p> <p>同左</p>
8. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
<p>9. ヘッジ会計の方法</p>	<p>ヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ (追加情報)</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,014,973百万円、繰延ヘッジ利益は986,198百万円であります。</p>

	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
		<p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用してあります。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用してあります。</p> <p>なお、為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示していましたが、当事業年度より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「その他の受入利息」及び「その他の支払利息」、並びに「経常収益」及び「経常費用」は13,254百万円減少しております。</p>

	前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>(ハ) 内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左

追加情報

<p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)</p>
<p>東京都に係る事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、当行は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金12,862百万円及び損害賠償金200百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、当行を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金28,613百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、当行を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。</p> <p>このように当行は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当事業年度における会計処理についても、東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来会計処理を適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものとして認めたとということではありません。上記条例施行に伴い、東京都に係る事業税については、当事業年度は11,149百万円を「その他の経常費用」に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は28,991百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、6,293百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。</p> <p>また、大阪府に係る事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来所得から業務粗利益に変更になりました。</p>	

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)</p>
<p>平成14年4月4日に、当行は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当事業年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、当行の場合、外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例および平成15年改正府条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は2,720百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、590百万円減少し、「土地再評価差額金」は、同額増加しております。</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例にもとづく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する事業年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、当行の平成16年度以降の法定実効税率は、変更前の40.9%から40.7%となり、繰延税金資産の金額は4,671百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額は同額増加しております。</p>	

[次へ](#)

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
<p>1. 子会社の株式及び出資総額 965,887百万円            なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」、「その他の証券」に合計27,670百万円含まれております。            無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,686,021百万円、再貸付けに供している有価証券は10,083百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは1,153,119百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は184,064百万円、延滞債権額は385,080百万円であります。但し、左記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である(株)整理回収機構への信託実施分は7,286百万円あります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,778百万円あります。            なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1. 子会社の株式及び出資総額 2,379,438百万円            なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「国債」、「その他の証券」に合計14,523百万円含まれております。            無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,317,132百万円、再貸付けに供している有価証券は10,152百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは2,470,456百万円であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は7,677百万円、延滞債権額は70,992百万円あります。            なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。            また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,329百万円あります。            なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,693,674百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,271,598百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフバランス化につながる措置である㈱整理回収機構への信託実施分は7,286百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は2,760,475百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は383,159百万円であります。</p>	<p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は165,503百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は245,502百万円であります。</p> <p>なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は871,202百万円であります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は347,579百万円であります。</p>

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)																																
<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="183 235 694 347"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>715,902百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>8,258,610百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>980,904百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="183 403 694 593"> <tr> <td>預金</td> <td>200,472百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,940,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>4,407,084百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,461,631百万円</td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>2,265,300百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」7,386百万円、「有価証券」942,944百万円及び「貸出金」466,821百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は14,399百万円であります。</p>	特定取引資産	715,902百万円	有価証券	8,258,610百万円	貸出金	980,904百万円	預金	200,472百万円	コールマネー	1,940,000百万円	売現先勘定	4,407,084百万円	債券貸借取引受入担保金	1,461,631百万円	売渡手形	2,265,300百万円	<p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table data-bbox="813 235 1324 347"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>766,708百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>9,620,498百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,070,938百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table data-bbox="813 403 1324 593"> <tr> <td>預金</td> <td>144,976百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー</td> <td>1,450,500百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>3,383,963百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>3,751,720百万円</td> </tr> <tr> <td>売渡手形</td> <td>1,726,400百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、「現金預け金」6,733百万円、「有価証券」1,065,529百万円及び「貸出金」330,416百万円を差し入れております。</p> <p>また、子会社、関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、「その他の資産」のうちデリバティブ取引差入担保金は167,294百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は12,379百万円であります。</p>	特定取引資産	766,708百万円	有価証券	9,620,498百万円	貸出金	1,070,938百万円	預金	144,976百万円	コールマネー	1,450,500百万円	売現先勘定	3,383,963百万円	債券貸借取引受入担保金	3,751,720百万円	売渡手形	1,726,400百万円
特定取引資産	715,902百万円																																
有価証券	8,258,610百万円																																
貸出金	980,904百万円																																
預金	200,472百万円																																
コールマネー	1,940,000百万円																																
売現先勘定	4,407,084百万円																																
債券貸借取引受入担保金	1,461,631百万円																																
売渡手形	2,265,300百万円																																
特定取引資産	766,708百万円																																
有価証券	9,620,498百万円																																
貸出金	1,070,938百万円																																
預金	144,976百万円																																
コールマネー	1,450,500百万円																																
売現先勘定	3,383,963百万円																																
債券貸借取引受入担保金	3,751,720百万円																																
売渡手形	1,726,400百万円																																

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は27,242,284百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが23,913,043百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,614,191百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,577,364百万円であります。</p> <p>12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,565百万円</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 117,248百万円</p> <p>14. 動産不動産の圧縮記帳額 7,855百万円</p>	<p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は25,408,047百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが22,516,843百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,221,288百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,186,243百万円であります。</p> <p>12. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等の合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 35,910百万円</p> <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 87,961百万円</p> <p>14. 動産不動産の圧縮記帳額 2,668百万円</p>

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)																																																																																												
<p>15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 1,782,105百万円が含まれております。</p> <p>16. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>17. 会社が発行する株式の総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">普通株式</td><td style="text-align: right;">14,400,000千株</td></tr> <tr><td>第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">107,500千株</td></tr> <tr><td>第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">64,500千株</td></tr> <tr><td>第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">18,810千株</td></tr> <tr><td>第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">57,000千株</td></tr> <tr><td>第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">57,000千株</td></tr> <tr><td>第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">85,500千株</td></tr> <tr><td>第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">121,800千株</td></tr> <tr><td>第十種優先株式</td><td style="text-align: right;">121,800千株</td></tr> <tr><td>第十一種優先株式</td><td style="text-align: right;">1,000,000千株</td></tr> <tr><td>第十二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1,000,000千株</td></tr> <tr><td>第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1,000,000千株</td></tr> </table> <p>発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">普通株式</td><td style="text-align: right;">6,831,124千株</td></tr> <tr><td>第二回第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">64,500千株</td></tr> <tr><td>第三回第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">53,750千株</td></tr> <tr><td>第四回第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">53,750千株</td></tr> <tr><td>第五回第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">18,810千株</td></tr> <tr><td>第六回第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">57,000千株</td></tr> <tr><td>第七回第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">57,000千株</td></tr> <tr><td>第八回第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">85,500千株</td></tr> <tr><td>第九回第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">121,800千株</td></tr> <tr><td>第十回第十種優先株式</td><td style="text-align: right;">121,800千株</td></tr> <tr><td>第十一回第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">721,930千株</td></tr> </table>	普通株式	14,400,000千株	第三種優先株式	107,500千株	第四種優先株式	64,500千株	第五種優先株式	18,810千株	第六種優先株式	57,000千株	第七種優先株式	57,000千株	第八種優先株式	85,500千株	第九種優先株式	121,800千株	第十種優先株式	121,800千株	第十一種優先株式	1,000,000千株	第十二種優先株式	1,000,000千株	第十三種優先株式	1,000,000千株	普通株式	6,831,124千株	第二回第四種優先株式	64,500千株	第三回第三種優先株式	53,750千株	第四回第三種優先株式	53,750千株	第五回第五種優先株式	18,810千株	第六回第六種優先株式	57,000千株	第七回第七種優先株式	57,000千株	第八回第八種優先株式	85,500千株	第九回第九種優先株式	121,800千株	第十回第十種優先株式	121,800千株	第十一回第十三種優先株式	721,930千株	<p>15. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,067,930百万円が含まれております。</p> <p>16. 社債は全額、劣後特約付社債であります。</p> <p>17. 会社が発行する株式の総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">普通株式</td><td style="text-align: right;">14,400,000千株</td></tr> <tr><td>第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">107,500千株</td></tr> <tr><td>第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">64,500千株</td></tr> <tr><td>第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">18,810千株</td></tr> <tr><td>第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">57,000千株</td></tr> <tr><td>第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">57,000千株</td></tr> <tr><td>第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">85,500千株</td></tr> <tr><td>第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">121,800千株</td></tr> <tr><td>第十種優先株式</td><td style="text-align: right;">121,800千株</td></tr> <tr><td>第十一種優先株式</td><td style="text-align: right;">1,000,000千株</td></tr> <tr><td>第十二種優先株式</td><td style="text-align: right;">1,000,000千株</td></tr> <tr><td>第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">1,000,000千株</td></tr> </table> <p>発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">普通株式</td><td style="text-align: right;">6,831,124千株</td></tr> <tr><td>第二回第四種優先株式</td><td style="text-align: right;">64,500千株</td></tr> <tr><td>第三回第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">53,750千株</td></tr> <tr><td>第四回第三種優先株式</td><td style="text-align: right;">53,750千株</td></tr> <tr><td>第五回第五種優先株式</td><td style="text-align: right;">18,810千株</td></tr> <tr><td>第六回第六種優先株式</td><td style="text-align: right;">57,000千株</td></tr> <tr><td>第七回第七種優先株式</td><td style="text-align: right;">57,000千株</td></tr> <tr><td>第八回第八種優先株式</td><td style="text-align: right;">85,500千株</td></tr> <tr><td>第九回第九種優先株式</td><td style="text-align: right;">121,800千株</td></tr> <tr><td>第十回第十種優先株式</td><td style="text-align: right;">121,800千株</td></tr> <tr><td>第十一回第十三種優先株式</td><td style="text-align: right;">721,930千株</td></tr> </table>	普通株式	14,400,000千株	第三種優先株式	107,500千株	第四種優先株式	64,500千株	第五種優先株式	18,810千株	第六種優先株式	57,000千株	第七種優先株式	57,000千株	第八種優先株式	85,500千株	第九種優先株式	121,800千株	第十種優先株式	121,800千株	第十一種優先株式	1,000,000千株	第十二種優先株式	1,000,000千株	第十三種優先株式	1,000,000千株	普通株式	6,831,124千株	第二回第四種優先株式	64,500千株	第三回第三種優先株式	53,750千株	第四回第三種優先株式	53,750千株	第五回第五種優先株式	18,810千株	第六回第六種優先株式	57,000千株	第七回第七種優先株式	57,000千株	第八回第八種優先株式	85,500千株	第九回第九種優先株式	121,800千株	第十回第十種優先株式	121,800千株	第十一回第十三種優先株式	721,930千株
普通株式	14,400,000千株																																																																																												
第三種優先株式	107,500千株																																																																																												
第四種優先株式	64,500千株																																																																																												
第五種優先株式	18,810千株																																																																																												
第六種優先株式	57,000千株																																																																																												
第七種優先株式	57,000千株																																																																																												
第八種優先株式	85,500千株																																																																																												
第九種優先株式	121,800千株																																																																																												
第十種優先株式	121,800千株																																																																																												
第十一種優先株式	1,000,000千株																																																																																												
第十二種優先株式	1,000,000千株																																																																																												
第十三種優先株式	1,000,000千株																																																																																												
普通株式	6,831,124千株																																																																																												
第二回第四種優先株式	64,500千株																																																																																												
第三回第三種優先株式	53,750千株																																																																																												
第四回第三種優先株式	53,750千株																																																																																												
第五回第五種優先株式	18,810千株																																																																																												
第六回第六種優先株式	57,000千株																																																																																												
第七回第七種優先株式	57,000千株																																																																																												
第八回第八種優先株式	85,500千株																																																																																												
第九回第九種優先株式	121,800千株																																																																																												
第十回第十種優先株式	121,800千株																																																																																												
第十一回第十三種優先株式	721,930千株																																																																																												
普通株式	14,400,000千株																																																																																												
第三種優先株式	107,500千株																																																																																												
第四種優先株式	64,500千株																																																																																												
第五種優先株式	18,810千株																																																																																												
第六種優先株式	57,000千株																																																																																												
第七種優先株式	57,000千株																																																																																												
第八種優先株式	85,500千株																																																																																												
第九種優先株式	121,800千株																																																																																												
第十種優先株式	121,800千株																																																																																												
第十一種優先株式	1,000,000千株																																																																																												
第十二種優先株式	1,000,000千株																																																																																												
第十三種優先株式	1,000,000千株																																																																																												
普通株式	6,831,124千株																																																																																												
第二回第四種優先株式	64,500千株																																																																																												
第三回第三種優先株式	53,750千株																																																																																												
第四回第三種優先株式	53,750千株																																																																																												
第五回第五種優先株式	18,810千株																																																																																												
第六回第六種優先株式	57,000千株																																																																																												
第七回第七種優先株式	57,000千株																																																																																												
第八回第八種優先株式	85,500千株																																																																																												
第九回第九種優先株式	121,800千株																																																																																												
第十回第十種優先株式	121,800千株																																																																																												
第十一回第十三種優先株式	721,930千株																																																																																												

<p style="text-align: center;">前事業年度 (平成15年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (平成16年3月31日)</p>
<p>18. 配当制限</p> <p>当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>第三種優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第四種優先株式 1株につき年200円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第五種優先株式 1株につき年22円50銭</p> <p>第六種優先株式 1株につき年8円20銭</p> <p>第七種優先株式 1株につき年14円</p> <p>第八種優先株式 1株につき年47円60銭</p> <p>第九種優先株式 1株につき年17円50銭</p> <p>第十種優先株式 1株につき年5円38銭</p> <p>第十一種優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十二種優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>19. 「貸借対照表上の純資産額から土地再評価差額金及びその他有価証券評価差額金の合計額を控除した金額」から「資本金、資本準備金および利益準備金の合計額」を差し引いた資本の欠損の額は、1,220,744百万円であります。</p> <p>20. 商法旧第290条第1項第6号に規定されている時価を付したことにより増加した純資産額は、40,915百万円であります。</p>	<p>18. 配当制限</p> <p>当行の定款の定めるところにより、優先株主に対しては、次に定める各種優先株式の優先配当金を超えて配当することはありません。</p> <p>第三種優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第四種優先株式 1株につき年200円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第五種優先株式 1株につき年22円50銭</p> <p>第六種優先株式 1株につき年8円20銭</p> <p>第七種優先株式 1株につき年14円</p> <p>第八種優先株式 1株につき年47円60銭</p> <p>第九種優先株式 1株につき年17円50銭</p> <p>第十種優先株式 1株につき年5円38銭</p> <p>第十一種優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十二種優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>第十三種優先株式 1株につき年100円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額</p> <p>20. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、416,181百万円であります。</p>

前事業年度 (平成15年3月31日)	当事業年度 (平成16年3月31日)
<p>21. その他の資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,806百万円を偶発損失引当金として計上しております。(重要な会計方針7.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)</p>	<p>21. その他の資産には、平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当行としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて当行敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当行としては、当行の主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に131,159百万円を偶発損失引当金として計上しております。(重要な会計方針7.引当金の計上基準(5)偶発損失引当金参照)</p>

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日)	当事業年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
<p>1. その他の経常収益には、退職給付信託設定益22,829百万円、外国法人税に係る還付金30,287百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他の経常費用には、その他の債権売却損194,440百万円を含んでおります。</p> <p>4. その他の特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額8,751百万円、みずほフィナンシャルグループ変革のための『事業再構築』及びみずほ『変革・加速プログラム』に伴い臨時的に発生した債権売却損28,500百万円並びに株式売却損25,969百万円を含んでおります。</p>	<p>2. その他の経常費用には、株式関係の金融派生商品費用15,412百万円を含んでおります。</p> <p>3. その他の特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び還付加算金の合計29,366百万円、厚生年金基金代行返上益16,038百万円及び偶発損失引当金純戻入額8,471百万円を含んでおります。</p> <p>4. その他の特別損失は、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額7,735百万円であります。</p>

[次へ](#)

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																																												
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">14,540百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">14,540百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">8,494百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8,494百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">6,046百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">6,046百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">3,096百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">6,389百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">9,485百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">4,089百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">5,237百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">323百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	14,540百万円	その他	- 百万円	合計	14,540百万円	動産	8,494百万円	その他	- 百万円	合計	8,494百万円	動産	6,046百万円	その他	- 百万円	合計	6,046百万円	1年内	3,096百万円	1年超	6,389百万円	合計	9,485百万円	支払リース料	4,089百万円	減価償却費相当額	5,237百万円	支払利息相当額	323百万円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">15,106百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">15,106百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">10,304百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">10,304百万円</td> </tr> </table> <p>期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>動産</td> <td style="text-align: right;">4,801百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">4,801百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料期末残高相当額</li> </ul> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">3,185百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">5,234百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8,420百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">3,543百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">3,590百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">260百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	動産	15,106百万円	その他	- 百万円	合計	15,106百万円	動産	10,304百万円	その他	- 百万円	合計	10,304百万円	動産	4,801百万円	その他	- 百万円	合計	4,801百万円	1年内	3,185百万円	1年超	5,234百万円	合計	8,420百万円	支払リース料	3,543百万円	減価償却費相当額	3,590百万円	支払利息相当額	260百万円
動産	14,540百万円																																																												
その他	- 百万円																																																												
合計	14,540百万円																																																												
動産	8,494百万円																																																												
その他	- 百万円																																																												
合計	8,494百万円																																																												
動産	6,046百万円																																																												
その他	- 百万円																																																												
合計	6,046百万円																																																												
1年内	3,096百万円																																																												
1年超	6,389百万円																																																												
合計	9,485百万円																																																												
支払リース料	4,089百万円																																																												
減価償却費相当額	5,237百万円																																																												
支払利息相当額	323百万円																																																												
動産	15,106百万円																																																												
その他	- 百万円																																																												
合計	15,106百万円																																																												
動産	10,304百万円																																																												
その他	- 百万円																																																												
合計	10,304百万円																																																												
動産	4,801百万円																																																												
その他	- 百万円																																																												
合計	4,801百万円																																																												
1年内	3,185百万円																																																												
1年超	5,234百万円																																																												
合計	8,420百万円																																																												
支払リース料	3,543百万円																																																												
減価償却費相当額	3,590百万円																																																												
支払利息相当額	260百万円																																																												
<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">10,315百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">81,483百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">91,798百万円</td> </tr> </table>	1年内	10,315百万円	1年超	81,483百万円	合計	91,798百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未経過リース料</li> </ul> <table style="width: 100%;"> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">6,406百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">43,520百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">49,926百万円</td> </tr> </table>	1年内	6,406百万円	1年超	43,520百万円	合計	49,926百万円																																																
1年内	10,315百万円																																																												
1年超	81,483百万円																																																												
合計	91,798百万円																																																												
1年内	6,406百万円																																																												
1年超	43,520百万円																																																												
合計	49,926百万円																																																												

[次へ](#)

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前事業年度(平成15年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	11,684	-

当事業年度(平成16年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	11,684	32,851	21,167

(注) 時価は、当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	当事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 1,314,526百万円</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 515,471百万円</p> <p>有価証券償却損金算入限度超過額 260,424百万円</p> <p>退職給付信託拠出有価証券、同運用益 55,581百万円</p> <p>その他 85,420百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 2,231,424百万円</p> <p>評価性引当額 1,115,242百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 1,116,182百万円</p> <p>繰延税金負債 51,695百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 1,064,486百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 1,152,175百万円</p> <p>有価証券償却損金算入限度超過額 636,057百万円</p> <p>有価証券等(退職給付信託拠出分) 85,345百万円</p> <p>貸倒引当金損金算入限度超過額 83,691百万円</p> <p>その他 48,570百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産小計 2,005,840百万円</p> <p>評価性引当額 1,144,386百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産合計 861,453百万円</p> <p>繰延税金負債 326,976百万円</p> <hr/> <p>繰延税金資産の純額 534,477百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>当事業年度は税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率 37.9%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額の増減 6.5%</p> <p>受取配当金等永久に益金に算入されない項目 0.7%</p> <p>税率変更による影響 0.5%</p> <p>その他 0.9%</p> <hr/> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 42.2%</p>

## ( 1株当たり情報 )

		前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	61.68	43.04
1株当たり当期純利益 (は1株当たり当期純損失)	円	285.66	48.00
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	-	38.63

(注) 1. 前事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)			
当期純利益(は当期純損失)	百万円	1,633,441	340,188
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	12,275
うち利益処分による優先配当額	百万円	-	12,275
普通株式に係る当期純利益(は普通株式に係る当期純損失)	百万円	1,633,441	327,913
普通株式の期中平均株式数	千株	5,718,080	6,831,124
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	-	5,496
うち利益処分による優先配当額	百万円	-	5,496
普通株式増加数	千株	-	1,799,075
うち優先株式	千株	-	1,799,075
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第三回第三種優先株式、第四回第三種優先株式、第五回第五種優先株式、第六回第六種優先株式、第七回第七種優先株式、第九回第九種優先株式及び第十回第十種優先株式。 なお、上記優先株式の概要は「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。	

3. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、前事業年度は純損失が計上されているため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)	当事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1. 当行は、平成15年 5月29日、関係当局の認可を前提に、平成15年 7月23日(予定)を期日として、当行子会社である株式会社みずほコーポレート(資本金5億円、総資産10億円)との間で、当行が吸収分割の方法により「ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほコーポレートに承継させる分割契約を締結いたしました。</p> <p>今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造の一段の強化」を同時に推進することを目的としております。</p> <p>なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきましては、分割期日までに確定するため、現時点における影響額は確定できません。</p> <p>2. 当行は、平成15年 5月29日、関係当局の認可を前提に、平成15年 7月23日(予定)を期日として、当行子会社である株式会社みずほグローバル(資本金5億円、総資産10億円)との間で、当行が吸収分割の方法により「本邦グローバルビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」および「非居住者取引等ビジネス・リオーガナイゼーション推進営業」を分割し、株式会社みずほグローバルに承継させる分割契約を締結いたしました。</p> <p>今回の会社分割は、再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を銀行本体から新たに設立する再生専門子会社に分離すること等により、「企業再生の早期実現」に加え、「信用創造の一段の強化」を同時に推進することを目的としております。</p> <p>なお、分割対象となる具体的な資産・負債につきましては、分割期日までに確定するため、現時点における影響額は確定できません。</p>	
	<p>当行は、平成16年 6月18日に、取引先である興和不動産株式会社及びその子会社である興和不動産販売株式会社と、興和不動産グループの事業再編に関し、支援にかかる協定を締結いたしました。この結果、当該取引先向け債権のうち、事業再編において会社分割により興和不動産株式会社に残存する予定の当行の貸出金は175,700百万円と見込んでおりますが、同社は今後とも事業を継続していくことから回収額が変動するため、損失負担額については現在確定していません。</p>

【附属明細表】

当事業年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日まで）

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
土地	-	-	-	102,254	-	-	102,254
建物	-	-	-	87,371	54,247	1,720	33,124
動産	-	-	-	46,680	33,714	5,170	12,966
建設仮払金	-	-	-	385	-	-	385
有形固定資産計	-	-	-	236,693	87,961	6,891	148,731
無形固定資産							
保証金権利金	-	-	-	17,882	-	-	17,882
ソフトウェア	-	-	-	147,129	76,377	23,798	70,751
無形固定資産計	-	-	-	165,012	76,377	23,798	88,634
繰延資産							
債券発行費用	77	24	36	65	47	44	18
社債発行差金	-	54	-	54	0	0	53
繰延資産計	77	78	36	119	48	45	71

(注) 1. 土地、建物、動産の3つの項目は、貸借対照表勘定科目では「土地建物動産」に計上しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の金額は、資産総額の100分の1以下であるため、「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
資本金（注1）		百万円	1,070,965	-	-	1,070,965
資本金のうち既発行株式	普通株式	（株）	(6,831,124,612)	-	-	(6,831,124,612)
	第二回第四種優先株式	（株）	(64,500,000)	-	-	(64,500,000)
	第三回第三種優先株式	（株）	(53,750,000)	-	-	(53,750,000)
	第四回第三種優先株式	（株）	(53,750,000)	-	-	(53,750,000)
	第五回第五種優先株式	（株）	(18,810,000)	-	-	(18,810,000)
	第六回第六種優先株式	（株）	(57,000,000)	-	-	(57,000,000)
	第七回第七種優先株式	（株）	(57,000,000)	-	-	(57,000,000)
	第八回第八種優先株式	（株）	(85,500,000)	-	-	(85,500,000)
	第九回第九種優先株式	（株）	(121,800,000)	-	-	(121,800,000)
	第十回第十種優先株式	（株）	(121,800,000)	-	-	(121,800,000)
	第十一回第十三種優先株式	（株）	(721,930,000)	-	-	(721,930,000)
	計	（株）	(8,186,964,612)	-	-	(8,186,964,612)
	百万円	1,070,965	-	-	1,070,965	
資本準備金及びその他資本剰余金	（資本準備金）					
	株式払込剰余金（注2）		840,953	-	840,953	-
	合併差益（注2）		25,809	-	25,809	-
	吸収分割差益（注2）		48,917	-	48,917	-
	株式交換差益（注2）	百万円	355,549	-	97,302	258,247
計	百万円	1,271,230	-	1,012,982	258,247	
利益準備金及び任意積立金	（利益準備金）（注2）	百万円	207,761	-	207,761	-
	（任意積立金）					
	海外投資等損失準備金（注2）	百万円	124	-	124	-
	行員退職手当基金（注2）	百万円	1,500	-	1,500	-
	別途積立金（注2）	百万円	327,728	-	327,728	-
計	百万円	537,115	-	537,115	-	

（注）1．資本金の内訳は、株式種類ごとの分別ができないため総額のみ記載しております。

2．当期減少額は、前期決算の欠損てん補によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金					
一般貸倒引当金	( 12,898) 731,654	364,165	1,505	(注) 2 730,148	364,165
個別貸倒引当金	(2,117) 316,351	64,484	8,221	(注) 3 308,130	64,484
うち非居住者向け債権分	(2,117) 124,863	28,674	6,702	(注) 3 118,160	28,674
特定海外債権引当勘定	( 1,171) 15,252	5,600	-	(注) 4 15,252	5,600
投資損失引当金	(19) 5,015	67	18	(注) 2 4,996	67
賞与引当金	3,192	2,418	3,192	-	2,418
偶発損失引当金	141,124	131,749	-	(注) 4 141,124	131,749
計	( 11,933) 1,212,590	568,486	12,938	1,199,651	568,486

(注) 1. ( )内は為替換算差額であります。

2. 洗替による取崩額及び平成15年7月23日の会社分割に伴う株式会社みずほコーポレート及び株式会社みずほグローバルへの移転によるものであります。
3. 主として税法による取崩額及び平成15年7月23日の会社分割に伴う株式会社みずほコーポレート及び株式会社みずほグローバルへの移転によるものであります。
4. 洗替による取崩額及び平成15年7月23日の会社分割に伴う株式会社みずほグローバルへの移転によるものであります。

未払法人税等

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	( 153) 56,578	6,303	13,258	-	49,623
未払法人税等	( 153) 34,163	2,661	2,109	-	34,714
未払事業税	22,415	3,642	11,149	-	14,908

(注) ( )内は為替換算差額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成16年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金1,756,648百万円、他の銀行への預け金1,702,116百万円その他であります。
その他の証券	外国証券4,061,467百万円その他であります。
前払費用	信用保証料661百万円、土地建物機械賃借料1,740百万円、システム関連費用836百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息42,894百万円、有価証券利息配当金56,284百万円その他であります。
その他の資産	未収金384,359百万円、仮納付税金227,482百万円、金融安定化拠出基金等への拠出金156,429百万円、前払年金費用171,040百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	外貨預金3,108,508百万円、別段預金221,830百万円その他であります。
未払費用	預金利息8,017百万円、債券利息15,361百万円、借入金利息30,966百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息6,108百万円その他であります。
その他の負債	未払金386,051百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当ありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	3月31日
定時株主総会	6月中
株主名簿閉鎖の期間	-
基準日	3月31日
株券の種類	1,000株券、10,000株券及び100,000株券
中間配当基準日	9月30日
1単元の株式の数	1,000株
株式の名義書換	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
代理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
不所持申出株券の発行又は返還及び株券の喪失、汚損・毀損等による再発行手数料	株券1枚につき250円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
代理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほインベスターズ証券株式会社 全国本支店
買取手数料	次に定める算式により1単元の株式の数あたりの手数料金額を算定（円位未満の端数を生じた場合には切り捨てた金額）し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額（円位未満の端数を生じた場合には切り捨てた金額） (1) 1単元の株式の数あたりの買取価格100万円以下の場合 当該金額の1.15%（2,500円に満たない場合には2,500円とする。） (2) 1単元の株式の数あたりの買取価格100万円超の場合 当該金額の0.90% + 2,500円
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	ありません

## 第7【提出会社の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

### (1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第1期）（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

平成15年6月26日関東財務局長に提出。

### (2) 半期報告書

（第2期中）（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

平成15年12月25日関東財務局長に提出。

### (3) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（提出会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）及び同項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書

平成15年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結）に基づく臨時報告書

平成15年6月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号（会社の分割に係る計画の承認又は契約の締結）に基づく臨時報告書

平成15年6月2日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書

平成15年7月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号（連結会社の債権につき取立不能及び取立遅延の発生）に基づく臨時報告書

平成15年8月4日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生）に基づく臨時報告書

平成15年10月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号（連結会社の債権につき取立不能及び取立遅延の発生）に基づく臨時報告書

平成16年3月19日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書

平成16年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号（提出会社の債権につき取立不能及び取立遅延の発生）に基づく臨時報告書

平成16年6月21日関東財務局長に提出

### (4) 有価証券届出書及びその添付書類

劣後特約付社債の募集を対象とする有価証券届出書

平成16年1月21日関東財務局長に提出

### (5) 訂正届出書

平成16年1月21日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書

平成16年1月27日関東財務局長に提出

平成16年1月21日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書

平成16年1月28日関東財務局長に提出

平成16年1月21日提出上記(4)の有価証券届出書に係る訂正届出書

平成16年1月30日関東財務局長に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

# 独立監査人の監査報告書

平成15年 6月24日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 小林 雅和 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己 印

## 中央青山監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 大屋 隆司 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 山手 章 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 林 秀市郎 印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私ども監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私ども監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成15年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成16年 6 月25日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

## 中央青山監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 林 秀市郎

代表社員  
関与社員 公認会計士 白畑 尚志

代表社員  
関与社員 公認会計士 佐々木 貴司

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員  
関与社員 公認会計士 小林 雅和

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私ども監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私ども監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行及び連結子会社の平成16年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成16年6月18日に、取引先である興和不動産株式会社及びその子会社である興和不動産販売株式会社と、興和不動産グループの事業再編に関し、支援にかかる協定を締結した。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成15年 6月24日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 小林 雅和 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己 印

## 中央青山監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 大屋 隆司 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 山手 章 印

代表社員  
関与社員 公認会計士 林 秀市郎 印

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私ども監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私ども監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成15年5月29日株式会社みずほコーポレート及び株式会社みずほグローバルとの間で分割契約を締結した。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

# 独立監査人の監査報告書

平成16年 6 月25日

株式会社 みずほコーポレート銀行

取締役会 御中

## 中央青山監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 林 秀市郎

代表社員  
関与社員 公認会計士 白畑 尚志

代表社員  
関与社員 公認会計士 佐々木 貴司

## 新日本監査法人

代表社員  
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員  
関与社員 公認会計士 小林 雅和

代表社員  
関与社員 公認会計士 成澤 和己

私ども監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほコーポレート銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私ども監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私ども監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私ども監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私ども監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私ども監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほコーポレート銀行の平成16年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成16年6月18日に、取引先である興和不動産株式会社及びその子会社である興和不動産販売株式会社と、興和不動産グループの事業再編に関し、支援にかかる協定を締結した。

会社と私ども監査法人又はそれぞれの関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。